

名古屋市職員共済組合公報

発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市職員共済組合

編集兼発行人 名古屋市職員共済組合事務局長
渡邊 英之

目次

公 告

1 定款の変更

- ・名古屋市職員共済組合定款の一部変更・・・1

2 規則の改正

- ・名古屋市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・2

3 規程の改正

- ・名古屋市職員共済組合個人情報保護規程の全部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・4
- ・名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取り扱いに関する規程の全部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・27
- ・名古屋市職員共済組合会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・42
- ・名古屋市職員共済組合職員就業規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・43

- ・名古屋市職員共済組合会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・49
- ・名古屋市職員共済組合診療報酬明細書等開示規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・51
- ・名古屋市職員共済組合個人情報保護規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・52
- ・名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取り扱いに関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・54

4 予算

- ・令和5年度事業計画及び予算・・・・・・・・・・・・・56

5 決算

- ・令和4年度決算・・・・・・・・・・・・・139

人事異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・238

公 告

1 定款の変更

●名古屋市職員共済組合定款の一部変更

名古屋市職員共済組合定款の一部変更をここに公告する。

令和5年3月31日

名古屋市職員共済組合理事長 中 田 英 雄

名古屋市職員共済組合定款第1号

名古屋市職員共済組合定款の一部変更

名古屋市職員共済組合定款（昭和37年名古屋市職員共済組合定款第1号）の一部を次のように変更する。

第40条第1項の表中「1,000分の2.35」を「1,000分の2.8」に改める。

第44条中「令和4年度」を「令和5年度」に、「2,095円」を「1,755円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項の規定は、令和5年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

2 規則の改正

●名古屋市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則

名古屋市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則をここに公告する。

令和4年11月15日

名古屋市職員共済組合理事長 中 田 英 雄

名古屋市職員共済組合規則第3号

名古屋市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則

名古屋市職員共済組合運営規則（昭和37年12月1日名古屋市職員共済組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の6の次に次の1条を加える。

（令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者の報酬等）

第11条の7 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとし、同法第203条の2第3項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの（同法第204条第2項に規定する通勤手当に相当するものに限る。）を加えたものとする。

- 2 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第4項に規定する期末手当及び同法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬とする。

附 則

この規則は、公告の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

3 規程の改正

●名古屋市職員共済組合個人情報保護規程の全部を改正する規程

名古屋市職員共済組合個人情報保護規程の全部を改正する規程をここに公告する。

令和4年8月1日

名古屋市職員共済組合理事長 中 田 英 雄

名古屋市職員共済組合規程第2号

名古屋市職員共済組合個人情報保護規程の全部を改正する規程

名古屋市職員共済組合個人情報保護規程（平成30年名古屋市職員共済組合規程第10号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 個人情報の管理体制（第3条）
- 第3章 個人情報の取得等（第4条～第7条）
- 第4章 個人情報の管理（第8条～第14条の2）
- 第5章 個人情報の第三者提供（第15条～第20条）
- 第6章 保有個人データの開示等（第21条～第30条）
- 第7章 苦情処理（第31条）
- 第8章 仮名加工情報の作成等（第32条・第33条）
- 第9章 匿名加工情報の作成等（第34条～第37条）
- 第10章 その他（第38条・第39条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）が管理する個人情報の保護及び適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、組合の行う事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。第7条第2項及び第23条第1項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第1条に定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

- イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして令第2条各号のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）が含まれる個人情報をいう。
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (5) 仮名加工情報 次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (6) 匿名加工情報 次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれに定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (7) 個人関連情報 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- (8) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして令第4条第1項各号のいずれにも該当するものを除く。）をいう。
- ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- イ アに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして令第4条第2項で定めるもの
- (9) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (10) 保有個人データ 組合が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの以外のものをいう。
- ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- ウ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- エ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- (11) 学術研究機関等 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第2章 個人情報の管理体制

(個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者)

第3条 個人情報の安全管理のため、組合に個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者を置く。

第3章 個人情報の取得等

(利用目的の特定)

第4条 組合は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を名古屋市職員共済組合個人情報保護規程細則（平成27年10月1日。以下「規程細則」という。）で定めるところにより特定しなければならない。

2 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

2 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者をいう。）から業務を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第5条の2 組合は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第6条 組合は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）

）第6条で定める者により公開されている場合

(6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして規程細則に定める場合
（取得に際しての利用目的の通知等）

第7条 組合は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 組合は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要な場合は、この限りでない。
- 3 組合は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 個人情報の管理

（データ内容の正確性の確保等）

第8条 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

（職員等の責務）

第9条 次に掲げる者（以下「職員等」という。）は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 組合役員若しくは職員又は役員であった者若しくは職員であった者
- (2) 第13条第1項に規定する委託先に従事する者又は従事していた者
- (3) 第13条第2項に規定する派遣された職員又は派遣されていた者

2 職員等は、この規程の定めるところに従い、適正な個人情報の管理に努めなければならない。

(安全管理措置)

第10条 組合は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(職員等の監督)

第11条 組合は、職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育・訓練の実施)

第12条 組合は、職員等の知識・技能の習得及び個人情報の保護に対する職業倫理の向上のため、職員等に職責、経験等を考慮した教育・訓練を行うものとする。

(委託先の監督)

第13条 組合は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人情報に関する秘密保持その他個人情報の保護の水準を満たしている者を委託先とし、委託先が講じるべき安全管理措置等に関し必要な事項を委託契約書等に明記するものとする。

2 組合は、個人情報の取扱いを派遣協定等により派遣された職員等に行わせる場合には、個人情報の適切な取扱いに関する事項を当該派遣協定書に明記するものとする。

3 組合は、委託した個人データの安全管理が図れるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事態発生時の対応)

第14条 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態の発生又はその兆候を察知した者は、直ちに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の規定により、個人情報の漏えい、滅失、毀

損その他の個人データの安全の確保に係る事態の兆候の連絡を受けた場合には、発生を事前に防ぐための必要な措置を講じるものとする。

3 個人情報保護管理者は、第1項の規定により、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態の発生の連絡を受けた場合には、速やかに事故の経緯及び被害状況等を調査し、復旧のための必要な措置を講じるとともに、規程細則で定めるところにより、当該事態の状況等について理事長に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告のうち、長期給付に関する事項については、全国市町村職員共済組合連合会にも併せて報告しなければならない。

(個人情報の漏えい等の報告等)

第14条の2 理事長は、前条の報告により、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規程細則で定めるものが生じたときは、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、法第147条第1項の規定により、法第26条第1項、第143条第1項、第159条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、法第160条並びに第161条の規定による権限が総務大臣に委任された場合は、総務大臣の指示に基づいて行うものとする。

2 前項に規定する場合には、本人に対し、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第5章 個人情報の第三者提供

(第三者提供の制限)

第15条 組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（本人への通知等により第三者に提供できる場合）

第16条 組合は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、規程細則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第6条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは組合以外の法第16条第2項で規定する個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- (1) 組合の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

- (7) 本人の求めを受け付ける方法
 - (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして、規程細則に定める事項
- 2 組合は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、規程細則で定めるところにより本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

(第三者提供に該当しない場合)

第17条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前2条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 組合が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による業務の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ア 共同して利用する旨

イ 共同して利用される個人データの項目

ウ 共同して利用する者の範囲

エ 利用する者の利用目的

オ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所

カ 組合の代表者の氏名

- 2 組合は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は組合の代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変

更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第18条 組合は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第20条の2第1項第2号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として規則第15条第1項で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて法第4章第1節の規定により法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、第15条各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 組合は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、規程細則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 組合は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、規程細則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第19条 組合は、個人データを第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第20条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、規程細則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の

規程細則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第15条各号又は第17条第1項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第15条各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 組合は、前項の記録を、当該記録を作成した日から規程細則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第20条 組合は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、規程細則で定める方法により、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第15条各号又は第17条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、組合が同項の規定による確認を行う場合において、組合に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

- 3 組合は、第1項の規定による確認を行ったときは、規程細則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の規程細則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 4 組合は、前項の記録を、当該記録を作成した日から規程細則で定める期間保存しなければならない。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第20条の2 組合（個人関連情報データベース等（個人関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして令第8条で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を事業の用に供している場合に限る。以下この条において同じ。）は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この条において同じ。）を個人デー

タとして取得することが想定される場合は、第15条各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ規程細則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が組合から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、規程細則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第18条第3項の規定は、前項の規定により組合が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により組合が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

第6章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表)

第21条 組合は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 組合の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次条第1項の規定による求め又は第23条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第24条第1項若しくは第25条第1項、第3項若し

くは第5項の規定による請求に応じる手続

(4) 第29条第2項の規定による手数料の額

(5) 前各号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として規程細則で定めるもの

(保有個人データの利用目的の通知)

第22条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

(2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(開示)

第23条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の規程細則で定める方法による開示を請求することができる。

2 組合は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

3 組合は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一

部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 4 法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第19条第1項及び第20条第3項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして規程細則で定めるものを除く。）について準用する。
- 6 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書の開示に当たっては、名古屋市職員共済組合診療報酬明細書等開示規程（平成17年2月9日規程第3号）に定めるところによる。

（訂正等）

第24条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第25条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データが第5条若しくは第5条の2の規定に違反して取り扱われているとき、又は第6条の

規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データが第15条又は第18条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データを組合が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第14条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は

第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 次の各号に定める場合には、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(1) 第1項又は第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたとき。

(2) 第3項又は第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき又は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき。

(理由の説明)

第26条 組合は、第22条第2項、第23条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第24条第3項又は前条第7項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等方法)

第27条 第22条第1項の規定による求め又は第23条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。第29条第1項及び第30条において同じ。）、第24条第1項若しくは第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求（以下この条及び次条において「開示等の請求等」という。）を行う者（以下この条及び次条において「開示等の請求等を行う者」という。）は、規程細則で定める方法により請求（申出）書（以下この条及び次条において「開示等請求（申出）書」という。）を組合に提出しなければならない。

2 開示等の請求等を行う者は、規程細則で定めるところにより、当該開示等の請求等を行う者が本人又は第4項に規定する代理人であることを確認するために必要な書類及び訂正等を求める内容が真正であることを証明する書類を開示等請求（申出）書に添えて提出し、又は提示しなければならない。

3 組合は、提出された開示等請求（申出）書に不備があると認めるときは、

当該開示等の請求等を行う者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

(開示等の請求等に対する決定通知)

第28条 組合は、開示等の請求等を行う者に対し、開示等請求（申出）書の提出があった日から30日以内に当該請求等に係る決定を行い、その結果を規程細則で定める方法により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内（事務処理に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内）に限り延長することができる。この場合において、組合は、開示等の請求等を行う者に対し、延長後の期間及び延長の理由を規程細則で定める方法により通知するものとする。

(手数料)

第29条 組合は、第22条第1項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第23条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において規程細則で定めるものとする。

(事前の請求)

第30条 本人は、第23条第1項、第24条第1項又は第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、組合に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、組合がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものと

みなす。

- 3 前2項の規定は、第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

第7章 苦情処理

(苦情処理)

第31条 組合は、個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、当該苦情に係る事情を調査し、適切かつ迅速な処理を行うものとする。

第8章 仮名加工情報の作成等

(仮名加工情報の作成等)

第32条 組合は、仮名加工情報（仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして令第6条で定めるものを構成するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして規程細則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 組合は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして規程細則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 組合は、第5条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第4条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

- 4 仮名加工情報についての第7条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 組合は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第8条の規定は、適用しない。
- 6 組合は、第15条、第16条第1項及び第18条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第17条第1項中「前2条」とあるのは「第32条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第2項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第19条第1項ただし書中「第15条各号又は第17条第1項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第15条各号のいずれか）」及び第20条第1項ただし書中「第15条各号又は第17条第1項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第17条第1項各号のいずれか」とする。
- 7 組合は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 組合は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則第33条で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第4条第2項、第14条、第14条の2及び第21条から第30条までの規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第33条 組合は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

2 第17条第1項及び第2項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第1項中「前2条」とあるのは「第33条第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第2項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

3 第10条、第11条、第13条、第31条並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第10条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第9章 匿名加工情報の作成等

(匿名加工情報の作成等)

第34条 組合は、匿名加工情報（匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして令第7条で定めるものを構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規程細則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 組合は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法

- に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして規程細則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 組合は、匿名加工情報を作成したときは、規程細則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
 - 4 組合は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、規程細則で定める方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
 - 5 組合は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 6 組合は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第35条 組合は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、規程細則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第36条 組合は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項若しくは第

114条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第37条 組合は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第10章 その他

（補則）

第38条 組合が保有する個人情報の保護に関する事項は、この規程に定めるもののほか、法その他の関連する法令等の定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか、組合における個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（見直し）

第39条 組合は、適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況等を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を見直すものとする。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

●名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の全部を改正する規程

名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の全部を改正する規程をここに公告する。

令和4年8月1日

名古屋市職員共済組合理事長 中 田 英 雄

名古屋市職員共済組合規程第3号

名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の全部を改正する規程

名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程（平成30年名古屋市職員共済組合規程第11号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定個人情報等の管理体制（第3条）
- 第3章 特定個人情報等の取扱い（第4条～第9条）
- 第4章 特定個人情報等の管理（第10条～第23条）
- 第5章 開示、訂正及び利用停止（第24条～第31条）
- 第6章 雑則（第32条）
- 第7章 苦情処理（第33条）
- 第8章 その他（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに組合が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な

措置を講じ、もって、特定個人情報等の安全かつ適正な取扱いを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に定めるものをいう。）が含まれるもの

(2) 番号法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう。

(3) 個人番号 番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(4) 本人 個人番号によって識別される特定の個人をいう。

(5) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(6) 保有特定個人情報 次に掲げる者（以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は収集した特定個人情報（番号法第23条第1項及び第2項（こ

これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する記録に記録されたものを除く。)であって、職員等が組織的に利用するものとして、組合が保有しているもの(文書、図画及び電磁的記録に記録されているものに限る。)

ア 組合役員若しくは職員又は役員であった者若しくは職員であった者

イ 第16条第1項に規定する委託先に従事する者又は従事していた者

ウ 第16条第2項に規定する派遣された職員又は派遣されていた者

(7) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下この項において「個人情報保護法施行令」という。)第4条第1項各号のいずれにも該当するものを除く。)をいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令第4条第2項で定めるもの

(8) 個人情報ファイル 個人情報保護法第60条第2項に規定する個人情報ファイルであって行政機関等(個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。以下この項において同じ。)が保有するもの又は個人情報保護法第16条第1項に規定する個人情報データベース等であって行政機関等以外の者が保有するものをいう。

(9) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(10) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項から第3項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

(11) 個人番号関係事務 番号法第9条第4項の規定により個人番号利用事務

- に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (12) 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (13) 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

第2章 特定個人情報等の管理体制

(特定個人情報保護総括責任者、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報保護監査責任者)

第3条 特定個人情報等の安全管理のため、組合に特定個人情報保護総括責任者、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報保護監査責任者を置く。

第3章 特定個人情報等の取扱い

(個人番号の提供の要求)

第4条 組合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）（番号法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号（番号法第19条第8号又は第9号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で番号法第2条第5項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であって、同条第8項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）を利用する者を除く。）に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 組合は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により、地方公共団体情報システム機構に対し同条に規定する機構保存本人確認情報の提供を求めることができる。

(個人番号の提供の求めの制限及び特定個人情報の収集等の制限)

第5条 組合は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

- 2 組合は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集し、又は保管してはならない。
- 3 組合は、個人番号利用事務等処理する必要がなくなった場合は、所管法令において定められた保存期間の経過後、速やかに個人番号を廃棄又は削除しなければならない。

(利用目的の特定)

第6条 組合は、特定個人情報等を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程細則（平成27年10月5日。以下「規程細則」という。）で定めるところにより特定しなければならない。

- 2 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(収集に際しての利用目的の通知等)

第7条 組合は、特定個人情報等を収集した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 組合は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の特定個人情報等を収集する場合その他本人から直接

書面に記載された当該本人の特定個人情報等を収集する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要な場合は、この限りでない。

- 3 組合は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、組合が行う業務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な収集)

第8条 組合は、偽りその他不正の手段により特定個人情報等を収集してはならない。

(本人確認の措置)

第9条 組合は、第4条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定により、本人又はその代理人から個人番号及びその者が個人番号によって識別される本人であることを確認するための措置をとらなければならない。

第4章 特定個人情報等の管理

(正確性の確保等)

第10条 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該保有特定個人情報を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(保有特定個人情報に関する事項の公表等)

第11条 組合は、保有特定個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。

(1) 連合会の名称、住所及び代表者の氏名

(2) 全ての保有特定個人情報の利用目的（第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 第23条第1項の規定による求め又は第24条第1項、第25条第1項若しくは第26条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続

(4) 第30条第2項の規定による手数料の額

(5) 前各号に掲げるもののほか、保有特定個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項として規程細則で定めるもの

(安全確保の措置)

第12条 組合は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 組合は、その取り扱う保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（職員等の義務）

第13条 特定個人情報等の取扱いに従事する職員等は、その業務に関して知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（職員等の監督）

第14条 組合は、職員等に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報等の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（教育・訓練の実施）

第15条 組合は、職員等の知識・技能の習得及び特定個人情報等の保護に対する職業倫理の向上のため、職員等に職責、経験等を考慮した教育・訓練を行うものとする。

（委託先の監督）

第16条 組合は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合は、特定個人情報等に関する秘密保持その他特定個人情報等の保護の水準を満たしている者を委託先とし、委託先が講じるべき安全管理措置等に関し必要な事項を委託契約書等に明記するものとする。

2 組合は、特定個人情報等の取扱いを派遣協定等により派遣された職員等に行わせる場合には、特定個人情報等の適切な取扱いに関する事項を当該派遣協定書に明記するものとする。

3 組合は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

(再委託等)

第17条 前条第1項の規定により組合から委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、事前に組合の許諾を書面により得た場合に限り、その委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとする。

2 受託者は、前項に基づき委託業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合（以下次項において「再委託を行う場合」という。）には、特定個人情報等に関する秘密保持その他特定個人情報等の保護の水準を満たしている者を再委託先とし、再委託先に講じるべき安全管理措置等に関し必要な事項を委託契約書等に明記するものとする。

3 受託者は、再委託を行う場合には、再委託先に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事態発生時の対応)

第18条 特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態の発生又はその兆候を察知した者は、直ちに特定個人情報保護責任者に報告しなければならない。

2 特定個人情報保護責任者は、前項の規定により、特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態の兆候の連絡を受けた場合には、発生を事前に防ぐための必要な措置を講じるものとする。

3 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態の発生又はその兆候を把握した場合には、速やかに特定個人情報保護総括責任者に報告するものとする。

4 特定個人情報保護総括責任者は、前項の規定により、特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態の発生の連絡を受けた場合には、速やかに事態の経緯及び被害状況等を調査し、復旧のための必要な措置を講じるとともに、規程細則で定めるところにより、当該事態の状況等について理事長に報告しなければならない。

5 前項の規定による報告のうち、長期給付に関する事項については、全国市町村職員共済組合連合会にも併せて報告しなければならない。

(特定個人情報等の漏えい等の報告等)

第18条の2 理事長は、前条の報告により、その取り扱う特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規程細則で定めるものが生じたときは、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、個人情報保護法第147条第1項の規定により、個人情報保護法第26条第1項、第143条第1項、第159条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、個人情報保護法第160条並びに第161条の規定による権限が総務大臣に委任された場合は、総務大臣の指示に基づいて行うものとする。

2 前項に規定する場合には、本人に対し、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（個人番号の利用制限）

第19条 組合は、番号法第9条に規定される利用の範囲内でのみ個人番号を利用するものとする。

（保有特定個人情報の利用目的による制限）

第20条 組合は、第6条の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、保有特定個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

（1）番号法第9条第5項の規定に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

（不適正な利用の禁止）

第20条の2 組合は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により特定個人情報等を利用してはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第21条 組合は、番号法第19条第13号から第17号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第22条 組合は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(保有特定個人情報の利用目的の通知)

第23条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有特定個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第11条の規定により当該本人が識別される保有特定個人情報の利用目的が明らかな場合

(2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有特定個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第5章 開示、訂正及び利用停止

(開示)

第24条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有特定個人情報の電磁的記録の提供による方法その他の規程細則で定める方法による開示を請求することができる。

2 組合は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく当該保有特定個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 法令に違反することとなる場合
- 3 組合は、第1項の規定による請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有特定個人情報が存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有特定個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有特定個人情報については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第25条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有特定個人情報の内容が事実でないときは、当該保有特定個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有特定個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による請求に係る保有特定個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第26条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有特定個人情報が第8条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第20条若しくは第20条の2の規定に違反して取り扱われているときは、当該保有特定個人情報の利

- 用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。
- 2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
 - 3 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有特定個人情報が番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有特定個人情報の第三者への提供の停止を請求することができる。
 - 4 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有特定個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
 - 5 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有特定個人情報を組合が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有特定個人情報に係る第18条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有特定個人情報の取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有特定個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
 - 6 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有特定個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利

益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 次の各号に定める場合には、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(1) 第1項又は第5項の規定による請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたとき

(2) 第3項又は第5項の規定による請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき又は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき

(理由の説明)

第27条 組合は、第23条第2項、第24条第3項、第25条第3項又は前条第7項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等方法)

第28条 第23条第1項の規定による求め又は第24条第1項、第25条第1項若しくは第26条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求（以下この条及び次条において「開示等の請求等」という。）を行う者（以下この条及び次条において「開示等の請求等を行う者」という。）は、規程細則で定める請求（申出）書（以下この条及び次条において「開示等請求（申出）書」という。）を組合に提出しなければならない。

2 開示等の請求等を行う者は、規程細則で定めるところにより、当該開示等の請求等を行う者が本人又は第4項に規定する代理人であることを確認するために必要な書類及び訂正等を求める内容が真正であることを証明する書類を開示等請求（申出）書に添えて提出し、又は提示しなければならない。

3 組合は、提出された開示等請求（申出）書に不備があると認めるときは、当該開示等の請求等を行う者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求め

ることができる。

4 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

(開示等の請求等に対する決定通知)

第29条 組合は、開示等の請求等を行う者に対し、開示等請求（申出）書の提出があった日から30日以内に当該請求等に係る決定を行い、その結果を規程細則で定める方法により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内（事務処理に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内）に限り延長することができる。この場合において、組合は、開示等の請求等を行う者に対し、延長後の期間及び延長の理由を規程細則で定める方法により通知するものとする。

(手数料)

第30条 組合は、第23条第1項の規定による利用目的の通知を求められたとき、又は第24条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において規程細則で定めるものとする。

(事前の請求)

第31条 本人は、第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、組合に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、組合がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

- 3 前2項の規定は、第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

第6章 雑則

(適用除外等)

第32条 名古屋市職員共済組合個人情報保護規程（平成30年名古屋市職員共済組合規程第10号）は、組合における特定個人情報等の取扱い並びに保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、適用しない。

第7章 苦情処理

(苦情処理)

第33条 組合は、組合における特定個人情報等の取扱いに関する苦情があった場合は、当該苦情に係る事情を調査し、適切かつ迅速な処理を行うものとする。

第8章 その他

(補則)

第34条 組合が保有する特定個人情報等の適正な取扱いに関する事項は、この規程に定めるもののほか、番号法及び個人情報保護法その他の関連する法令等の定めるところによる。

- 2 この規程に定めるもののほか、組合における特定個人情報等の適正な取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(見直し)

第35条 組合は、特定個人情報等の安全かつ適正な取扱いを維持するため、常に特定個人情報等の収集等及び管理の状況等を把握し、必要に応じて特定個人情報等の適正な取扱いのための措置を見直すものとする。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

●名古屋市職員共済組合会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程

名古屋市職員共済組合会計年度任用職員就業規程に関する規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和4年9月30日

名古屋市職員共済組合理事長 中 田 英 雄

名古屋市職員共済組合規程第4号

名古屋市職員共済組合会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程

名古屋市職員共済組合会計年度任用職員就業規程（令和元年名古屋市職員共済組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（短期給付及び福祉事業）

第13条 会計年度任用職員は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律152号）に基づく名古屋市職員共済組合の組合員とする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

●名古屋市職員共済組合職員就業規程の一部を改正する規程

名古屋市職員共済組合職員就業規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和5年3月31日

名古屋市職員共済組合理事長 中 田 英 雄

名古屋市職員共済組合規程第1号

名古屋市職員共済組合職員就業規程の一部を改正する規程

名古屋市職員共済組合職員就業規程（平成20年名古屋市職員共済組合規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的、定義（第1条・第2条）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第2章～附則 （略）</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第5条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき38時間45分とする。</p> <p>2 前項の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までとし、午前8時45分から午後5時30分までの間において1日7時間45分とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的、定義（第1条～第2条の2）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第2章～附則 （略）</p> <p><u>（適用除外）</u></p> <p><u>第2条の2 第34条第1項に規定する職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）については、第12条、第14条から第16条まで及び第40条の規定は、適用しない。</u></p> <p>（勤務時間）</p> <p>第5条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき38時間45分<u>（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、1週間につき30時間）</u>とする。</p> <p>2 前項の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までとし、午前8時45分から午後5時30分までの間において1日7時間45分<u>（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、午前8時45分から午後3時45分までの間において1日6時間）</u>とする。</p>

(休憩時間)

第7条 (略)

2 前項の休憩時間は、正午から午後1時までの間とする。

(その他勤務条件)

第9条 職員の勤務時間、休憩時間及び休日を除くその他勤務条件については、別に定めるもののほか、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）及びこれに基づく規則等の規定を準用する。

2 臨時的事由により第5条又は第7条の規定によることができない職員並びにその者の勤務時間及び休憩時間は、別に事務局長が定めるところによる。

3 (略)

(退職)

第33条 (略)

(1)・(2) (略)

3 理事長は、職員の勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻について職員の申出を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、職員の申出を経て、早出遅出勤務の割振りとすることができる。早出遅出勤務の割振りは、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号。以下「勤務時間条例」という。）及びこれに基づく規則等の規定を準用する。

4 理事長は、始業及び終業の時刻（労使協定で定める始業及び終業の時間帯の範囲内）について職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める場合には、前2項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、1月を越えない範囲内で定める期間ごとの期間につき第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(休憩時間)

第7条 (略)

(その他勤務条件)

第9条 職員の勤務時間、休憩時間及び休日を除くその他勤務条件については、別に定めるもののほか、勤務時間条例及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年名古屋市条例第8号）並びにこれらに基づく規則等の規定を準用する。

2 (略)

(退職)

第33条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 職員が満60歳の年齢になった日以後における最初の 3月31日 (以後「定年退職日」という。) に達したとき。

(継続雇用)

第34条 前条第 3号による退職者が引き続き勤務を希望し、解雇事由又は退職事由に該当しないものであって、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律 (平成24年法律第78号) 附則第 3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) 第 9条第 2項に基づく労使協定により定められた基準 (以下、この条において「基準」という。) に該当した者については、定年退職日の翌日から満65歳まで継続雇用し、基準に該当しない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで	61歳
平成28年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	62歳
平成31年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで	63歳
平成34年 4月 1日から 平成37年 3月31日まで	64歳

(表彰の方法)

第42条 表彰は、表彰状、賞品又は賞金を授与して行う。

附 則

(経過措置)

2 次表の左欄に掲げる期間における第34条の規定の適用については、同表中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(3) 職員が満65歳の年齢 (以下「定年」という。) になった日以後における最初の 3月31日に達したとき。

(定年前再任用)

第34条 理事長は、満60歳になった日の属する年度の末日以降に退職をした者のうち、定年退職日相当日 (前条第 3号に規定する日をいう。この条において同じ。) を経過していない者を、従前の勤務実績に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の規定により採用された職員の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

(表彰の方法)

第42条 表彰は、表彰状を授与して行う。

附 則

(定年に関する経過措置)

2 職員に対する令和 5年 4月 1日から令和13年 3月31日までの間における第33条第 3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の

平成20年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	63歳	右欄に掲げる年齢とする。
平成22年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	64歳	
令和 5年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	61歳	
令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで	62歳	
令和 9年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで	63歳	
令和11年 4月 1日から 令和13年 3月31日まで	64歳	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(定年退職者等の再任用に関する経過措置)
- 2 理事長は、改正前の第33条第3号の規定により退職した者であつて、満65歳の年齢になった日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にあるものを、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項に基づきな効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第2項に基づく労使協定により定められた基準により、1年を越えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 令和14年3月31日までの間、理事長は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものを、従前の勤務実績に基づき、1年を越えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職（第2号に掲げる者にあつては短時間勤務の職に限る。）に採用することができる。
 - (1) 改正後の第33条第3号の規定により定年退職した者
 - (2) 改正後の第34条第1項の規定により採用された者のうち、同条第2項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- 4 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を越えな

- い範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 5 暫定再任用職員（附則第2項又は第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績等が良好である場合に行うことができる。
 - 6 理事長は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
 - 7 暫定再任用職員のうち短時間勤務の職を占める職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）に対する第5条から第9条までの規定の適用については、職務に専念する義務の免除を除き、定年前再任用短時間勤務職員と同様とする。
 - 8 暫定再任用職員に対する第10条の規定の適用については、「職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）」とあるのは、「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号。）附則第25項の規定による読替後の職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）」とする。
 - 9 暫定再任用短時間勤務職員の第21条の規定の適用については、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号。）附則第38項の規定が適用される職員の例による。
 - 10 暫定再任用職員については、第12条及び第14条から第16条までの規定は、適用しない。
 - 11 前項に定めるもののほか、暫定再任用短時間勤務職員については、第40条の規定は、適用しない。

●名古屋市職員共済組合会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程

名古屋市職員共済組合会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和5年3月31日

名古屋市職員共済組合理事長 中 田 英 雄

名古屋市職員共済組合規程第2号

名古屋市職員共済組合会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程

名古屋市職員共済組合会計年度任用職員就業規程（令和元年名古屋市職員共済組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（職務及び勤務時間等）	（職務及び勤務時間等）
第2条（略）	第2条（略）
2～4（略）	2～4（略）
	<u>5 臨時的事由により第1項の規定による ことができない会計年度任用職員並びに その者の勤務時間及び休憩時間は、別に 事務局長が定めるところによる。 （育児休業及び部分休業）</u>
	<u>第5条の2 会計年度任用職員の育児休業 及び部分休業については、職員の育児休 業等に関する条例（平成4年名古屋市条 令第17号）及びこれに基づく規則等の規 定を準用する。</u>
（任期）	（任期）
第18条（略）	第18条（略）

2 任期を更新するときの任期については、前項の規定を準用する。

2 前項の任期は、勤務成績が良好である場合、4回まで更新することができる。ただし、会計年度任用職員が満65歳になった日の属する会計年度の末日を超えて更新することはできない。

3 任期を更新するときの任期については、第1項の規定を準用する。(無期労働契約への転換)

第18条の2 任期の通算期間が5年を超えた者が、期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)へ転換を申し出た場合には、申出時における任期の末日の翌日から無期労働契約に転換することができる。

2 無期労働契約へ転換した会計年度任用職員に係る定年は、満65歳とし、定年になった日以後における最初の3月31日に退職する。

3 無期労働契約への転換を申し出る場合は、別に定める無期労働契約転換申込書を組合に提出しなければならない。

4 組合は、前項の規定により申し出を受けたときは、別に定める無期労働契約転換申込受理通知書を当該会計年度任用職員に交付するものとする。

5 無期労働契約へ転換した会計年度任用職員が従事する業務について、第2条第1項及び第2項に規定する範囲内で、転換前とは異なる業務を割り当てることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条第2項ただし書の規定は、令和5年4月1日後に採用された会計年度任用職員について適用する。

●名古屋市職員共済組合診療報酬明細書等開示規程の一部を改正する規程

名古屋市職員共済組合診療報酬明細書等開示規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和5年3月31日

名古屋市職員共済組合理事長 中 田 英 雄

名古屋市職員共済組合規程第3号

名古屋市職員共済組合診療報酬明細書等開示規程の一部を改正する規程

名古屋市職員共済組合診療報酬明細書等開示規程（平成17年名古屋市職員共済組合規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（<u>開示依頼対象者の範囲</u>）</p> <p>第4条 <u>開示依頼対象者の範囲は、次による。</u></p> <p>(1) 組合員及び被扶養者本人（組合員であった者及び被扶養者であった者を含み、当該者のうち死亡しているものを除く。以下「組合員」という。）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 組合員からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた弁護士</p>	<p>（<u>開示請求又は開示依頼を行うことができる者の範囲</u>）</p> <p>第4条 <u>レセプトの開示請求（以下「開示請求」という。）を行うことができる者の範囲は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) 組合員又は被扶養者本人（組合員であった者及び被扶養者であった者を含む。以下「組合員」という。）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 組合員本人が開示請求をするにつき委任をした任意代理人</p> <p>2 <u>レセプトの開示依頼（以下「開示依頼」という。）を行うことができる者の範囲は、次に掲げる者とする。</u></p>

<p>(4) <u>組合員が死亡している場合にあっては、当該組合員の父母、配偶者又は子</u> (以下「遺族」という。)</p>	<p>(1) <u>組合員が死亡している場合に係る当該組合員の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者</u> (以下「遺族」という。)</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(6) <u>遺族からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた弁護士</u></p>	<p>(3) <u>遺族がレセプトの開示依頼をすることにつき委任をした任意代理人</u></p>

附 則

この規程は、公告の日から施行する。

●名古屋市職員共済組合個人情報保護規程の一部を改正する規程

名古屋市職員共済組合個人情報保護規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和5年7月6日

名古屋市職員共済組合理事長 中 田 英 雄

名古屋市職員共済組合規程第4号

名古屋市職員共済組合個人情報保護規程の一部を改正する規程

名古屋市職員共済組合個人情報保護規程（令和4年名古屋市職員共済組合規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
-------	-------

(利用目的による制限)

第5条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) ～ (5) (略)

(個人情報の漏えい等の報告等)

第14条の2 理事長は、前条の報告により、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規程細則で定めるものが生じたときは、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、法第147条第1項の規定により、法第26条第1項、第143条第1項、第159条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成8年法律第109号)第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、法第160条並びに第161条の規定による権限が総務大臣に委任された場合は、総務大臣の指示に基づいて行うものとする。

2 (略)

(識別行為の禁止)

第36条 組合は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項若しくは第114条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(利用目的による制限)

第5条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令(条例を含む。以下同じ。)に基づく場合

(2) ～ (5) (略)

(個人情報の漏えい等の報告等)

第14条の2 理事長は、前条の報告により、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規程細則で定めるものが生じたときは、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、法第150条第1項の規定により、法第26条第1項、第146条第1項、第162条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成8年法律第109号)第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、法第163条並びに第164条の規定による権限が総務大臣に委任された場合は、総務大臣の指示に基づいて行うものとする。

2 (略)

(識別行為の禁止)

第36条 組合は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項若しくは第116条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

●名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の一部を改正する規程

名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和5年7月6日

名古屋市職員共済組合理事長 中 田 英 雄

名古屋市職員共済組合規程第5号

名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の一部を改正する規程

名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程（令和4年名古屋市職員共済組合規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（個人番号の提供の要求） 第4条 組合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事</p>	<p>（個人番号の提供の要求） 第4条 組合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事</p>

務等」という。)を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)(番号法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号(番号法第19条第8号又は第9号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で番号法第2条第5項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であって、同条第8項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。)をその内容に含むものをいう。以下同じ。)を利用する者を除く。)に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 (略)

(特定個人情報等の漏えい等の報告等)
第18条の2 理事長は、前条の報告により、その取り扱う特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規程細則で定めるものが生じたときは、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、個人情報保護法第147条第1項の規定により、個人情報保護法第26条第1項、第143条第1項、第159条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成8年法律第109号)第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、個人情報保護法第160条並びに第161条の規定による権限が総務大臣に委任された場合は、総務大臣の指示に基づいて行うものとする。

2 (略)

務等」という。)を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)(番号法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号(番号法第19条第8号又は第9号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で番号法第2条第5項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であって、同条第8項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。)を利用する者を除く。)に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 (略)

(特定個人情報等の漏えい等の報告等)
第18条の2 理事長は、前条の報告により、その取り扱う特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規程細則で定めるものが生じたときは、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、個人情報保護法第150条第1項の規定により、個人情報保護法第26条第1項、第146条第1項、第162条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成8年法律第109号)第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、個人情報保護法第163条並びに第164条の規定による権限が総務大臣に委任された場合は、総務大臣の指示に基づいて行うものとする。

2 (略)

この規程は、公告の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

4 予算

●令和5年度事業計画及び予算

令和5年度事業計画及び予算をここに公告する。

令和5年3月31日

名古屋市職員共済組合理事長 中 田 英 雄

名古屋市職員共済組合公告第2号

令和5年度事業計画及び予算

(以下、予算書のとおり)

令和5年度事業計画及び予算

名古屋市職員共済組合

目 次

	ページ
事業計画概況	3
予 算	23
短期経理	23
予算総則	23
予定損益計算書	24
予定貸借対照表	29
厚生年金保険経理	33
予定損益計算書	33
予定貸借対照表	34
退職等年金経理	37
予定損益計算書	37
予定貸借対照表	38
経過の長期経理	41
予定損益計算書	41
予定貸借対照表	42
経過の長期預託金管理経理	45
予定損益計算書	45
予定貸借対照表	46
業務経理	49
予算総則	49
予定損益計算書	50
予定貸借対照表	53
保健経理	57
予算総則	57
予定損益計算書	58
予定貸借対照表	61
貯金経理	65
予算総則	65
予定損益計算書	66
予定貸借対照表	68
貸付経理	73
予算総則	73
予定損益計算書	74
予定貸借対照表	76

事 業 計 画 概 況

令和5年度事業計画概況

経理単位名	概 要																																																																																																																																														
総 括	<p>1 地方公共団体数、組合員数、標準報酬の月額、平均標準報酬の月額、標準期末手当等の額及び被扶養者数</p> <p>(1) 地方公共団体の数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">市</th> <th style="width: 33%;">一部事務組合等</th> <th style="width: 33%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 一部事務組合等には、共済組合を含む。</p> <p>(2) 組合員数 (単位:人)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 90%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">組 合 員 種 別</th> <th style="width: 15%;">令和3年度末実績A</th> <th style="width: 15%;">令和4年度末見込B</th> <th style="width: 15%;">令和5年度末推計C</th> <th style="width: 15%;">B - A</th> <th style="width: 15%;">C - B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般組合員</td> <td style="text-align: right;">22,676</td> <td style="text-align: right;">22,637</td> <td style="text-align: right;">22,293</td> <td style="text-align: center;">△ 39</td> <td style="text-align: center;">△ 344</td> </tr> <tr> <td>うち特別職</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>短期組合員</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">4,977</td> <td style="text-align: right;">4,977</td> <td style="text-align: right;">4,977</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>市長組合員</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>特定消防組合員</td> <td style="text-align: right;">2,251</td> <td style="text-align: right;">2,285</td> <td style="text-align: right;">2,285</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>長期組合員</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">△ 1</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者等短期組合員</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>継続長期組合員</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[62]</td> <td style="text-align: center;">[62]</td> <td style="text-align: center;">[62]</td> <td style="text-align: center;">[0]</td> <td style="text-align: center;">[0]</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">24,991</td> <td style="text-align: right;">29,998</td> <td style="text-align: right;">29,654</td> <td style="text-align: right;">5,007</td> <td style="text-align: center;">△ 344</td> </tr> <tr> <td>任意継続組合員</td> <td style="text-align: center;">174</td> <td style="text-align: center;">176</td> <td style="text-align: center;">176</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">25,165</td> <td style="text-align: right;">30,174</td> <td style="text-align: right;">29,830</td> <td style="text-align: right;">5,009</td> <td style="text-align: center;">△ 344</td> </tr> <tr> <td>第3号厚生年金被保険者</td> <td style="text-align: right;">24,987</td> <td style="text-align: right;">24,985</td> <td style="text-align: right;">24,641</td> <td style="text-align: center;">△ 2</td> <td style="text-align: center;">△ 344</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 継続長期組合員欄の[]書きは、継続長期組合員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者の数値 2 第3号厚生年金被保険者欄には、長期に係る組合員のうち第3号厚生年金被保険者について再掲</p> <p>(3) 標準報酬の月額及び平均標準報酬の月額 (単位:千円)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 90%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">組合員種別</th> <th style="width: 15%;">令和3年度末実績A</th> <th style="width: 15%;">令和4年度末見込B</th> <th style="width: 15%;">令和5年度末推計C</th> <th style="width: 15%;">B - A</th> <th style="width: 15%;">C - B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一 般 組 合 員</td> <td>長期</td> <td style="text-align: right;">10,034,720 (442,526 円)</td> <td style="text-align: right;">9,992,062 (441,404 円)</td> <td style="text-align: right;">9,848,587 (441,779 円)</td> <td style="text-align: center;">△ 42,658 (△ 1,122 円)</td> <td style="text-align: center;">△ 143,475 (375 円)</td> </tr> <tr> <td>短期</td> <td style="text-align: right;">10,102,730 (445,525 円)</td> <td style="text-align: right;">10,053,337 (444,111 円)</td> <td style="text-align: right;">9,909,022 (444,490 円)</td> <td style="text-align: center;">△ 49,393 (△ 1,414 円)</td> <td style="text-align: center;">△ 144,315 (379 円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">う ち 特 別 職</td> <td>長期</td> <td style="text-align: right;">6,080 (608,000 円)</td> <td style="text-align: right;">6,080 (608,000 円)</td> <td style="text-align: right;">6,080 (608,000 円)</td> <td style="text-align: center;">0 (0 円)</td> <td style="text-align: center;">0 (0 円)</td> </tr> <tr> <td>短期</td> <td style="text-align: right;">8,320 (832,000 円)</td> <td style="text-align: right;">8,310 (831,000 円)</td> <td style="text-align: right;">8,310 (831,000 円)</td> <td style="text-align: center;">△ 10 (△ 1,000 円)</td> <td style="text-align: center;">0 (0 円)</td> </tr> <tr> <td>短期組合員</td> <td>短期</td> <td style="text-align: center;">0 (0 円)</td> <td style="text-align: right;">978,650 (196,635 円)</td> <td style="text-align: right;">978,650 (196,635 円)</td> <td style="text-align: right;">978,650 (196,635 円)</td> <td style="text-align: center;">0 (0 円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市 長 組 合 員</td> <td>長期</td> <td style="text-align: right;">500 (500,000 円)</td> <td style="text-align: right;">500 (500,000 円)</td> <td style="text-align: right;">500 (500,000 円)</td> <td style="text-align: center;">0 (0 円)</td> <td style="text-align: center;">0 (0 円)</td> </tr> <tr> <td>短期</td> <td style="text-align: right;">500 (500,000 円)</td> <td style="text-align: right;">500 (500,000 円)</td> <td style="text-align: right;">500 (500,000 円)</td> <td style="text-align: center;">0 (0 円)</td> <td style="text-align: center;">0 (0 円)</td> </tr> </tbody> </table>	市	一部事務組合等	計	1	3	4	組 合 員 種 別	令和3年度末実績A	令和4年度末見込B	令和5年度末推計C	B - A	C - B	一般組合員	22,676	22,637	22,293	△ 39	△ 344	うち特別職	10	10	10	0	0	短期組合員	0	4,977	4,977	4,977	0	市長組合員	1	1	1	0	0	特定消防組合員	2,251	2,285	2,285	34	0	長期組合員	1	0	0	△ 1	0	後期高齢者等短期組合員	0	36	36	36	0	継続長期組合員	62	62	62	0	0		[62]	[62]	[62]	[0]	[0]	小 計	24,991	29,998	29,654	5,007	△ 344	任意継続組合員	174	176	176	2	0	合 計	25,165	30,174	29,830	5,009	△ 344	第3号厚生年金被保険者	24,987	24,985	24,641	△ 2	△ 344	組合員種別	令和3年度末実績A	令和4年度末見込B	令和5年度末推計C	B - A	C - B	一 般 組 合 員	長期	10,034,720 (442,526 円)	9,992,062 (441,404 円)	9,848,587 (441,779 円)	△ 42,658 (△ 1,122 円)	△ 143,475 (375 円)	短期	10,102,730 (445,525 円)	10,053,337 (444,111 円)	9,909,022 (444,490 円)	△ 49,393 (△ 1,414 円)	△ 144,315 (379 円)	う ち 特 別 職	長期	6,080 (608,000 円)	6,080 (608,000 円)	6,080 (608,000 円)	0 (0 円)	0 (0 円)	短期	8,320 (832,000 円)	8,310 (831,000 円)	8,310 (831,000 円)	△ 10 (△ 1,000 円)	0 (0 円)	短期組合員	短期	0 (0 円)	978,650 (196,635 円)	978,650 (196,635 円)	978,650 (196,635 円)	0 (0 円)	市 長 組 合 員	長期	500 (500,000 円)	500 (500,000 円)	500 (500,000 円)	0 (0 円)	0 (0 円)	短期	500 (500,000 円)	500 (500,000 円)	500 (500,000 円)	0 (0 円)	0 (0 円)
市	一部事務組合等	計																																																																																																																																													
1	3	4																																																																																																																																													
組 合 員 種 別	令和3年度末実績A	令和4年度末見込B	令和5年度末推計C	B - A	C - B																																																																																																																																										
一般組合員	22,676	22,637	22,293	△ 39	△ 344																																																																																																																																										
うち特別職	10	10	10	0	0																																																																																																																																										
短期組合員	0	4,977	4,977	4,977	0																																																																																																																																										
市長組合員	1	1	1	0	0																																																																																																																																										
特定消防組合員	2,251	2,285	2,285	34	0																																																																																																																																										
長期組合員	1	0	0	△ 1	0																																																																																																																																										
後期高齢者等短期組合員	0	36	36	36	0																																																																																																																																										
継続長期組合員	62	62	62	0	0																																																																																																																																										
	[62]	[62]	[62]	[0]	[0]																																																																																																																																										
小 計	24,991	29,998	29,654	5,007	△ 344																																																																																																																																										
任意継続組合員	174	176	176	2	0																																																																																																																																										
合 計	25,165	30,174	29,830	5,009	△ 344																																																																																																																																										
第3号厚生年金被保険者	24,987	24,985	24,641	△ 2	△ 344																																																																																																																																										
組合員種別	令和3年度末実績A	令和4年度末見込B	令和5年度末推計C	B - A	C - B																																																																																																																																										
一 般 組 合 員	長期	10,034,720 (442,526 円)	9,992,062 (441,404 円)	9,848,587 (441,779 円)	△ 42,658 (△ 1,122 円)	△ 143,475 (375 円)																																																																																																																																									
	短期	10,102,730 (445,525 円)	10,053,337 (444,111 円)	9,909,022 (444,490 円)	△ 49,393 (△ 1,414 円)	△ 144,315 (379 円)																																																																																																																																									
う ち 特 別 職	長期	6,080 (608,000 円)	6,080 (608,000 円)	6,080 (608,000 円)	0 (0 円)	0 (0 円)																																																																																																																																									
	短期	8,320 (832,000 円)	8,310 (831,000 円)	8,310 (831,000 円)	△ 10 (△ 1,000 円)	0 (0 円)																																																																																																																																									
短期組合員	短期	0 (0 円)	978,650 (196,635 円)	978,650 (196,635 円)	978,650 (196,635 円)	0 (0 円)																																																																																																																																									
市 長 組 合 員	長期	500 (500,000 円)	500 (500,000 円)	500 (500,000 円)	0 (0 円)	0 (0 円)																																																																																																																																									
	短期	500 (500,000 円)	500 (500,000 円)	500 (500,000 円)	0 (0 円)	0 (0 円)																																																																																																																																									

経理単位名	概		要				
総括	特定消防組合員	長期	1,007,670 (447,654円)	1,008,608 (441,404円)	1,016,380 (444,805円)	938 (△6,250円)	7,772 (3,401円)
		短期	1,008,640 (448,085円)	1,012,591 (443,147円)	1,021,173 (446,903円)	3,951 (△4,938円)	8,582 (3,756円)
	長組長期員	長期	280 (280,000円)	0 (0円)	0 (0円)	△280 (△280,000円)	0 (0円)
		短期	280 (280,000円)	0 (0円)	0 (0円)	△280 (△280,000円)	0 (0円)
	後期高齢者等短期組合員	短期	0 (0円)	6,542 (181,722円)	6,542 (181,722円)	6,542 (181,722円)	0 (0円)
	継続長期組合員	長期	33,230 [33,230] (535,968円)	33,230 [33,230] (535,968円)	33,230 [33,230] (535,968円)	0 [0] (△0円)	0 [0] (0円)
		短期	11,076,400 (443,216円)	11,034,400 (441,641円)	10,898,697 (443,487円)	△42,000 (△1,575円)	△135,703 (1,846円)
	小計	長期	11,112,150 (445,752円)	12,051,620 (402,580円)	11,915,887 (402,673円)	939,470 (△43,172円)	△135,733 (93円)
		短期	64,330 (369,713円)	65,400 (371,591円)	65,400 (371,591円)	1,070 (1,878円)	0 (0円)
	任意継続組合員	長期	11,076,400 (443,216円)	11,034,400 (441,641円)	10,898,697 (443,487円)	△42,000 (△1,575円)	△135,703 (1,846円)
		短期	11,176,480 (445,225円)	12,110,478 (402,663円)	11,974,745 (402,756円)	933,998 (△42,562円)	△135,733 (94円)
	第3号厚生年金被保険者		11,074,340 (443,204円)	11,031,570 (441,528円)	10,895,867 (442,184円)	△42,770 (△1,676円)	△135,703 (657円)

(注) 1 ()は、1人当たり平均標準報酬の月額(単位:円)

2 継続長期組合員欄の[]書きは、継続長期組合員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者の数値

3 第3号厚生年金被保険者欄は、長期に係る組合員のうち第3号厚生年金被保険者について再掲

経理单位名称	概 要							
総 括	(4) 標準期末手当等の額 (単位:千円)							
	組 合 員 種 別	令和3年度末実績A	令和4年度末見込B	令和5年度末推計C	B-A	C-B		
	一般組合員	長期	36,027,039	36,680,083	36,218,813	653,044	△ 461,270	
		短期	36,151,493	36,790,037	36,330,426	638,544	△ 459,611	
	うち特別職	長期	23,222	26,598	26,598	3,376	0	
		短期	30,907	38,035	38,035	7,128	0	
	短期組合員	短期	0	973,826	1,947,652	973,826	973,826	
	市長組合員	長期	1,000	2,000	2,000	1,000	0	
		短期	1,000	2,000	2,000	1,000	0	
	特定消防組合員	長期	3,433,646	3,702,522	3,712,376	268,876	9,854	
		短期	3,433,646	3,713,621	3,721,816	279,975	8,195	
	長期組合員	長期	624	0	0	△ 624	0	
		短期	624	0	0	△ 624	0	
	後期高齢者等短期組合員	短期	0	6,215	12,430	6,215	6,215	
	継続長期組合員	長期	138,188	138,188	138,188	0	0	
			[138,188]	[138,188]	[138,188]	[0]	[0]	
	合 計	長期	39,600,497	40,522,793	40,071,377	922,296	△ 451,416	
		短期	39,586,763	41,485,699	42,014,324	1,898,936	528,625	
	第3号厚生年金被保険者		39,595,028	40,514,760	40,063,344	919,732	△ 451,416	
			[39,595,028]	[40,514,760]	[40,063,344]	[919,732]	[△ 451,416]	
(注) 1 継続長期組合員欄の[]書きは、継続長期組合員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者の数値								
2 第3号厚生年金被保険者欄は、長期に係る組合員のうち第3号厚生年金被保険者について再掲								
(5) 被扶養者数 (単位:人)								
組合員種別	令和3年度末実績		令和4年度末見込		令和5年度末推計		B-A	C-B
	被扶養者数	組合員	被扶養者数	組合員	被扶養者数	組合員		
	A	1人当たり	B	1人当たり	C	1人当たり		
一般組合員	19,831	0.87	19,409	0.86	19,141	0.86	△ 422	△ 268
うち特別職	8	0.80	8	0.80	8	0.80	0	0
短期組合員	0	0.00	1,272	0.00	1,272	0.26	1,272	0
市長組合員	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
特定消防組合員	3,175	1.41	3,107	1.36	3,064	1.34	△ 68	△ 43
小 計	23,006	0.92	23,788	0.80	23,477	0.79	782	△ 311
任意継続組合員	118	0.68	99	0.56	99	0.56	△ 19	0
合 計	23,124	0.92	23,887	0.79	23,576	0.79	763	△ 311

経理单位名称	概	要																									
総括	2 役員数及び経理別職員数																										
	(1) 組合の役員の数																										
	(単位：人)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>理 事 長</th> <th>理 事</th> <th>監 事</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>		理 事 長	理 事	監 事	計	1	7	3	11																	
理 事 長	理 事	監 事	計																								
1	7	3	11																								
	(2) 組合に使用される者の数																										
	(単位：人)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人員 経理名</th> <th>令和3年度末 見込人員</th> <th>令和4年度末 見込人員</th> <th>令和5年度末 推計人員</th> <th>令和4年度末 増(減)人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経理</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td>保健経理</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>貸付経理</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>△1</td> </tr> </tbody> </table>		人員 経理名	令和3年度末 見込人員	令和4年度末 見込人員	令和5年度末 推計人員	令和4年度末 増(減)人員	業務経理	8	5	4	△1	保健経理	1	1	1	0	貸付経理	2	1	1	0	合 計	11	7	6	△1
人員 経理名	令和3年度末 見込人員	令和4年度末 見込人員	令和5年度末 推計人員	令和4年度末 増(減)人員																							
業務経理	8	5	4	△1																							
保健経理	1	1	1	0																							
貸付経理	2	1	1	0																							
合 計	11	7	6	△1																							

経理单位名称	概 要					
短期経理	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金、調整負担金・公的負担金との割合、給付及び拠出金等の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画					
	(1) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合（短期給付）（単位：%）					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
区 分	掛 金	負 担 金	掛 金	負 担 金	掛 金	負 担 金
一 般 組 合 員	45.00	45.00	47.00	47.00	47.00	47.00
短 期 組 合 員						
市 長 組 合 員						
特 定 消 防 組 合 員						
長 期 組 合 員	2.35	2.35	2.35	2.35	2.80	2.80
後期高齢者等短期組合員			2.35	2.35	2.80	2.80
任 意 継 続 組 合 員	90.00		94.00		94.00	
	(2) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合（介護保険）（単位：%）					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
区 分	掛 金	負 担 金	掛 金	負 担 金	掛 金	負 担 金
一 般 組 合 員	8.90	8.90	8.90	8.90	8.90	8.90
短 期 組 合 員						
市 長 組 合 員						
特 定 消 防 組 合 員						
任 意 継 続 組 合 員	17.80		17.80		17.80	
	(3) 標準報酬等合計額（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額）の総額と調整負担金及び公的負担金との割合（単位：%）					
区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
調 整 負 担 金	0.10		0.10		0.10	
公 的 負 担 金	0.06		0.06		0.08	
	(4) 給付の実績及び推計（単位：千円）					
区 分	令和3年度末実績A	令和4年度末見込B	令和5年度末推計C	B-A	C-B	
法 定 給 付	保 健 給 付	7,105,490	7,851,423	8,871,669	745,933	1,020,246
	休 業 給 付	1,121,099	1,220,901	1,279,400	99,802	58,499
	災 害 給 付	1,500	1,100	2,000	△ 400	900
	小 計	8,228,089	9,073,424	10,153,069	845,335	1,079,645
附 加 給 付	61,817	68,446	68,907	6,629	461	
一 部 負 担 金 払 戻 金	79,256	85,464	94,270	6,208	8,806	
合 計	8,369,162	9,227,334	10,316,246	858,172	1,088,912	

経理单位名称	概 要							
短期経理	(5) 拠出金等の実績及び推計							
	(単位:千円、%)							
	区 分		令和3年度末実績A	令和4年度末見込B	令和5年度末推計C	B-A	C-B	
	前期高齢者 納付金	額	4,481,337	2,934,842	2,399,155	△ 1,546,495	△ 535,687	
		割合	26.07	16.63	13.24	△ 9.44	△ 3.39	
	後期高齢者 支援金	額	3,841,034	3,668,434	3,960,986	△ 172,600	292,552	
		割合	22.34	20.79	21.85	△ 1.55	1.06	
	病床転換 支援金	額	10	10	5	0	△ 5	
		割合	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	退職者給付 拠出金	額	△ 7,377	△ 6,126	△ 2,732	1,251	3,394	
		割合	△ 0.04	△ 0.03	△ 0.02	0.01	0.01	
	合 計	額	8,315,004	6,597,160	6,357,414	△ 1,717,844	△ 239,746	
		割合	48.37	37.39	35.07	△ 10.98	△ 2.32	
	連 合 会 金 払 込 金	災害	額	40,318	35,327	36,149	△ 4,991	822
			割合	0.23	0.20	0.20	△ 0.03	0.00
		財調	額	185,529	194,321	198,820	8,792	4,499
			割合	1.08	1.10	1.10	0.02	0.00
	連 合 会 金 拠 出 金	特別 財調	額	17,138	17,927	18,342	789	415
			割合	0.10	0.10	0.10	0.00	0.00
		育休 介護	額	803,008	841,130	1,026,848	38,122	185,718
			割合	4.67	4.77	5.67	0.10	0.90

(注) 1 割合の欄は、「標準報酬等合計額の総額」との割合を記載

2 退職者給付拠出金の欄は、雑収入で計上している療養給付費等拠出金の還付額がある場合には、事務費拠出金の額から当該還付額を控除した額

経理单位名称	概		要		
短期経理	(6) 資金計画		(単位:千円)		
	損	益	計	算	
	前年度繰越利益剰余金	3,097,658	流動資産	4,999,247	
収	短期負担金	8,479,324	計	4,999,247	
	(標準報酬月額分)	6,522,174			
	(標準期末手当等分)	1,957,150			
	介護負担金	1,133,547			
	(標準報酬月額分)	867,079			
	(標準期末手当等分)	266,468			
	短期掛金	8,479,324			
	(標準報酬月額分)	6,522,174			
	(標準期末手当等分)	1,957,150			
	介護掛金	1,133,547			
	(標準報酬月額分)	867,079			
	(標準期末手当等分)	266,468			
	短期任意継続掛金	78,395			
	介護任意継続掛金	9,939			
	公的負担金	14,716			
	高額医療交付金	159,467			
	災害給付交付金	2,000			
	育児・介護休業手当金交付金	1,163,748			
	調整負担金	18,394			
短期利息及び短期配当金	2,978				
雑収入	2,783				
賠償金	2,354				
前年度繰越支払準備金	1,352,711				
計	22,033,227	計	4,999,247		
支	給付金	10,221,976	流動負債	19,092	
	前期高齢者納付金	2,399,155	固定負債	1,525,083	
	後期高齢者支援金	3,960,986	計	1,544,175	
	病床転換支援金	5			
	退職者給付拠出金	51			
	介護納付金	2,133,175			
	一部負担金払戻金	94,270			
	短期任意継続掛金還付金	7,517			
	介護任意継続掛金還付金	1,159			
	連合会払込金	234,969			
	連合会拠出金	1,045,190			
	業務経理へ繰入	52,371			
	次年度繰越支払準備金	1,525,083			
	計	21,675,907			計
差引本年度損益金	357,320	差引次年度繰越利益剰余金			3,455,072

(注) 1 退職者給付拠出金に係る療養給付費等拠出金の還付額は、雑収入に計上すること。

2 退職者給付拠出金には、同拠出金に係る事務費拠出金のみ計上すること。

経理单位名称	概	要																																									
厚生年金 保険経理	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と組合員保険料・負担金との割合、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する基礎年金拠出金に係る公的負担率、標準報酬と追加費用との割合並びに資金計画																																										
	(1) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と組合員保険料・負担金との割合 (単位:%)																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> <tr> <th>組合員保険料</th> <th>負担金</th> <th>組合員保険料</th> <th>負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>91.50</td> <td>91.50</td> <td>91.50</td> <td>91.50</td> </tr> </tbody> </table>		令和4年度		令和5年度		組合員保険料	負担金	組合員保険料	負担金	91.50	91.50	91.50	91.50																													
令和4年度		令和5年度																																									
組合員保険料	負担金	組合員保険料	負担金																																								
91.50	91.50	91.50	91.50																																								
	(2) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する基礎年金拠出金に係る公的負担率 (単位:%)																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(標準報酬の月額+標準期末手当等の額) × 41.60</td> <td>(標準報酬の月額+標準期末手当等の額) × 40.90</td> </tr> </tbody> </table>		令和4年度	令和5年度	(標準報酬の月額+標準期末手当等の額) × 41.60	(標準報酬の月額+標準期末手当等の額) × 40.90																																					
令和4年度	令和5年度																																										
(標準報酬の月額+標準期末手当等の額) × 41.60	(標準報酬の月額+標準期末手当等の額) × 40.90																																										
	(3) 標準報酬と追加費用との割合 (単位:%)																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">年度</th> </tr> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>追加費用</td> <td>14.50</td> <td>13.20</td> </tr> </tbody> </table>		種別	年度		令和4年度	令和5年度	追加費用	14.50	13.20																																	
種別	年度																																										
	令和4年度	令和5年度																																									
追加費用	14.50	13.20																																									
	(4) 資金計画 (単位:千円)																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">損益計算</th> <th colspan="2">貸借対照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">取 入</td> <td>負担金</td> <td>23,883,882</td> <td rowspan="8">流 動 資 産</td> <td rowspan="8">2,385,999</td> </tr> <tr> <td>(標準報酬月額分)</td> <td>11,598,435</td> </tr> <tr> <td>(標準期末手当等分)</td> <td>3,632,954</td> </tr> <tr> <td>(公的負担金)</td> <td>6,952,298</td> </tr> <tr> <td>(追加費用)</td> <td>1,700,195</td> </tr> <tr> <td>組合員保険料</td> <td>15,231,389</td> </tr> <tr> <td>(標準報酬月額分)</td> <td>11,598,435</td> </tr> <tr> <td>(標準期末手当等分)</td> <td>3,632,954</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>39,115,271</td> <td>計</td> <td>2,385,999</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支 出</td> <td>負担金払込金</td> <td>23,883,882</td> <td rowspan="3">流 動 負 債</td> <td rowspan="3">2,385,999</td> </tr> <tr> <td>組合員保険料払込金</td> <td>15,231,389</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>39,115,271</td> </tr> <tr> <td>差引本年度損益金</td> <td>0</td> <td>計</td> <td>2,385,999</td> </tr> </tbody> </table>		損益計算			貸借対照		取 入	負担金	23,883,882	流 動 資 産	2,385,999	(標準報酬月額分)	11,598,435	(標準期末手当等分)	3,632,954	(公的負担金)	6,952,298	(追加費用)	1,700,195	組合員保険料	15,231,389	(標準報酬月額分)	11,598,435	(標準期末手当等分)	3,632,954	計	39,115,271	計	2,385,999	支 出	負担金払込金	23,883,882	流 動 負 債	2,385,999	組合員保険料払込金	15,231,389	計	39,115,271	差引本年度損益金	0	計	2,385,999
損益計算			貸借対照																																								
取 入	負担金	23,883,882	流 動 資 産	2,385,999																																							
	(標準報酬月額分)	11,598,435																																									
	(標準期末手当等分)	3,632,954																																									
	(公的負担金)	6,952,298																																									
	(追加費用)	1,700,195																																									
	組合員保険料	15,231,389																																									
	(標準報酬月額分)	11,598,435																																									
	(標準期末手当等分)	3,632,954																																									
計	39,115,271	計	2,385,999																																								
支 出	負担金払込金	23,883,882	流 動 負 債	2,385,999																																							
	組合員保険料払込金	15,231,389																																									
	計	39,115,271																																									
差引本年度損益金	0	計	2,385,999																																								

経理単位名	概 要			
退職等 年金経理	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合並びに資金計画			
	(1) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合			
	(単位:%)			
	令和4年度		令和5年度	
	掛金	負担金	掛金	負担金
	7.50	7.50	7.50	7.50
	(2) 資金計画			
	(単位:千円)			
	損 益 計 算		貸 借 対 照	
	収 入	負 担 金	1,248,751	流 動 資 産
(標準報酬月額分)		950,908		
(標準期末手当等分)		297,843		
掛 金		1,248,751		
(標準報酬月額分)		950,908		
(標準期末手当等分)		297,843		
	計	2,497,502	計	159,088
支 出	負 担 金 払 込 金	1,248,751	流 動 負 債	159,088
	掛 金 払 込 金	1,248,751		
	計	2,497,502		
	差引本年度損益金	0	計	159,088

経理単位名	概	要																																							
経過的 長期経理	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第75条第3号において「改正前地共済法第113条第2項第3号に掲げる費用の負担の例による。」とされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第113条第2項第3号に掲げる負担金との割合、標準報酬と追加費用との割合並びに資金計画																																								
	(1) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合 (単位:‰)																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担金</td> <td>負担金</td> </tr> <tr> <td>0.1105</td> <td>0.0990</td> </tr> </tbody> </table>		令和4年度	令和5年度	負担金	負担金	0.1105	0.0990																																	
	令和4年度	令和5年度																																							
	負担金	負担金																																							
	0.1105	0.0990																																							
	(注) この負担金は、平成27年9月以前に受給権発生した公務障害・公務遺族給付に要する費用である。																																								
	(2) 標準報酬と追加費用との割合 (単位:‰)																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">年度</th> </tr> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>追加費用</td> <td>1.40</td> <td>1.40</td> </tr> </tbody> </table>		種別	年度		令和4年度	令和5年度	追加費用	1.40	1.40																															
	種別	年度																																							
令和4年度		令和5年度																																							
追加費用	1.40	1.40																																							
(3) 資金計画 (単位:千円)																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">損益計算</th> <th colspan="2">貸借対照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">収入</td> <td>負担金</td> <td>197,156</td> <td>流動資産</td> <td>1,079</td> </tr> <tr> <td>(標準報酬月額分)</td> <td>12,865</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(標準期末手当等分)</td> <td>3,967</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加費用)</td> <td>180,324</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>197,156</td> <td>計</td> <td>1,079</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支出</td> <td>負担金払込金</td> <td>197,156</td> <td>流動負債</td> <td>1,079</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>197,156</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">差引本年度損益金</td> <td>0</td> <td>計</td> <td>1,079</td> </tr> </tbody> </table>		損益計算			貸借対照		収入	負担金	197,156	流動資産	1,079	(標準報酬月額分)	12,865			(標準期末手当等分)	3,967			(追加費用)	180,324			計	197,156	計	1,079	支出	負担金払込金	197,156	流動負債	1,079	計	197,156			差引本年度損益金		0	計	1,079
損益計算			貸借対照																																						
収入	負担金	197,156	流動資産	1,079																																					
	(標準報酬月額分)	12,865																																							
	(標準期末手当等分)	3,967																																							
	(追加費用)	180,324																																							
	計	197,156	計	1,079																																					
支出	負担金払込金	197,156	流動負債	1,079																																					
	計	197,156																																							
差引本年度損益金		0	計	1,079																																					

経理单位名称	概		要			
経過的長期預託金管理経理	資金計画及び資産の構成割合					
	(1) 資金計画					
	(単位：千円)					
	損 益 計 算		貸 借 対 照			
収入	利息及び配当金	1	流動資産	0		
	計	1	計	0		
支出	支払利息	1	固定負債	0		
	計	1	計	0		
	差引本年度損益金	0	差引次年度繰越利益剰余金	0		
	(2) 資産の構成割合					
	経過的長期預託金管理経理の資産の構成割合は、次のとおり見込むものとする。					
	(単位：千円、%)					
資 産 区 分	令和4年度末		令和5年度末		比較 増△減	
	見込額 A	構成割合 a	見込額 B	構成割合 b	金額 (B-A)	割合 (b-a)
預 金	7,118	99.99	0	0.00	△ 7,118	△ 99.99
投資有価証券	0	0.00	0	0.00	0	0.00
そ の 他	1	0.01	0	0.00	△ 1	△ 0.01
合 計	7,119	100.00	0	0.00	△ 7,119	/
	(注) 「その他」欄は、未収収益の合計額を記載					

経理单位名称	概 要																																																														
業 務 経 理	事務費の額及び資金計画																																																														
	(1) 事務費の額 (1人当たり)																																																														
	① 短期、厚生年金保険及び経過的長期分																																																														
	(単位：円)																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">事 務 費 (A+B+C+D+E)</td> <td>17,835</td> <td>18,430</td> <td>15,933</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内</td> <td>地方公共団体負担金(総額) (A+B)</td> <td>11,050</td> <td>11,050</td> <td>10,040</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体負担金のうち短期分 (A)</td> <td>6,140</td> <td>6,140</td> <td>5,120</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体負担金のうち長期分 (B)</td> <td>4,910</td> <td>4,910</td> <td>4,920</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">訳</td> <td>短期経理より繰入 (C)</td> <td>2,075</td> <td>2,095</td> <td>1,755</td> </tr> <tr> <td>連 合 会 交 付 金 (D)</td> <td>3,710</td> <td>3,984</td> <td>3,977</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 (E)</td> <td>1,000</td> <td>1,301</td> <td>161</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	事 務 費 (A+B+C+D+E)		17,835	18,430	15,933	内	地方公共団体負担金(総額) (A+B)	11,050	11,050	10,040	地方公共団体負担金のうち短期分 (A)	6,140	6,140	5,120	地方公共団体負担金のうち長期分 (B)	4,910	4,910	4,920	訳	短期経理より繰入 (C)	2,075	2,095	1,755	連 合 会 交 付 金 (D)	3,710	3,984	3,977	そ の 他 (E)	1,000	1,301	161																									
	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																										
	事 務 費 (A+B+C+D+E)		17,835	18,430	15,933																																																										
	内	地方公共団体負担金(総額) (A+B)	11,050	11,050	10,040																																																										
		地方公共団体負担金のうち短期分 (A)	6,140	6,140	5,120																																																										
		地方公共団体負担金のうち長期分 (B)	4,910	4,910	4,920																																																										
	訳	短期経理より繰入 (C)	2,075	2,095	1,755																																																										
		連 合 会 交 付 金 (D)	3,710	3,984	3,977																																																										
		そ の 他 (E)	1,000	1,301	161																																																										
	(注) 1 (C) は、定款で定める組合員1人当たりの繰入額																																																														
	2 (D) は、厚生年金保険及び経過的長期給付事務費に係る連合会交付金の額を組合員数で割り返した組合員1人当たりの額																																																														
3 (E) は、業務経理の剰余金を取り崩す場合に、その額を組合員数で割り返した組合員1人当たりの額																																																															
② 退職等年金給付分																																																															
(単位：円)																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事 務 費 (連 合 会 交 付 金)</td> <td>508</td> <td>511</td> <td>499</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	事 務 費 (連 合 会 交 付 金)	508	511	499																																																						
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																												
事 務 費 (連 合 会 交 付 金)	508	511	499																																																												
(注) 退職等年金給付事務費に係る連合会交付金の額を組合員数で割り返した組合員1人当たりの額																																																															
(2) 資金計画																																																															
(単位：千円)																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損 益 計 算</th> <th colspan="2">貸 借 対 照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度繰越利益剰余金</td> <td>625,771</td> <td>流 動 資 産</td> <td>740,670</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">収 入</td> <td>負 担 金</td> <td>273,025</td> <td>固 定 資 産</td> <td>281</td> </tr> <tr> <td>連 合 会 交 付 金</td> <td>110,533</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 息 及 び 配 当 金</td> <td>206</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>52,439</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>436,203</td> <td>計</td> <td>740,951</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">支 出</td> <td>役 員 報 酬</td> <td>135</td> <td>流 動 負 債</td> <td>33,773</td> </tr> <tr> <td>職 員 給 与</td> <td>33,233</td> <td>固 定 負 債</td> <td>85,384</td> </tr> <tr> <td>旅 費</td> <td>3,748</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>29,581</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 務 費 負 担 金 払 込 金</td> <td>121,499</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>251,984</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>440,180</td> <td>計</td> <td>119,157</td> </tr> <tr> <td>差引本年度損益金</td> <td>△ 3,977</td> <td>差引次年度繰越利益剰余金</td> <td>621,794</td> </tr> </tbody> </table>		損 益 計 算		貸 借 対 照		前年度繰越利益剰余金	625,771	流 動 資 産	740,670	収 入	負 担 金	273,025	固 定 資 産	281	連 合 会 交 付 金	110,533			利 息 及 び 配 当 金	206			そ の 他	52,439			計	436,203	計	740,951	支 出	役 員 報 酬	135	流 動 負 債	33,773	職 員 給 与	33,233	固 定 負 債	85,384	旅 費	3,748			事 務 費	29,581			事 務 費 負 担 金 払 込 金	121,499			そ の 他	251,984			計	440,180	計	119,157	差引本年度損益金	△ 3,977	差引次年度繰越利益剰余金	621,794
損 益 計 算		貸 借 対 照																																																													
前年度繰越利益剰余金	625,771	流 動 資 産	740,670																																																												
収 入	負 担 金	273,025	固 定 資 産	281																																																											
	連 合 会 交 付 金	110,533																																																													
	利 息 及 び 配 当 金	206																																																													
	そ の 他	52,439																																																													
	計	436,203	計	740,951																																																											
支 出	役 員 報 酬	135	流 動 負 債	33,773																																																											
	職 員 給 与	33,233	固 定 負 債	85,384																																																											
	旅 費	3,748																																																													
	事 務 費	29,581																																																													
	事 務 費 負 担 金 払 込 金	121,499																																																													
	そ の 他	251,984																																																													
計	440,180	計	119,157																																																												
差引本年度損益金	△ 3,977	差引次年度繰越利益剰余金	621,794																																																												

経理単位名	概 要			
保 健 経 理	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合、事業の種類及び当該事業年度の資金計画			
	(1) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合（福祉事業）			
	(単位:‰)			
	区 分	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
		掛 金	掛 金	掛 金
		負 担 金	負 担 金	負 担 金
	一 般 組 合 員	1.75	1.75	1.75
	短 期 組 合 員			
	市 長 組 合 員			
	特 定 消 防 組 合 員			
長 期 組 合 員	-	-		
後 期 高 齢 者 等 短 期 組 合 員	-	-		
(2) 事業の種類				
(単位:千円)				
	項 目	事業計画額	概 要	
保 健 関 係	保 健	人 間 ド ッ ク	233,542	人間ドック、脳ドック、胃・大腸・乳・子宮・肺・前立腺がん検診
		総 合 検 診	52,325	人間ドック、胃・大腸・乳・子宮・肺・前立腺がん検診
		郵 送 に よ る 胃 が ん 検 診	3,419	
		巡 回 女 性 被 扶 養 者 健 診	59,879	人間ドック、胃・大腸・乳・子宮・肺がん検診
		歯 科 健 診	3,960	
		予 防 接 種 助 成	26,400	インフルエンザ予防接種費用助成
		電 話 健 康 相 談 ・ カ ウ ン セ リ ン グ	7,048	すこやかダイヤル24
		保 健 指 導 事 業	636	重症化予防等
		小 計	387,209	
事 業 関 係	テ ィ ン プ セ ン	個 人 イ ン セ ン テ ィ ブ	320	禁煙サポート、健幸エクササイズ、健幸ハイキング、健診結果確認票提出促進事業
		小 計	320	
	図 書 ・ 広 報 関 係	保 健 関 係 図 書	10	
		広 報	4,641	
		医 療 費 通 知 ・ 後 発 医 薬 品 差 額 通 知	5,700	
		そ の 他	1,370	柔整・鍼灸の適正利用案内、育児情報誌配付
	小 計	11,721		
	講 座 関 係	健 康 講 座	200	健幸いきいき家族教室、女性セミナー等
		そ の 他	24	健幸レシピ
		小 計	224	
特 定 健 診 ・ 保 健 指 導	特 定 健 康 診 査	11,637		
	特 定 保 健 指 導	7,171		
そ の 他		270,017		
合 計		688,299		

経理单位名称	概 要						
保 健 経 理	(3) 資金計画						
(単位:千円)							
損 益 計 算		貸 借 対 照					
前年度繰越利益剰余金		流 動 資 産	154,953				
負 担 金							
(標準報酬月額分)							
(標準期末手当等分)							
(特定健康診査等分)							
掛 金							
(標準報酬月額分)							
(標準期末手当等分)							
そ の 他							
計					計 154,953		
職 員 給 与					流 動 負 債	83,459	
厚 生 費		固 定 負 債	29,538				
特 定 健 康 診 査 等 費							
(特定健康診査費)							
(特定保健指導費)							
旅 費							
事 務 費							
そ の 他							
計					計 112,997		
差引本年度損益金		差引次年度繰越利益剰余金 41,956					

経理单位名称	概 要			
貯金経理	貯金の種類、支払利率及び現況、資金計画、資産の構成割合及び当該年度の予定運用利回り			
	(1) 貯金の種類、支払利率及び現況 (単位：千円、人、%)			
	貯金の種類	普通貯金		
令和4年度末見込	貯金額 A	2,722,516		
	貯金者数 B	357		
	貯金者1人当たり貯金額 C	7,626		
	組合員加入率 D	57.95		
	支払利率	0.25		
令和5年度末見込	貯金額 E	2,558,627		
	貯金者数 F	355		
	貯金者1人当たり貯金額 G	7,207		
	組合員加入率 H	56.53		
	支払利率	0.25		
比較	貯金額 E-A	△ 163,889		
	貯金者数 F-B	△ 2		
	貯金者1人当たり貯金額 G-C	△ 419		
	組合員加入率 H-D	△ 1.42		
備考	貯金の額等 1. 積立 1口、500円 2. 新規申込み 毎月 3. 積立額の変更 毎月 4. 中断・復活 毎月 5. 払戻・解約 毎月 (1日、17日払い) 6. 賞与積立 無 7. 貯金残高の限度額2,000万円 利息計算 毎年3月及び9月末日計算、翌日元本組入れ			
	(2) 資金計画 (単位：千円)			
	損益計算	貸借対照		
	前年度繰越利益剰余金	144,018	流動資産	508,692
収入	利息及び配当金	9,114	固定資産	2,199,702
	計	9,114	計	2,708,394
支出	旅費	30	流動負債	2,561,781
	事務費	232		
	支払利息	6,257		
	計	6,519	計	2,561,781
	差引本年度損益金	2,595	差引次年度繰越利益剰余金	146,613

経理单位名称	概要							
貯金経理	(3) 資産の構成割合							
	(単位：千円、%)							
	資産区分		令和4年度末		令和5年度末		比較 増△減	
			見込額 A	構成割合 a	見込額 B	構成割合 b	金額 (B-A)	割合 (b-a)
	第一号 資産	株式及び 証券投資信託	-	-	-	-	-	-
	第二号 資産	固定資産	-	-	-	-	-	-
	その他	流動資産	470,182	16.38	508,692	18.78	38,510	2.40
		金銭信託	200,000	6.97	0	0.00	△ 200,000	△ 6.97
		有価証券	2,199,702	76.65	2,199,702	81.22	0	4.57
		その他	-	-	-	-	-	-
合計		2,869,884	100.00	2,708,394	100.00	△ 161,490		
(4) 予定運用利回り								
$\text{予定運用利回り} = C \div [\{ A + (B - C) \} \times 1/2] = 0.33 \%$								
A 年度始資産				2,869,884 千円				
B 年度末資産				2,708,394 千円				
C 当該事業年度における資産の運用利益金				9,114 千円				
(利息+配当金+償還差益-償還差損-信託等売買手数料)								

経理单位名称	概 要																																																																															
貸付経理	<p>貸付金の種類、貸付金の現況、貸付金の利率、貸付金の状況及び当該事業年度の資金計画</p> <p>(1) 貸付金の種類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>イ. 普通貸付 ロ. 住宅貸付 ハ. 在宅介護対応住宅貸付 ニ. 災害貸付(家財、住宅、再貸付) ホ. 特別貸付(医療、入学、結婚、葬祭) ヘ. 高額医療貸付 ト. 出産貸付</p> </div> <p>(2) 貸付金の現況及び貸付利率</p> <p>イ 貸付資金の増減状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金の内容</th> <th rowspan="2">令和4年度末見込 A</th> <th rowspan="2">令和5年度末見込 B</th> <th colspan="2">比 較</th> </tr> <tr> <th>金額 (B-A) C</th> <th>比率 C/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>欠損金補てん積立金</td> <td style="text-align: right;">45,958</td> <td style="text-align: right;">35,704</td> <td style="text-align: right;">△ 10,254</td> <td style="text-align: right;">△ 22.3</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">45,958</td> <td style="text-align: right;">35,704</td> <td style="text-align: right;">△ 10,254</td> <td style="text-align: right;">△ 22.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 貸付条件 (高額医療貸付及び出産貸付を除き、新規貸付は休止中である。)</p> <p style="text-align: right;">(単位：%、千円、月)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>利 率 (年)</th> <th>最 高 限 度 額</th> <th>償 還 期 間</th> <th>据 置 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普 通 貸 付</td> <td style="text-align: center;">1.26</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 宅 貸 付</td> <td style="text-align: center;">1.26</td> <td style="text-align: center;">18,000</td> <td style="text-align: center;">360</td> <td></td> </tr> <tr> <td>在 宅 介 護 対 応 住 宅 貸 付 (加 算)</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td style="text-align: center;">360</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災 害 貸 付</td> <td>住 宅</td> <td style="text-align: center;">0.93</td> <td style="text-align: center;">18,000</td> <td style="text-align: center;">360</td> <td style="text-align: center;">1 年</td> </tr> <tr> <td>追 加</td> <td style="text-align: center;">0.93</td> <td style="text-align: center;">19,000</td> <td style="text-align: center;">360</td> <td style="text-align: center;">1 年</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特 別 貸 付</td> <td>医 療</td> <td style="text-align: center;">1.26</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入 学</td> <td style="text-align: center;">1.26</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>結 婚</td> <td style="text-align: center;">1.26</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>葬 祭</td> <td style="text-align: center;">1.26</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高 額 医 療 貸 付</td> <td style="text-align: center;">無 利 息</td> <td>高 額 療 養 費 支 給 対 象 額 の 10 分 の 9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出 産 貸 付</td> <td style="text-align: center;">無 利 息</td> <td>出 産 費 等 支 給 対 象 額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資金の内容	令和4年度末見込 A	令和5年度末見込 B	比 較		金額 (B-A) C	比率 C/A	欠損金補てん積立金	45,958	35,704	△ 10,254	△ 22.3	合 計	45,958	35,704	△ 10,254	△ 22.3	種 類	利 率 (年)	最 高 限 度 額	償 還 期 間	据 置 期 間	普 通 貸 付	1.26	2,000	120		住 宅 貸 付	1.26	18,000	360		在 宅 介 護 対 応 住 宅 貸 付 (加 算)	1.00	3,000	360		災 害 貸 付	住 宅	0.93	18,000	360	1 年	追 加	0.93	19,000	360	1 年	特 別 貸 付	医 療	1.26	1,000	120		入 学	1.26	2,000	120		結 婚	1.26	2,000	120		葬 祭	1.26	2,000	120		高 額 医 療 貸 付	無 利 息	高 額 療 養 費 支 給 対 象 額 の 10 分 の 9			出 産 貸 付	無 利 息	出 産 費 等 支 給 対 象 額		
資金の内容	令和4年度末見込 A				令和5年度末見込 B	比 較																																																																										
		金額 (B-A) C	比率 C/A																																																																													
欠損金補てん積立金	45,958	35,704	△ 10,254	△ 22.3																																																																												
合 計	45,958	35,704	△ 10,254	△ 22.3																																																																												
種 類	利 率 (年)	最 高 限 度 額	償 還 期 間	据 置 期 間																																																																												
普 通 貸 付	1.26	2,000	120																																																																													
住 宅 貸 付	1.26	18,000	360																																																																													
在 宅 介 護 対 応 住 宅 貸 付 (加 算)	1.00	3,000	360																																																																													
災 害 貸 付	住 宅	0.93	18,000	360	1 年																																																																											
	追 加	0.93	19,000	360	1 年																																																																											
特 別 貸 付	医 療	1.26	1,000	120																																																																												
	入 学	1.26	2,000	120																																																																												
	結 婚	1.26	2,000	120																																																																												
	葬 祭	1.26	2,000	120																																																																												
高 額 医 療 貸 付	無 利 息	高 額 療 養 費 支 給 対 象 額 の 10 分 の 9																																																																														
出 産 貸 付	無 利 息	出 産 費 等 支 給 対 象 額																																																																														

経理单位名称	概要										
貸付経理	ハ 貸付資金の配分計画										
	(単位：件、千円、%)										
	種類	令和4年度末貸付金見込			令和5年度末貸付金推計			比較			
		件数 A	金額 B	割合	件数 C	金額 D	割合	件数 (C-A)	金額 (D-B)	割合	
	普通貸付	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
	住宅貸付	401	919,150	100.0	348	714,066	100.0	△ 53	△ 205,084	100.0	
	在宅介護対応 住宅貸付(加算)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
	災害貸付	住宅	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
		追加	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	特別貸付	医療	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
入学		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
結婚		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
葬祭		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
高額医療貸付	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0		
出産貸付	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0		
合計	401	919,150	100.0	348	714,066	100.0	△ 53	△ 205,084			
(3) 貸付金の状況											
(単位：千円)											
前年度末貸付残額	本年度貸付額	本年度償還額	本年度末貸付残高	備考							
919,150	0	205,084	714,066								
(4) 資金計画											
(単位：千円)											
損益計算			貸借対照								
前年度繰越利益剰余金			3,494,304	流動資産	534,412						
収入	組合員貸付金利息		10,213	固定資産	2,914,615						
	利息及び配当金		4,172								
	その他		110								
	計		14,495	計	3,449,027						
支出	職員給与		8,631	流動負債	1,319						
	旅費		300	固定負債	22,430						
	事務費		660								
	その他		73,930								
計		83,521	計	23,749							
差引本年度損益金			△ 69,026	差引次年度繰越利益剰余金	3,425,278						

短 期 経 理

短期経理
予算総則

事 項	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
1 法第25条の規定により余裕金の運用として行う有価証券取得の最高限度額	3,000,000,000円	3,000,000,000円
2 経理単位相互間における資金の融通の最高限度額及び条件	貸付経理への短期貸付金 10,000,000円 貸付利率 無利息	貸付経理への短期貸付金 10,000,000円 貸付利率 無利息
3 施行規程第7条第1項に規定する短期経理から業務経理に繰り入れる資金の最高限度額	52,363,000円	52,371,000円

短 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度対比較 増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	令和4年度	令和5年度
[借 方]	千円	千円	千円	千円	千円
経常費用	19,905,547	19,062,717	20,098,453	△ 842,830	1,035,736
(事業費用)					
保健給付	7,105,490	7,851,423	8,871,669	745,933	1,020,246
休業給付	1,121,100	1,220,901	1,279,400	99,801	58,499
災害給付	1,500	1,100	2,000	△ 400	900
附加給付	61,817	68,446	68,907	6,629	461
退職者給付拠出金	121	110	51	△ 11	△ 59
前期高齢者納付金	4,481,337	2,934,842	2,399,155	△ 1,546,495	△ 535,687
後期高齢者支援金	3,841,034	3,668,434	3,960,986	△ 172,600	292,552
病床転換支援金	10	10	5	0	△ 5
介護納付金	2,161,755	2,134,606	2,133,175	△ 27,149	△ 1,431
一部負担金払戻金	79,256	85,464	94,270	6,208	8,806
短期任意継続掛金還付金	5,275	7,517	7,517	2,242	0
介護任意継続掛金還付金	861	1,159	1,159	298	0
連合会払込金	225,846	229,648	234,969	3,802	5,321
連合会拠出金	820,145	859,057	1,045,190	38,912	186,133
繰入金	52,201	52,362	52,371	161	9
業務経理へ繰入	52,201	52,362	52,371	161	9
次年度繰越支払準備金	1,225,080	1,352,711	1,525,083	127,631	172,372
次年度繰越支払準備金	1,225,080	1,352,711	1,525,083	127,631	172,372
当期利益金	0	888,699	357,320	888,699	△ 531,379
当期短期利益金	0	811,797	214,621	811,797	△ 597,176
当期介護利益金	0	76,902	142,699	76,902	65,797
合 計	21,182,828	21,356,489	22,033,227	173,661	676,738

科 目	令和3年度 決 算 額	令和4年度 推 計	令和5年度 推 計	前年度対比較 増△減	
				令和4年度	令和5年度
〔 貸 方 〕	千円	千円	千円	千円	千円
経常収益	18,694,490	20,131,409	20,680,516	1,436,919	549,107
(事業収益)					
短期負担金	7,565,530	8,266,078	8,494,040	700,548	227,962
介護負担金	1,050,646	1,101,364	1,133,547	50,718	32,183
短期掛金	7,555,182	8,255,327	8,479,324	700,145	223,997
介護掛金	1,050,626	1,101,364	1,133,547	50,738	32,183
短期任意継続掛金	75,742	78,395	78,395	2,653	0
介護任意継続掛金	10,450	9,939	9,939	△ 511	0
雑収入	7,497	6,236	2,783	△ 1,261	△ 3,453
(補助金等収入)					
高額医療交付金	139,463	179,103	159,467	39,640	△ 19,636
災害給付交付金	1,500	1,100	2,000	△ 400	900
育児・介護休業 手当金交付金	1,017,183	1,109,971	1,163,748	92,788	53,777
調整負担金	17,156	17,918	18,394	762	476
補助金	195,636	0	0	△ 195,636	0
(事業外収益)					
短期利息及び 短期配当金	2,775	2,260	2,978	△ 515	718
賠償金	5,104	2,354	2,354	△ 2,750	0
前年度繰越支払準備金	1,147,424	1,225,080	1,352,711	77,656	127,631
前年度繰越 支払準備金	1,147,424	1,225,080	1,352,711	77,656	127,631
当期損失金	1,340,914	0	0	△ 1,340,914	0
当期短期損失金	1,290,019	0	0	△ 1,290,019	0
当期介護損失金	50,895	0	0	△ 50,895	0
合 計	21,182,828	21,356,489	22,033,227	173,661	676,738

短 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
〔 借 方 〕	千円		千円	
経常費用	19,062,717		20,098,453	
（事業費用）				
保健給付	7,851,423		8,871,669	
療養の給付	258,210 件	2,892,905	療養の給付	289,940 件 3,248,405
入院時食事・生活療養の給付	1,532 件	5,652	入院時食事・生活療養の給付	1,720 件 6,346
訪問看護療養の給付	112 件	6,442	訪問看護療養の給付	126 件 7,234
家族療養の給付	241,473 件	2,717,832	家族療養の給付	271,147 件 3,051,818
家族入院時食事・生活療養の給付	1,619 件	7,622	家族入院時食事・生活療養の給付	1,818 件 8,559
家族訪問看護療養の給付	700 件	32,507	家族訪問看護療養の給付	786 件 36,502
高額療養の給付	2,516 件	369,306	高額療養の給付	2,824 件 414,690
療養費	9,294 件	40,748	療養費	10,436 件 45,756
移送費	1 件	10	移送費	1 件 10
家族療養費	5,386 件	33,683	家族療養費	6,047 件 37,822
家族移送費	1 件	10	家族移送費	1 件 10
高額療養費	1,633 件	112,728	高額療養費	1,867 件 126,582
高額介護合算療養費	1 件	10	高額介護合算療養費	1 件 10
薬剤支給	226,292 件	1,378,913	薬剤支給	254,101 件 1,548,367
出産費	437 件	179,692	出産費	491 件 239,608
家族出産費	178 件	71,313	家族出産費	200 件 97,600
埋葬料	17 件	850	埋葬料	20 件 1,000
家族埋葬料	24 件	1,200	家族埋葬料	27 件 1,350
休業給付	1,220,901		1,279,400	
傷病手当金	873 件	110,118	傷病手当金	915 件 115,452
出産手当金	4 件	812	出産手当金	1 件 200
育児休業手当金	6,148 件	1,101,329	育児休業手当金	6,446 件 1,154,687
介護休業手当金	51 件	8,642	介護休業手当金	53 件 9,061
災害給付	1,100		2,000	
弔慰金	1 件	100	弔慰金	1 件 500
家族弔慰金	1 件	100	家族弔慰金	1 件 500
災害見舞金	1 件	900	災害見舞金	1 件 1,000
附加給付	68,446		68,907	
家族療養費附加金	934 件	39,342	家族療養費附加金	940 件 39,606
出産費附加金	345 件	3,450	出産費附加金	350 件 3,500
家族出産費附加金	133 件	1,330	家族出産費附加金	133 件 1,330
埋葬料附加金	20 件	1,000	埋葬料附加金	20 件 1,000
家族埋葬料附加金	27 件	1,350	家族埋葬料附加金	27 件 1,350

科 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
[借 方]	千円		千円	
傷病手当金附加金	86 件	21,974	傷病手当金附加金	87 件 22,121
退職者給付拠出金		110		51
事務費拠出金		110	事務費拠出金	51
前期高齢者納付金		2,934,842		2,399,155
納付金		2,934,673	納付金	2,398,979
事務費拠出金		169	事務費拠出金	176
後期高齢者支援金		3,668,434		3,960,986
支援金		3,668,234	支援金	3,960,778
事務費拠出金		200	事務費拠出金	208
病床転換支援金		10		5
事務費拠出金		10	事務費拠出金	5
介護納付金		2,134,606		2,133,175
一部負担金払戻金		85,464		94,270
短期任意継続掛金還付金		7,517		7,517
介護任意継続掛金還付金		1,159		1,159
連合会払込金		229,648		234,969
災害給付払込金		35,327	災害給付払込金	36,149
財政調整払込金		194,321	財政調整払込金	198,820
連合会拠出金		859,057		1,045,190
育児・介護休業拠出金		841,130	育児・介護休業拠出金	1,026,848
特別調整拠出金		17,927	特別調整拠出金	18,342
繰入金		52,362		52,371
業務経理へ繰入		52,362	業務経理へ繰入	52,371
次年度繰越支払準備金		1,352,711		1,525,083
次年度繰越支払準備金		1,352,711	次年度繰越支払準備金	1,525,083
当期利益金		888,699		357,320
当期短期利益金		811,797	当期短期利益金	214,621
当期介護利益金		76,902	当期介護利益金	142,699
合 計		21,356,489		22,033,227

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
〔 貸 方 〕	千円	千円
経常収益	20,131,409	20,680,516
(事業収益)		
短期負担金	8,266,078	8,494,040
地方公共団体負担金	8,248,017	8,471,815
組合負担金	4,368	4,487
職員団体負担金	2,942	3,022
公的負担金	10,751	14,716
介護負担金	1,101,364	1,133,547
地方公共団体負担金	1,100,078	1,132,223
組合負担金	829	853
職員団体負担金	457	471
短期掛金	8,255,327	8,479,324
標準報酬月額掛金	6,322,730	6,522,174
標準期末手当等掛金	1,932,597	1,957,150
介護掛金	1,101,364	1,133,547
標準報酬月額掛金	838,597	867,079
標準期末手当等掛金	262,767	266,468
短期任意継続掛金	78,395	78,395
介護任意継続掛金	9,939	9,939
雑収入	6,236	2,783
(補助金等収入)		
高額医療交付金	179,103	159,467
災害給付交付金	1,100	2,000
育児・介護休業 手当金交付金	1,109,971	1,163,748
調整負担金	17,918	18,394
(事業外収益)		
短期利息及び 短期配当金	2,260	2,978
賠償金	2,354	2,354
前年度繰越支払準備金	1,225,080	1,352,711
前年度繰越 支払準備金	1,225,080	1,352,711
当期損失金	0	0
当期短期損失金	0	0
当期介護損失金	0	0
合 計	21,356,489	22,033,227

短 期 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和3年度末	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
		増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
〔 借 方 〕	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	3,477,501	992,054	4,469,555	529,692	4,999,247
普通預金	1,298,938	584,758	1,883,696	521,063	2,404,759
定期預金	600,000	300,000	900,000	0	900,000
金銭信託	900,531	100,061	1,000,592	60	1,000,652
有価証券	600,000	0	600,000	0	600,000
立替金	75	0	75	0	75
未収収益	425	66	491	1	492
未収金	871	△ 871	0	0	0
支払基金委託金	76,661	8,040	84,701	8,568	93,269
合 計	3,477,501	992,054	4,469,555	529,692	4,999,247
〔 貸 方 〕					
流動負債	43,368	△ 24,276	19,092	0	19,092
未払金	539	△ 539	0	0	0
未払費用	23,737	△ 23,737	0	0	0
前受収益	19,092	0	19,092	0	19,092
固定負債	1,225,080	127,631	1,352,711	172,372	1,525,083
支払準備金	1,225,080	127,631	1,352,711	172,372	1,525,083
剰余金	2,209,053	888,699	3,097,752	357,320	3,455,072
利益剰余金	2,209,053	888,699	3,097,752	357,320	3,455,072
合 計	3,477,501	992,054	4,469,555	529,692	4,999,247

短 期 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
〔 借 方 〕	千円	千円
流動資産	4,469,555	4,999,247
普通預金	1,883,696	2,404,759
定期預金	900,000	900,000
金銭信託	1,000,592	1,000,652
有価証券	600,000	600,000
立替金	75	75
未収収益	491	492
預金利息	85	85
有価証券利息	363	363
信託収益	43	44
支払基金委託金	84,701	93,269
合 計	4,469,555	4,999,247
〔 貸 方 〕		
流動負債	19,092	19,092
前受収益	19,092	19,092
固定負債	1,352,711	1,525,083
支払準備金	1,352,711	1,525,083
剰余金	3,097,752	3,455,072
利益剰余金	3,097,752	3,455,072
欠損金補てん積立金	745,043	820,574
前年度繰越額	714,262	745,043
当期増加額	30,781	75,531
当期減少額	0	0
短期積立金	2,242,239	2,381,329
前年度繰越額	1,461,223	2,242,239
当期増加額	781,016	139,090
当期減少額	0	0
介護積立金	110,470	253,169
前年度繰越額	33,568	110,470
当期増加額	76,902	142,699
当期減少額	0	0
合 計	4,469,555	4,999,247

厚生年金保険經理

厚生年金保険経理
予定損益計算書

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度対比較 増△減	
	決算額	推計	推計	令和4年度	令和5年度
[借方]	千円	千円	千円	千円	千円
経常費用	39,721,244	39,892,635	39,115,271	171,391	△ 777,364
(事業費用)					
負担金払込金	24,381,821	24,470,940	23,883,882	89,119	△ 587,058
組合員保険料払込金	15,339,423	15,421,695	15,231,389	82,272	△ 190,306
合計	39,721,244	39,892,635	39,115,271	171,391	△ 777,364
[貸方]					
経常収益	39,721,244	39,892,635	39,115,271	171,391	△ 777,364
(事業収益)					
負担金	24,381,821	24,470,940	23,883,882	89,119	△ 587,058
組合員保険料	15,339,423	15,421,695	15,231,389	82,272	△ 190,306
合計	39,721,244	39,892,635	39,115,271	171,391	△ 777,364

厚生年金保険経理
予定損益計算書説明書

科目	令和4年度		令和5年度	
[借方]		千円		千円
経常費用		39,892,635		39,115,271
(事業費用)				
負担金払込金		24,470,940		23,883,882
組合員保険料払込金		15,421,695		15,231,389
合計		39,892,635		39,115,271
[貸方]				
経常収益		39,892,635		39,115,271
(事業収益)				
負担金		24,470,940		23,883,882
組合員保険料		15,421,695		15,231,389
	地方公共団体等負担金	15,421,695	地方公共団体等負担金	15,231,389
	公の負担金	7,157,807	公の負担金	6,952,298
	追加費用	1,891,438	追加費用	1,700,195
	標準報酬月額保険料	11,747,437	標準報酬月額保険料	11,598,435
	標準期末手当等保険料	3,674,258	標準期末手当等保険料	3,632,954
合計		39,892,635		39,115,271

厚生年金保険経理
予定貸借対照表

科目	令和3年度末	令和4年度		令和5年度	
		増△減	年度末	増△減	年度末
〔借方〕	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	3,753,632	△ 1,329,527	2,424,105	△ 38,106	2,385,999
普通預金	3,731,311	△ 1,307,206	2,424,105	△ 38,106	2,385,999
未収金	22,321	△ 22,321	0	0	0
合計	3,753,632	△ 1,329,527	2,424,105	△ 38,106	2,385,999
〔貸方〕					
流動負債	3,753,632	△ 1,329,527	2,424,105	△ 38,106	2,385,999
未払金	3,753,619	△ 1,329,514	2,424,105	△ 38,106	2,385,999
預り金	13	△ 13	0	0	0
合計	3,753,632	△ 1,329,527	2,424,105	△ 38,106	2,385,999

厚生年金保険経理
予定貸借対照表説明書

科目	令和4年度	令和5年度
〔借方〕	千円	千円
流動資産	2,424,105	2,385,999
普通預金	2,424,105	2,385,999
合計	2,424,105	2,385,999
〔貸方〕		
流動負債	2,424,105	2,385,999
未払金	2,424,105	2,385,999
合計	2,424,105	2,385,999

退 職 等 年 金 経 理

退 職 等 年 金 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度対比較 増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	令和4年度	令和5年度
〔 借 方 〕	千円	千円	千円	千円	千円
経常費用	2,515,062	2,528,700	2,497,502	13,638	△ 31,198
（事業費用）					
負担金払込金	1,257,541	1,264,350	1,248,751	6,809	△ 15,599
掛金払込金	1,257,521	1,264,350	1,248,751	6,829	△ 15,599
合 計	2,515,062	2,528,700	2,497,502	13,638	△ 31,198
〔 貸 方 〕					
経常収益	2,515,062	2,528,700	2,497,502	13,638	△ 31,198
（事業収益）					
負 担 金	1,257,541	1,264,350	1,248,751	6,809	△ 15,599
掛 金	1,257,521	1,264,350	1,248,751	6,829	△ 15,599
合 計	2,515,062	2,528,700	2,497,502	13,638	△ 31,198

退 職 等 年 金 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
〔 借 方 〕		千円		千円
経常費用		2,528,700		2,497,502
（事業費用）				
負担金払込金		1,264,350		1,248,751
掛金払込金		1,264,350		1,248,751
合 計		2,528,700		2,497,502
〔 貸 方 〕				
経常収益		2,528,700		2,497,502
（事業収益）				
負 担 金		1,264,350		1,248,751
	地方公共団体等負担金	1,264,350	地方公共団体等負担金	1,248,751
掛 金		1,264,350		1,248,751
	標準報酬月額掛金	963,121	標準報酬月額掛金	950,908
	標準期末手当等掛金	301,229	標準期末手当等掛金	297,843
合 計		2,528,700		2,497,502

退 職 等 年 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和3年度末	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
		増 △減	年 度 末	増 △減	年 度 末
〔 借 方 〕	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	237,460	△ 76,336	161,124	△ 2,036	159,088
普通預金	235,951	△ 74,827	161,124	△ 2,036	159,088
未収金	1,509	△ 1,509	0	0	0
合 計	237,460	△ 76,336	161,124	△ 2,036	159,088
〔 貸 方 〕					
流動負債	237,460	△ 76,336	161,124	△ 2,036	159,088
未払金	237,460	△ 76,336	161,124	△ 2,036	159,088
合 計	237,460	△ 76,336	161,124	△ 2,036	159,088

退 職 等 年 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
〔 借 方 〕	千円	千円
流動資産	161,124	159,088
普通預金	161,124	159,088
合 計	161,124	159,088
〔 貸 方 〕		
流動負債	161,124	159,088
未払金	161,124	159,088
合 計	161,124	159,088

經 過 的 長 期 經 理

経過の長期経理
予定損益計算書

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度対比較 増△減	
	決算額	推計	推計	令和4年度	令和5年度
[借方]	千円	千円	千円	千円	千円
経常費用	197,083	201,636	197,156	4,553	△ 4,480
(事業費用)					
負担金払込金	197,083	201,636	197,156	4,553	△ 4,480
合計	197,083	201,636	197,156	4,553	△ 4,480
[貸方]					
経常収益	197,083	201,636	197,156	4,553	△ 4,480
(事業収益)					
負担金	197,083	201,636	197,156	4,553	△ 4,480
合計	197,083	201,636	197,156	4,553	△ 4,480

経過の長期経理
予定損益計算書説明書

科目	令和4年度		令和5年度	
[借方]		千円		千円
経常費用		201,636		197,156
(事業費用)				
負担金払込金		201,636		197,156
合計		201,636		197,156
[貸方]				
経常収益		201,636		197,156
(事業収益)				
負担金		201,636		197,156
	地方公共団体等負担金	19,017	地方公共団体等負担金	16,832
	追加費用	182,619	追加費用	180,324
合計		201,636		197,156

經過的長期經理
予定貸借対照表

科目	令和3年度末	令和4年度		令和5年度	
		増△減	年度末	増△減	年度末
[借方]	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	2,147	△ 928	1,219	△ 140	1,079
普通預金	2,137	△ 918	1,219	△ 140	1,079
未収金	10	△ 10	0	0	0
合計	2,147	△ 928	1,219	△ 140	1,079
[貸方]					
流動負債	2,147	△ 928	1,219	△ 140	1,079
未払金	2,147	△ 928	1,219	△ 140	1,079
合計	2,147	△ 928	1,219	△ 140	1,079

經過的長期經理
予定貸借対照表説明書

科目	令和4年度	令和5年度
[借方]	千円	千円
流動資産	1,219	1,079
普通預金	1,219	1,079
合計	1,219	1,079
[貸方]		
流動負債	1,219	1,079
未払金	1,219	1,079
合計	1,219	1,079

經過的長期預託金管理經理

経過の長期預託金管理経理
予定損益計算書

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度対比較 増△減	
	決算額	推計	推計	令和4年度	令和5年度
[借方]	千円	千円	千円	千円	千円
経常費用	149	36	1	△ 113	△ 35
(事業費用)					
支払利息	149	36	1	△ 113	△ 35
合計	149	36	1	△ 113	△ 35
[貸方]					
経常収益	149	36	1	△ 113	△ 35
(運用収入)					
利息及び配当金	149	36	1	△ 113	△ 35
合計	149	36	1	△ 113	△ 35

経過の長期預託金管理経理
予定損益計算書説明書

科目	令和4年度		令和5年度	
[借方]		千円		千円
経常費用		36		1
(事業費用)				
支払利息		36		1
合計		36		1
[貸方]				
経常収益		36		1
(運用収入)				
利息及び配当金		36		1
	有価証券利息等	36	預金利息	1
合計		36		1

経過の長期預託金管理経理
予定貸借対照表

科目	令和3年度末	令和4年度		令和5年度	
		増△減	年度末	増△減	年度末
〔借方〕	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	12,582	△ 5,463	7,119	△ 7,119	0
普通預金	12,581	△ 5,463	7,118	△ 7,118	0
未収収益	1	0	1	△ 1	0
固定資産	12,500	△ 12,500	0	0	0
(投資及びその他の資産)					
投資有価証券	12,500	△ 12,500	0	0	0
合計	25,082	△ 17,963	7,119	△ 7,119	0
〔貸方〕					
固定負債	25,082	△ 17,963	7,119	△ 7,119	0
連合会預託金	25,082	△ 17,963	7,119	△ 7,119	0
合計	25,082	△ 17,963	7,119	△ 7,119	0

経過の長期預託金管理経理
予定貸借対照表説明書

科目	令和4年度	令和5年度
〔借方〕	千円	千円
流動資産	7,119	0
普通預金	7,118	0
未収収益	1	0
預金利息	1	0
固定資産	0	0
(投資及びその他の資産)		
投資有価証券	0	0
地方債	0	0
合計	7,119	0
〔貸方〕		
固定負債	7,119	0
連合会預託金	7,119	0
合計	7,119	0

業 務 経 理

業 務 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度対比較 増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	令和4年度	令和5年度
[借 方]	千円	千円	千円	千円	千円
経常費用	423,384	437,777	440,180	14,393	2,403
(事業費用)					
役員報酬	54	81	135	27	54
職員給与	62,609	38,750	33,233	△ 23,859	△ 5,517
厚生費	231	156	221	△ 75	65
旅費	47	306	3,748	259	3,442
事務費	26,451	25,139	29,581	△ 1,312	4,442
賃金	31,105	28,002	32,026	△ 3,103	4,024
委託費	23,157	41,832	33,001	18,675	△ 8,831
光熱水料	718	1,235	955	517	△ 280
修繕費	0	0	136	0	136
賃借料	20,604	20,557	20,498	△ 47	△ 59
普及費	17,631	16,864	15,073	△ 767	△ 1,791
諸謝金	66	28	275	△ 38	247
負担金	108,281	128,743	135,401	20,462	6,658
連合会分担金	9,074	13,671	14,109	4,597	438
事務費負担金払込金	123,035	122,092	121,499	△ 943	△ 593
減価償却費	321	321	289	0	△ 32
特別損失	34	0	0	△ 34	0
前期損益修正損	34	0	0	△ 34	0
当期利益金	12,809	2,206	0	△ 10,603	△ 2,206
当期利益金	12,809	2,206	0	△ 10,603	△ 2,206
合 計	436,227	439,983	440,180	3,756	197
[貸 方]					
経常収益	384,026	387,620	383,832	3,594	△ 3,788
(事業収益)					
負担金	277,499	275,555	273,025	△ 1,944	△ 2,530
雑収入	68	18	68	△ 50	50
(補助金等収入)					
連合会交付金	106,140	111,821	110,533	5,681	△ 1,288
(事業外収益)					
利息及び配当金	319	226	206	△ 93	△ 20
繰入金	52,201	52,363	52,371	162	8
短期経理より繰入	52,201	52,363	52,371	162	8
当期損失金	0	0	3,977	0	3,977
当期損失金	0	0	3,977	0	3,977
合 計	436,227	439,983	440,180	3,756	197

業 務 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
〔 借 方 〕	千円	千円
経常費用	437,777	440,180
(事業費用)		
役員報酬	81	135
職員給与	38,750	33,233
厚生費	156	221
旅費	306	3,748
事務費	25,139	29,581
賃金委託費	41,832	33,001
光熱水料	1,235	955
修繕費	0	136
貸借料	20,557	20,498
普及費	16,864	15,073
諸謝金	28	275
	81	135
	81	135
	22,200	17,822
	16,550	15,411
	156	221
	241	1,899
	0	50
	0	52
	0	208
	0	159
	0	1,292
	65	88
	4,556	4,377
	4,162	5,026
	97	162
	16,206	19,045
	105	960
	13	11
	2,624	2,672
	32,841	18,472
	6,367	11,857
	15,817	14,040
	1,045	990
	2	43

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
	千円	千円
〔 借 方 〕		
負 担 金	128,743	135,401
人件費負担金	113,164	119,896
社会保険料負担金等	15,325	14,448
各種会議負担金等	11	164
その他負担金	243	893
連 合 会 分 担 金	13,671	14,109
事務費負担金払込金	122,092	121,499
減 価 償 却 費	321	289
当期利益金	2,206	0
当期利益金	2,206	0
合 計	439,983	440,180
〔 貸 方 〕		
経常収益	387,620	383,832
(事業収益)		
負 担 金	275,555	273,025
地方公共団体負担金	275,555	273,025
雑 収 入	18	68
(補助金等収入)		
連 合 会 交 付 金	111,821	110,533
厚年・経過の		
連 合 会 交 付 金	99,064	98,213
退 職 等		
連 合 会 交 付 金	12,757	12,320
(事業外収益)		
利息及び配当金	226	206
預金利息	19	19
信託収益	207	187
繰入金	52,363	52,371
短期経理より繰入	52,363	52,371
当期損失金	0	3,977
当期損失金	0	3,977
合 計	439,983	440,180

業 務 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和3年度末	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
		増 △減	年 度 末	増 △減	年 度 末
〔 借 方 〕	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	774,683	△ 15,225	759,458	△ 18,788	740,670
普通預金	374,261	△ 15,165	359,096	△ 25,513	333,583
定期預金	100,000	0	100,000	0	100,000
金銭信託	300,000	0	300,000	0	300,000
貯蔵品	245	△ 10	235	5	240
立替金	25	△ 14	11	2	13
未収収益	61	△ 9	52	0	52
未収金	91	△ 27	64	6,718	6,782
固定資産	591	△ 321	270	11	281
(有形固定資産)					
器具及び備品	591	△ 321	270	11	281
合 計	775,274	△ 15,546	759,728	△ 18,777	740,951
〔 貸 方 〕					
流動負債	51,624	△ 3,051	48,573	△ 14,800	33,773
未払金	33,954	△ 19,251	14,703	△ 14,702	1
未払費用	14,849	16,359	31,208	△ 28	31,180
預り金	2,821	△ 159	2,662	△ 70	2,592
固定負債	100,085	△ 14,701	85,384	0	85,384
(引当金)					
退職給与引当金	100,085	△ 14,701	85,384	0	85,384
剰余金	623,565	2,206	625,771	△ 3,977	621,794
利益剰余金	623,565	2,206	625,771	△ 3,977	621,794
合 計	775,274	△ 15,546	759,728	△ 18,777	740,951

業 務 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
〔 借 方 〕	千円	千円
流動資産	759,458	740,670
普通預金	359,096	333,583
定期預金	100,000	100,000
金銭信託	300,000	300,000
貯蔵品	235	240
立替金	11	13
未収収益	52	52
未収金	64	6,782
固定資産	270	281
(有形固定資産)		
器具及び備品	270	281
	前年度繰越額 591	前年度繰越額 270
	当期増加額 0	当期増加額 300
	当期減少額 0	当期減少額 0
	当期償却額 △ 321	当期償却額 △ 289
合 計	759,728	740,951
〔 貸 方 〕		
流動負債	48,573	33,773
未払金	14,703	1
未払費用	31,208	31,180
預り金	2,662	2,592
固定負債	85,384	85,384
(引当金)		
退職給与引当金	85,384	85,384
	前年度繰越額 100,085	前年度繰越額 85,384
	当期増加額 0	当期増加額 0
	当期減少額 0	当期減少額 0
	当期積立額 0	当期積立額 0
	当期取崩額 △ 14,701	当期取崩額 0
剰余金	625,771	621,794
利益剰余金	625,771	621,794
	積立金 625,771	積立金 621,794
	前年度繰越額 623,565	前年度繰越額 625,771
	当期増加額 2,206	当期増加額 0
	当期減少額 0	当期減少額 △ 3,977
合 計	759,728	740,951

保 健 経 理

保 健 経 理
予 算 総 則

事 項	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
1 人件費及び事務費の 最高限度額	職員給与 9,328,000円 事務費 3,696,000円	職員給与 9,172,000円 事務費 4,526,000円
2 施行規程第7条の2 の規定により福祉経理 に属する他の経理から 繰り入れる資金の最高 限度額	貸付経理より繰入 50,000,000円	貸付経理より繰入 100,000,000円

保 健 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度対比較 増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	令和4年度	令和5年度
〔 借 方 〕	千円	千円	千円	千円	千円
経常費用	674,416	674,713	688,299	297	13,586
(事業費用)					
職員給与	7,578	8,094	9,172	516	1,078
厚生費	295,176	295,349	387,433	173	92,084
特定健康診査等費	15,923	12,731	18,808	△ 3,192	6,077
旅費	201	21	746	△ 180	725
事務費	1,824	1,815	3,780	△ 9	1,965
賃金	22,318	22,390	26,710	72	4,320
委託費	283,843	291,349	190,390	7,506	△ 100,959
被服費	0	0	10	0	10
光熱水費	0	0	350	0	350
修繕費	0	0	50	0	50
賃借料	3,051	3,053	3,072	2	19
普及費	6,923	7,068	11,711	145	4,643
諸謝金	143	161	167	18	6
負担金	30,766	28,015	31,138	△ 2,751	3,123
連合会分担金	6,670	4,667	4,762	△ 2,003	95
特別損失	16	0	0	△ 16	0
前期損益修正損	16	0	0	△ 16	0
当期利益金	0	0	0	0	0
当期利益金	0	0	0	0	0
合 計	674,432	674,713	688,299	281	13,586
〔 貸 方 〕					
経常収益	617,578	619,153	636,173	1,575	17,020
(事業収益)					
負担金	299,761	311,664	320,307	11,903	8,643
掛金	293,756	307,449	315,857	13,693	8,408
雑収入	24,061	40	9	△ 24,021	△ 31
繰入金		0	50,000	0	50,000
貸付経理より繰入		0	50,000	0	50,000
当期損失金	55,187	55,560	2,126	373	△ 53,434
当期損失金	55,187	55,560	2,126	373	△ 53,434
合 計	674,432	674,713	688,299	281	13,586

保 健 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
〔 借 方 〕	千円		千円	
経常費用	674,713		688,299	
(事業費用)				
職員給与	8,094		9,172	
基本給	4,582		4,626	
諸手当	3,512		4,546	
厚生費	295,349		387,433	
健康診断費	288,132		379,525	
人間ドック助成等	270,456		353,125	
インフルエンザ 予防接種助成	17,676		26,400	
健康相談費	7,217		7,908	
電話健康相談等	7,217		7,908	
助成金	0		0	
スポーツ大会助成等	0		0	
特定健康診査等費	12,731		18,808	
特定健康診査費	10,472		11,637	
特定保健指導費	2,259		7,171	
旅費	21		746	
事務費	1,815		3,780	
事務用消耗品費等	200		1,107	
図書印刷費	0		10	
通信運搬費	162		355	
会議費	29		130	
送金料	1,405		2,161	
雑費	19		17	
賃金委託費	22,390		26,710	
データヘルス分析 業務委託等	3,004		5,796	
カフェテリア事業	217,130		113,899	
心身リフレッシュ 事業	71,215		70,695	
被服費	0		10	
光熱水費	0		350	
修繕費	0		50	
賃借料	3,053		3,072	
普及費	7,068		11,711	
医療費通知及びジェネリック 医薬品差額通知	4,395		5,700	
育児情報誌配付等	2,673		6,011	
諸謝金	161		167	

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
〔 借 方 〕	千円	千円
負 担 金	28,015	31,138
人件費負担金 21,636		人件費負担金 23,832
社会保険料等 6,379		社会保険料等 7,306
連 合 会 分 担 金	4,667	4,762
<u>当期利益金</u>	0	0
当期利益金	0	0
合 計	674,713	688,299
〔 貸 方 〕		
<u>経常収益</u>	619,153	636,173
(事業収益)		
負 担 金	311,664	320,307
標準報酬月額分 235,490		標準報酬月額分 242,984
標準期末手当等分 71,959		標準期末手当等分 72,873
特定健康診査等負担金 4,215		特定健康診査等負担金 4,450
掛 金	307,449	315,857
標準報酬月額分 235,490		標準報酬月額分 242,984
標準期末手当等分 71,959		標準期末手当等分 72,873
雑 収 入	40	9
<u>繰入金</u>	0	50,000
貸付経理より繰入	0	50,000
<u>当期損失金</u>	55,560	2,126
当期損失金	55,560	2,126
合 計	674,713	688,299

保 健 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和3年度末	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
〔 借 方 〕	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	212,681	△ 62,074	150,607	4,347	154,954
普通預金	211,624	△ 61,423	150,201	4,444	154,645
立替金	22	△ 22	0	0	0
未収金	1,035	△ 629	406	△ 97	309
合 計	212,681	△ 62,074	150,607	4,347	154,954
〔 貸 方 〕					
流動負債	104,927	△ 27,941	76,986	6,473	83,459
未払金	12,695	△ 12,695	0	0	0
未払費用	92,073	△ 15,312	76,761	6,436	83,197
預り金	159	66	225	37	262
固定負債	8,111	21,427	29,538	0	29,538
(引当金)					
退職給与引当金	8,111	21,427	29,538	0	29,538
剰余金	99,643	△ 55,560	44,083	△ 2,126	41,957
利益剰余金	99,643	△ 55,560	44,083	△ 2,126	41,957
合 計	212,681	△ 62,074	150,607	4,347	154,954

保 健 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
〔 借 方 〕	千円	千円
流動資産	150,607	154,954
普通預金	150,201	154,645
未収金	406	309
合 計	150,607	154,954
〔 貸 方 〕		
流動負債	76,986	83,459
未払費用	76,761	83,197
預り金	225	262
固定負債	29,538	29,538
(引当金)		
退職給与引当金	29,538	29,538
前年度繰越額	8,111	前年度繰越額 29,538
当期増加額	21,427	当期増加額 0
当期減少額	0	当期減少額 0
当期積立額	0	当期積立額 0
当期取崩額	0	当期取崩額 0
剰余金	44,083	41,957
利益剰余金	44,083	41,957
積立金	44,083	積立金 41,957
前年度繰越額	99,643	前年度繰越額 44,083
当期増加額	0	当期増加額 0
当期減少額	△ 55,560	当期減少額 △ 2,126
合 計	150,607	154,954

貯 金 経 理

貯 金 経 理
予 算 総 則

事 項	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う 有価証券取得の最高限度額	3,000,000,000円	3,000,000,000円
2 事務費の最高限度額	事務費 212,000円	事務費 262,000円
3 組合員貯金に対する 支払利率	普通貯金 年0.25%	普通貯金 年0.25%

貯 金 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和3年度 決 算 額	令和4年度 推 計	令和5年度 推 計	前年度対比較 増△減	
				令和4年度	令和5年度
〔 借 方 〕	千円	千円	千円	千円	千円
経常費用	10,538	6,781	6,519	△ 3,757	△ 262
(事業費用)					
旅 費	0	0	30	0	30
事 務 費	45	139	232	94	93
支 払 利 息	10,493	6,642	6,257	△ 3,851	△ 385
当期利益金	2,812	1,686	2,595	△ 1,126	909
当期利益金	2,812	1,686	2,595	△ 1,126	909
合 計	13,350	8,467	9,114	△ 4,883	647
〔 貸 方 〕					
経常収益	13,350	8,467	9,114	△ 4,883	647
(運用収入)					
利息及び配当金	13,310	8,467	9,114	△ 4,843	647
償 還 差 益	40	0	0	△ 40	0
当期損失金	0	0	0	0	0
当期損失金	0	0	0	0	0
合 計	13,350	8,467	9,114	△ 4,883	647

貯 金 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
〔 借 方 〕	千円	千円
経常費用	6,781	6,519
(事業費用)		
旅 費	0	30
事 務 費	139	232
事務用消耗品費	12	30
図書印刷費	85	150
送金料	40	50
雑費	2	2
支 払 利 息	6,642	6,257
普通貯金利息	6,642	6,257
当期利益金	1,686	2,595
当期利益金	1,686	2,595
合 計	8,467	9,114
〔 貸 方 〕		
経常収益	8,467	9,114
(運用収入)		
利息及び配当金	8,467	9,114
預金利息	27	41
定期預金利息	27	41
有価証券利息	8,170	9,054
地方債利息等	8,170	9,054
信託収益	270	19
金銭信託収益	270	19
当期損失金	0	0
当期損失金	0	0
合 計	8,467	9,114

貯 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和3年度末	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
		増 △減	年 度 末	増 △減	年 度 末
〔 借 方 〕	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	348,613	121,569	470,182	38,510	508,692
普通預金	247,145	21,321	268,466	38,164	306,630
定期預金	100,000	100,000	200,000	0	200,000
未収収益	1,468	248	1,716	346	2,062
固定資産	2,499,702	△ 100,000	2,399,702	△ 200,000	2,199,702
(投資その他の資産)					
金銭信託	600,000	△ 400,000	200,000	△ 200,000	0
投資有価証券	1,899,702	300,000	2,199,702	0	2,199,702
合 計	2,848,315	21,569	2,869,884	△ 161,490	2,708,394
〔 貸 方 〕					
流動負債	2,705,983	19,883	2,725,866	△ 164,085	2,561,781
組合員貯金	2,700,672	21,844	2,722,516	△ 163,889	2,558,627
未払費用	5,311	△ 1,961	3,350	△ 196	3,154
剰余金	142,332	1,686	144,018	2,595	146,613
利益剰余金	142,332	1,686	144,018	2,595	146,613
合 計	2,848,315	21,569	2,869,884	△ 161,490	2,708,394

貯 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
	千円	千円
〔 借 方 〕		
流 動 資 産	470,182	508,692
普通預金	268,466	306,630
定期預金	200,000	200,000
未収収益	1,716	2,062
預金利息	14	13
定期預金利息	14	13
有価証券利息	1,695	2,049
地方債利息等	1,695	2,049
信託収益	7	0
金銭信託収益	7	0
固 定 資 産	2,399,702	2,199,702
(投資その他の資産)		
金 銭 信 託	200,000	0
投資有価証券	2,199,702	2,199,702
地方債	1,099,702	1,299,702
社債	200,000	200,000
諸債券	900,000	700,000
合 計	2,869,884	2,708,394
〔 貸 方 〕		
流 動 負 債	2,725,866	2,561,781
組合員貯金	2,722,516	2,558,627
普通貯金	2,722,516	2,558,627
未払費用	3,350	3,154
普通貯金未払利息	3,350	3,154
剰 余 金	144,018	146,613
利益剰余金	144,018	146,613
欠損金補てん積立金	136,126	127,932
前年度繰越額	135,034	136,126
当期増加額	1,092	0
当期減少額	0	△ 8,194
積立金	7,892	18,681
前年度繰越額	7,298	7,892
当期増加額	594	10,789
当期減少額	0	0
合 計	2,869,884	2,708,394

貸 付 経 理

貸 付 経 理
予 算 総 則

事 項	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
1 法第25条の規定により余裕金の運用として行う有価証券取得の最高限度額	2,500,000,000円	2,500,000,000円
2 経理単位相互間における資金の融通の最高限度額及び条件	短期経理より短期借入金 10,000,000円 借入利率 無利息	短期経理より短期借入金 10,000,000円 借入利率 無利息
3 人件費及び事務費の最高限度額	職員給与 8,405,000円 事務費 640,000円	職員給与 8,631,000円 事務費 960,000円
4 施行規程第7条の2の規定により福祉経理に属する他の経理へ繰り入れる資金の最高限度額	保健経理へ繰入 50,000,000円	保健経理へ繰入 100,000,000円
5 組合員貸付金の最高限度額及び条件	最高限度額 普通貸付金 2,000,000円 住宅貸付金 18,000,000円 (在宅介護対応住宅加算) 3,000,000円 災害住宅貸付金 18,000,000円 (在宅介護対応住宅加算) 3,000,000円 災害追加貸付金 19,000,000円 (在宅介護対応住宅加算) 3,000,000円 特別貸付金 入学貸付 2,000,000円 医療貸付 1,000,000円 結婚貸付 2,000,000円 葬祭貸付 2,000,000円	最高限度額 普通貸付金 2,000,000円 住宅貸付金 18,000,000円 (在宅介護対応住宅加算) 3,000,000円 災害住宅貸付金 18,000,000円 (在宅介護対応住宅加算) 3,000,000円 災害追加貸付金 19,000,000円 (在宅介護対応住宅加算) 3,000,000円 特別貸付金 入学貸付 2,000,000円 医療貸付 1,000,000円 結婚貸付 2,000,000円 葬祭貸付 2,000,000円
	貸付利率 地方公務員等共済組合法第38条の2第2項第7号の規定により地方公務員共済組合連合会が定める基準利率の区分に応じ名古屋市職員共済組合規則で定める率	貸付利率 地方公務員等共済組合法第38条の2第2項第7号の規定により地方公務員共済組合連合会が定める基準利率の区分に応じ名古屋市職員共済組合規則で定める率
	高額医療貸付金 高額療養費支給対象額の10分の9 出産貸付金 出産費等支給対象額 貸付利率 無利息	高額医療貸付金 高額療養費支給対象額の10分の9 出産貸付金 出産費等支給対象額 貸付利率 無利息

貸 付 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度対比較 増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	令和4年度	令和5年度
〔 借 方 〕	千円	千円	千円	千円	千円
経常費用	35,279	30,498	33,521	△ 4,781	3,023
(事業費用)					
職員給与	15,781	7,449	8,631	△ 8,332	1,182
厚生費	22	41	12	19	△ 29
旅費	0	0	300	0	300
事務費	5	1	660	△ 4	659
委託費	928	529	1,600	△ 399	1,071
光熱水料	0	0	95	0	95
修繕費	0	0	65	0	65
普及費	0	0	50	0	50
諸謝金	0	0	50	0	50
負担金	15,946	20,405	21,543	4,459	1,138
連合会払込金	2,585	2,062	515	△ 523	△ 1,547
減価償却費	12	11	0	△ 1	△ 11
繰入金	0	0	50,000	0	50,000
保健経理へ繰入	0	0	50,000	0	50,000
特別損失	1	0	0	△ 1	0
固定資産除却損	1	0	0	△ 1	0
当期利益金	0	0	0	0	0
当期利益金	0	0	0	0	0
合 計	35,280	30,498	83,521	△ 4,782	53,023
〔 貸 方 〕					
経常収益	19,134	15,972	14,495	△ 3,162	△ 1,477
(事業収益)					
組合員貸付金利息	16,466	13,016	10,213	△ 3,450	△ 2,803
(補助金等収入)					
連合会交付金	190	147	110	△ 43	△ 37
(事業外収益)					
利息及び配当金	2,478	2,809	4,172	331	1,363
当期損失金	16,146	14,526	69,026	△ 1,620	54,500
当期損失金	16,146	14,526	69,026	△ 1,620	54,500
合 計	35,280	30,498	83,521	△ 4,782	53,023

貸 付 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
〔 借 方 〕	千円	千円
経常費用	30,498	33,521
(事業費用)		
職員給与	7,449	8,631
基本給	4,513	4,566
諸手当	2,936	4,065
退職給与金	0	0
厚生費	41	12
旅費	0	300
事務費	1	660
事務用消耗品費	0	500
図書印刷費	0	50
送金料	0	50
通信運搬費	0	50
雑費	1	10
委託費	529	1,600
光熱水料	0	95
修繕費	0	65
普及費	0	50
諸謝金	0	50
負担金	20,405	21,543
人件費負担金	18,407	19,322
社会保険料負担金等	1,998	2,221
その他負担金		
連合会払込金	2,062	515
減価償却費	11	0
繰入金	0	50,000
保健経理へ繰入	0	50,000
特別損失	0	0
固定資産除却損	0	0
当期利益金	0	0
当期利益金	0	0
合 計	30,498	83,521
〔 貸 方 〕		
経常収益	15,972	14,495
(事業収益)		
組合員貸付金利息	13,016	10,213
(補助金等収入)		
連合会交付金	147	110
(事業外収益)		
利息及び配当金	2,809	4,172
預金利息	95	80
有価証券利息	2,290	3,544
信託収益	424	548
当期損失金	14,526	69,026
当期損失金	14,526	69,026
合 計	30,498	83,521

貸 付 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和3年度末	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
		増 △減	年 度 末	増 △減	年 度 末
〔 借 方 〕	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	785,906	△ 187,536	598,370	△ 63,958	534,412
普通預金	284,015	△ 87,476	196,539	△ 63,867	132,672
定期預金	500,000	△ 100,000	400,000	0	400,000
未収収益	1,891	△ 60	1,831	△ 91	1,740
固定資産	2,768,520	151,179	2,919,699	△ 5,084	2,914,615
(有形固定資産)					
器具及び備品	12	△ 11	1	0	1
(無形固定資産)					
電話加入権	548	0	548	0	548
(投資その他の資産)					
金銭信託	400,000	100,000	500,000	0	500,000
投資有価証券	1,200,000	300,000	1,500,000	200,000	1,700,000
組合員貸付金	1,167,960	△ 248,810	919,150	△ 205,084	714,066
合 計	3,554,426	△ 36,357	3,518,069	△ 69,042	3,449,027
〔 貸 方 〕					
流動負債	1,739	△ 404	1,335	△ 16	1,319
未払費用	1,341	△ 291	1,050	38	1,088
預り金	398	△ 113	285	△ 54	231
固定負債	43,857	△ 21,427	22,430	0	22,430
(引当金)					
退職給与引当金	43,857	△ 21,427	22,430	0	22,430
剰余金	3,508,830	△ 14,526	3,494,304	△ 69,026	3,425,278
利益剰余金	3,508,830	△ 14,526	3,494,304	△ 69,026	3,425,278
合 計	3,554,426	△ 36,357	3,518,069	△ 69,042	3,449,027

貸 付 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
〔 借 方 〕	千円	千円
流動資産	598,370	534,412
普通預金	196,539	132,672
定期預金	400,000	400,000
未収収益	1,831	1,740
組合員貸付金利息	1,076	841
預金利息	14	14
有価証券利息	630	732
信託収益	111	153
固定資産	2,919,699	2,914,615
(有形固定資産)		
器具及び備品	1	1
前年度繰越額	12	1
当期増加額	0	0
当期減少額	0	0
当期償却額	△ 11	0
(無形固定資産)		
電話加入権	548	548
(投資その他の資産)		
金銭信託	500,000	500,000
投資有価証券	1,500,000	1,700,000
地方債	1,300,000	1,500,000
社債	200,000	200,000
組合員貸付金	919,150	714,066
住宅貸付金	919,150	714,066
合 計	3,518,069	3,449,027

科 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
[貸 方]	千円	千円
流動負債	1,335	1,319
未払費用	1,050	1,088
預り金	285	231
固定負債	22,430	22,430
(引当金)		
退職給与引当金	22,430	22,430
前年度繰越額	43,857	前年度繰越額 22,430
当期増加額	0	当期増加額 0
当期減少額	△ 21,427	当期減少額 0
当期積立額	0	当期積立額 0
当期取崩額	0	当期取崩額 0
剰余金	3,494,304	3,425,278
利益剰余金	3,494,304	3,425,278
欠損金補てん積立金	45,958	欠損金補てん積立金 35,704
前年度繰越額	58,398	前年度繰越額 45,958
当期増加額	0	当期増加額 0
当期減少額	△ 12,440	当期減少額 △ 10,254
積立金	3,448,346	積立金 3,389,574
前年度繰越額	3,450,432	前年度繰越額 3,448,346
当期増加額	0	当期増加額 0
当期減少額	△ 2,086	当期減少額 △ 58,772
合 計	3,518,069	3,449,027

5 決算

●令和4年度決算

名古屋市職員共済組合公告第6号

令和4年度決算をここに公告する。

令和5年6月8日

名古屋市職員共済組合理事長 中 田 英 雄

1 令和4年度決算

(以下、決算書のとおり)

令和4年度決算書

名古屋市職員共済組合

目 次

		ページ
決 算 報 告 書	3
短 期 経 理	貸借対照表	31
	損益計算書	32
厚生年金保険経理	貸借対照表	39
	損益計算書	39
退職等年金経理	貸借対照表	43
	損益計算書	43
経過の長期経理	貸借対照表	47
	損益計算書	47
経過の長期預託金管理経理	貸借対照表	51
	損益計算書	51
業 務 経 理	貸借対照表	55
	損益計算書	56
保 健 経 理	貸借対照表	65
	損益計算書	66
貯 金 経 理	貸借対照表	73
	損益計算書	73
貸 付 経 理	貸借対照表	81
	損益計算書	82
事業状況報告書	91

決 算 報 告 書

令和4年度決算報告書

名古屋市職員共済組合

[1] 総括

1 令和4年度末現在の市町村数について

年 度	区 分		
	市	一部事務組合等	計
令 和 4 年 度	1	3	4

2 令和4年度末現在の組合員数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額及び被扶養者数について

(1) 組合員数

(単位：人)

種 別	区 分	事 業 計 画	決 算	比 較 増 △ 減	前 年 度 決 算 と の 比 較	
					前 年 度 決 算	比 較 増 △ 減
一 般 組 合 員		22,505 (10)	22,607 (10)	102 (0)	22,676 (10)	△ 69 (0)
短 期 組 合 員		5,079	5,019	△ 60	0	5,019
市 長 組 合 員		1	1	0	1	0
特 定 消 防 組 合 員		2,255	2,265	10	2,251	14
長 期 組 合 員		0	0	0	1	△ 1
後 期 高 齢 者 等 短 期 組 合 員		0	46	46	0	46
継 続 長 期 組 合 員		60 [60]	70 [70]	10 [10]	62 [62]	8 [8]
小 計		29,900	30,008	108	24,991	5,017
任 意 継 続 組 合 員		179	186	7	174	12
合 計		30,079	30,194	115	25,165	5,029
第 3 号 厚 生 年 金 被 保 険 者		24,819	24,937	118	24,987	△ 50

(注) 1 一般組合員欄の () 書きは、特別職等を表示

2 継続長期組合員欄の [] 書きは、継続長期組合員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者の数値を表示

3 第3号厚生年金被保険者欄は、長期に係る組合員のうち第3号厚生年金被保険者について再掲

(2) 標準報酬の月額及び平均標準報酬の月額

(単位：千円)

区 分 種 別		事業計画額	決算額	平均標準報酬 の月額(円)	比較増△減	前年度決算額との比較	
						前年度決算額	比較増△減
一 組 合 員	長期	9,890,506 (6,080)	10,029,238 (6,080)	443,634 (608,000)	138,732 (0)	10,034,720 (6,080)	△ 5,482 (0)
	短期	9,948,800 (8,220)	10,083,738 (8,310)	446,045 (831,000)	134,938 (90)	10,102,730 (8,320)	△ 18,992 (△ 10)
短期組合員	短期	947,486	986,796	196,612	39,310	0	986,796
市 組 合 員	長期	500	500	500,000	0	500	0
	短期	500	500	500,000	0	500	0
特 定 消 防 員	長期	1,003,094	1,044,660	461,219	41,566	1,007,670	36,990
	短期	1,008,626	1,047,880	462,640	39,254	1,008,640	39,240
長 組 合 員	長期	0	0	0	0	280	△ 280
	短期	0	0	0	0	280	△ 280
後期高齢者 等短期組合員	短期	0	8,234	179,000	8,234	0	8,234
継 続 長 期 組 合 員	長期	32,400 [32,400]	37,380 [37,380]	534,000 [534,000]	4,980 [4,980]	33,230 [33,230]	4,150 [4,150]
小 計	長期	10,926,500	11,111,778	445,487	185,278	11,076,400	35,378
	短期	11,905,412	12,127,148	405,075	221,736	11,112,150	1,014,998
任 意 継 続 組 合 員	短期	66,670	66,604	358,086	△ 66	64,330	2,274
合 計	長期	10,926,500	11,111,778	445,487	185,278	11,076,400	35,378
	短期	11,972,082	12,193,752	404,785	221,670	11,176,480	1,017,272
第3号厚生 年金被保険者		10,924,680	11,109,198	445,491	184,518	11,074,340	34,858

(注) 1 一般組合員欄の () 書きは、特別職等を表示

2 継続長期組合員欄の [] 書きは、継続長期組合員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者の数値を表示

3 第3号厚生年金被保険者欄は、長期に係る組合員のうち第3号厚生年金被保険者について再掲

4 平均標準報酬の月額欄は、「決算額」を「[1]総括」の2の「(1)組合員数」の「決算」で除して得た数値を表示

(2) - 2 標準期末手当等の額の年度累計額

(単位：千円)

区 分 種 別		事業計画額	決算額	比較増△減	前年度累計額との比較	
					前年度累計額	比較増△減
一 組 合 員 一般員	長期	35,883,976 (23,798)	36,578,713 (26,598)	694,737 (2,800)	36,027,039 (23,222)	551,674 (3,376)
	短期	36,010,537 (31,483)	36,730,350 (38,101)	719,813 (6,618)	36,151,493 (30,907)	578,857 (7,194)
短期組合員	短期	896,148	961,040	64,892	0	961,040
市 組 合 員 市長員	長期	2,000	2,000	0	1,000	1,000
	短期	2,000	2,000	0	1,000	1,000
特 定 消 防 員 組合員	長期	3,441,589	3,508,031	66,442	3,433,646	74,385
	短期	3,441,589	3,508,031	66,442	3,433,646	74,385
長 組 合 員 長期員	長期	0	0	0	624	△ 624
	短期	0	0	0	624	△ 624
後期高齢者等短期組合員	短期	0	7,928	7,928	0	7,928
継 続 長 期 員 組合員	長期	155,904 [155,904]	156,072 [156,072]	168 [168]	138,188 [138,188]	17,884 [17,884]
	合計	39,483,469	40,244,816	761,347	39,600,497	644,319
	短期	40,350,274	41,209,349	859,075	39,586,763	1,622,586
第 3 号 厚 生 年 金 被 保 険 者		39,478,378	40,236,279	757,901	39,595,028	641,251

(注) 1 一般組合員欄の () 書きは、特別職等を表示

2 継続長期組合員欄の [] 書きは、継続長期組合員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者の数値を表示

3 第3号厚生年金被保険者欄は、長期に係る組合員のうち第3号厚生年金被保険者について再掲

(3) 被扶養者数

(単位：人)

区 分 種 別	事業計画	決 算	比較増△減	前年度決算との比較		組合員1人 当たりの 被扶養者
				前年度決算	比較増△減	
一般組合員	19,650	19,465	△ 185	19,831	△ 366	0.86
短期組合員	1,377	1,238	△ 139	0	1,238	0.25
市長組合員	0	0	0	0	0	0
特定消防組合員	3,130	3,200	70	3,175	25	1.41
小 計	24,157	23,903	△ 254	23,006	897	0.80
任意継続組合員	119	100	△ 19	118	△ 18	0.54
合 計	24,276	24,003	△ 273	23,124	879	0.80

〔2〕 短期経理

1 掛金・負担金の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する割合（短期給付）について

(単位:%)

種 別	財 源 率	掛 金	負 担 金	合 計
一 般 組 合 員		47.00	47.00	94.00
短 期 組 合 員		47.00	47.00	94.00
市 長 組 合 員		47.00	47.00	94.00
特 定 消 防 組 合 員		47.00	47.00	94.00
長 期 組 合 員		2.35	2.35	4.70
後期高齢者等短期組合員		2.35	2.35	4.70
任 意 継 続 組 合 員		94.00		94.00

1-2 掛金・負担金の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する割合（介護保険）について

(単位:%)

種 別	財 源 率	掛 金	負 担 金	合 計
一 般 組 合 員		8.90	8.90	17.80
短 期 組 合 員		8.90	8.90	17.80
市 長 組 合 員		8.90	8.90	17.80
特 定 消 防 組 合 員		8.90	8.90	17.80
任 意 継 続 組 合 員		17.80		17.80

2 調整負担金率及び公的負担金率について

(単位:%)

区 分	2 年 度	3 年 度	4 年 度
調 整 負 担 金 率	0.10	0.10	0.10
公 的 負 担 金 率	0.06	0.06	0.06

3 収入について

(単位：円)

区 分 科 目	事業計画額	決 算 額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
短期負担金	8,133,494,000	8,261,272,047	127,778,047	7,555,249,362	706,022,685
公的負担金	10,592,000	10,843,580	251,580	10,281,056	562,524
介護負担金	1,085,614,000	1,101,622,202	16,008,202	1,050,645,737	50,976,465
短期掛金	8,133,494,000	8,261,603,033	128,109,033	7,555,182,051	706,420,982
介護掛金	1,085,614,000	1,101,663,438	16,049,438	1,050,625,592	51,037,846
短期任意継続掛金	75,090,000	83,538,250	8,448,250	75,741,716	7,796,534
介護任意継続掛金	9,799,000	10,828,231	1,029,231	10,449,861	378,370
雑収入	5,802,000	6,235,949	433,949	7,497,491	△ 1,261,542
高額医療交付金	180,000,000	173,180,000	△ 6,820,000	139,463,000	33,717,000
災害給付交付金	2,000,000	1,370,000	△ 630,000	1,500,000	△ 130,000
育児休業手当金交付金	1,020,800,000	1,047,138,670	26,338,670	1,006,811,919	40,326,751
介護休業手当金交付金	14,696,000	9,970,460	△ 4,725,540	10,371,129	△ 400,669
調整負担金	17,653,000	17,953,071	300,071	17,156,166	796,905
高齢者医療円滑化等事業費助成金	0	0	0	195,636,000	△ 195,636,000
短期利息及び短期配当金	1,944,000	2,457,987	513,987	2,775,118	△ 317,131
賠償金	6,806,000	3,544,372	△ 3,261,628	5,104,361	△ 1,559,989
前年度繰越支払準備金	1,226,966,000	1,225,079,925	△ 1,886,075	1,147,424,093	77,655,832
合 計	21,010,364,000	21,318,301,215	307,937,215	19,841,914,652	1,476,386,563

4 掛金・負担金の納入状況について

(単位：円、%)

区 分 科 目		調 定 額 (A)	収 入 済 額 (B)	徴 収 率 (B/A)	前年度徴収率との比較	
					前年度徴収率	比較増△減
掛 金	短期	8,345,141,283	8,344,889,363	99.99	99.99	0.00
	介護	1,112,491,669	1,112,455,357	99.99	99.99	0.00
負 担 金	短期	8,290,068,698	8,288,727,431	99.98	99.99	△ 0.01
	介護	1,101,622,202	1,101,412,184	99.98	99.99	△ 0.01
合 計	短期	16,635,209,981	16,633,616,794	99.99	99.99	0.00
	介護	2,214,113,871	2,213,867,541	99.99	99.99	0.00

(注) 短期掛金には短期任意継続掛金を、介護掛金には介護任意継続掛金を、短期負担金には調整負担金及び公的負担金をそれぞれ含む。

5 支出について

(単位：円)

区 分 科 目		事業計画額	決 算 額	比較増△減	前年度決算額との比較		
					前年度決算額	比較増△減	
法 定 給 付	療養の給付	2,755,465,000	2,916,831,524	161,366,524	2,558,996,361	357,835,163	
	入院時食事療養の給付・ 入院時生活療養の給付	14,903,000	13,031,975	△ 1,871,025	13,461,146	△ 429,171	
	訪問看護 療養の給付	6,276,000	6,492,409	216,409	5,271,709	1,220,700	
	家族療養の給付	2,686,417,000	2,679,103,389	△ 7,313,611	2,461,786,630	217,316,759	
	家族訪問看護 療養の給付	34,955,000	31,711,466	△ 3,243,534	31,497,768	213,698	
	高額療養の給付	375,843,000	370,541,709	△ 5,301,291	349,147,990	21,393,719	
	療 養 費	42,444,000	41,482,202	△ 961,798	38,437,037	3,045,165	
	家族療養費	34,814,000	33,692,403	△ 1,121,597	32,202,202	1,490,201	
	高額療養費	122,406,000	108,840,897	△ 13,565,103	109,367,798	△ 526,901	
	高額介護合算 療 養 費	10,000	0	△ 10,000	0	0	
	給 薬 剤 支 給	1,373,279,000	1,373,605,482	326,482	1,250,896,039	122,709,443	
	移 送 費	10,000	0	△ 10,000	0	0	
	家族移送費	10,000	0	△ 10,000	0	0	
	出 産 費	184,380,000	149,492,297	△ 34,887,703	175,399,474	△ 25,907,177	
	家族出産費	78,540,000	60,850,435	△ 17,689,565	77,575,684	△ 16,725,249	
	埋 葬 料	800,000	1,150,000	350,000	800,000	350,000	
	家族埋葬料	750,000	800,000	50,000	650,000	150,000	
	小 計	7,711,302,000	7,787,626,188	76,324,188	7,105,489,838	682,136,350	
	休 業 給 付	傷病手当金	102,400,000	125,194,023	22,794,023	103,789,922	21,404,101
		出産手当金	200,000	778,776	578,776	126,673	652,103
育児休業手当金		1,020,800,000	1,047,138,670	26,338,670	1,006,811,919	40,326,751	
介護休業手当金		14,696,000	9,970,460	△ 4,725,540	10,371,129	△ 400,669	
小 計		1,138,096,000	1,183,081,929	44,985,929	1,121,099,643	61,982,286	
災 害 給 付	弔 慰 金	500,000	470,000	△ 30,000	0	470,000	
	家族弔慰金	500,000	0	△ 500,000	0	0	
	災害見舞金	1,000,000	900,000	△ 100,000	1,500,000	△ 600,000	
	小 計	2,000,000	1,370,000	△ 630,000	1,500,000	△ 130,000	
計	8,851,398,000	8,972,078,117	120,680,117	8,228,089,481	743,988,636		

(単位：円)

区 分 科 目	事業計画額	決 算 額	比較増△減	前年度決算額との比較		
				前年度決算額	比較増△減	
附 加 給 付	家族療養費附加金	38,444,000	37,362,400	△ 1,081,600	37,278,700	83,700
	出産(家族)費附加金	6,260,000	5,000,000	△ 1,260,000	6,110,000	△ 1,110,000
	埋葬(家族)料附加金	1,550,000	1,947,900	397,900	1,450,000	497,900
	傷病手当金附加金	19,592,000	23,526,312	3,934,312	16,978,616	6,547,696
	計	65,846,000	67,836,612	1,990,612	61,817,316	6,019,296
退職者給付拠出金	110,000	109,773	△ 227	120,773	△ 11,000	
前期高齢者納付金	2,971,657,000	2,934,841,633	△ 36,815,367	4,481,336,999	△ 1,546,495,366	
後期高齢者支援金	3,710,310,000	3,668,434,124	△ 41,875,876	3,841,033,534	△ 172,599,410	
病床転換支援金	10,000	10,244	244	10,070	174	
介護納付金	2,134,606,000	2,134,606,187	187	2,161,755,036	△ 27,148,849	
一部負担金払戻金	86,377,000	86,239,800	△ 137,200	79,255,800	6,984,000	
短期任意継続掛金還付金	6,781,000	6,759,079	△ 21,921	5,275,353	1,483,726	
介護任意継続掛金還付金	1,108,000	970,369	△ 137,631	861,002	109,367	
連 合 会 払 込 金	災害給付払込金	34,770,000	35,300,277	530,277	40,317,846	△ 5,017,569
	財政調整払込金	191,237,000	194,242,366	3,005,366	185,528,812	8,713,554
	計	226,007,000	229,542,643	3,535,643	225,846,658	3,695,985
連 合 会 拠 出 金	特別調整拠出金	17,653,000	17,935,083	282,083	17,137,952	797,131
	育児・介護休業手当金拠出金	827,696,000	840,938,669	13,242,669	803,007,531	37,931,138
	計	845,349,000	858,873,752	13,524,752	820,145,483	38,728,269
業務経理へ繰入	52,363,000	52,362,430	△ 570	52,200,775	161,655	
合 計 (A)	18,951,922,000	19,012,664,763	60,742,763	19,957,748,280	△ 945,083,517	
次年度繰越支払準備金(B)	1,327,688,000	1,344,612,567	16,924,567	1,225,079,925	119,532,642	
総計(A)+(B)	20,279,610,000	20,357,277,330	77,667,330	21,182,828,205	△ 825,550,875	

6 組合員1人当たり年平均収入額及び支出額について

(収入)

(単位：円、%)

項 目	収 入 額	比 率
掛 金 ・ 負 担 金 等	602,267	87.076
賠 償 金	128	0.018
前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	44,353	6.413
交 付 金	44,591	6.447
利 息 及 び 配 当 金	89	0.013
そ の 他	226	0.033
合 計	691,654	100.000

(支出)

(単位：円、%)

項 目	支 出 額	比 率
法 定 給 付	324,828	49.239
前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等	239,071	36.239
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	48,681	7.379
一 部 負 担 金 払 戻 金	3,122	0.473
附 加 給 付	2,456	0.372
連 合 会 払 込 金 ・ 拠 出 金	39,405	5.973
業 務 経 理 へ 繰 入	1,896	0.288
そ の 他	245	0.037
合 計	659,704	100.000

- (注) 1 算定基礎となる組合員数は、当該年の4月から翌年3月までの組合員(任意継続組合員を含む)数の合計の平均
2 介護納付金の納付に要する費用に係る収入・支出を除く。

7 前年度医療給付実績と本年度医療給付実績との比較及び平均扶養率について

(単位：件、日、円)

区 分	令 和 3 年 度			令 和 4 年 度			
	件 数	日 数	金 額	件 数	日 数	金 額	
本 人	入 院	1,953	14,020	687,832,068	1,823	12,772	657,275,648
	外 来	181,038	279,386	1,486,150,942	207,883	316,270	1,832,453,116
	歯 科	50,766	75,493	423,450,388	55,959	80,683	468,584,962
	入院時食事療養の給付・ 入院時生活療養の給付	[1,605]	[29,829]回	6,159,053	[1,567]	[27,865]回	5,675,993
	薬 剤 支 給	請求明細書件数 (99,236)	処方箋枚数 (118,738)	712,798,100	請求明細書件数 (116,224)	処方箋枚数 (137,599)	794,566,566
	訪問看護療養の給付	[105]	713	5,271,709	[113]	780	6,492,409
	移 送 費	0		0	0		0
	計	233,757	369,612	3,321,662,260	265,665	410,505	3,765,048,694
家 族	入 院	1,908	14,447	674,704,938	1,795	14,604	635,392,071
	外 来	174,374	265,140	1,403,793,383	187,311	277,162	1,646,501,076
	歯 科	52,134	67,825	415,442,099	53,425	68,107	430,902,645
	入院時食事療養の給付・ 入院時生活療養の給付	[1,548]	[31,722]回	7,302,093	[1,489]	[33,454]回	7,355,982
	薬 剤 支 給	請求明細書件数 (99,983)	処方箋枚数 (126,329)	538,086,291	請求明細書件数 (108,897)	処方箋枚数 (134,882)	579,038,916
	訪問看護療養の給付	[658]	3,679	31,497,768	[675]	3,572	31,711,466
	移 送 費	0		0	0		0
	計	228,416	351,091	3,070,826,572	242,531	363,445	3,330,902,156
高額療養の給付・高額療養費	< 3,351 >		458,515,788	< 3,736 >		479,382,606	
合 計	< 3,351 > 462,173	720,703	6,851,004,620	< 3,736 > 508,196	773,950	7,575,333,456	

(注) 1 件数の「計」及び「合計」欄には、「入院時食事療養の給付・入院時生活療養の給付」「薬剤支給」「訪問看護療養の給付」「高額療養の給付・高額療養費」に係る件数は含めていない。

2 日数の「計」及び「合計」欄には、「入院時食事療養の給付・入院時生活療養の給付」に係る日数及び「薬剤支給」に係る処方箋数は含めていない。

(単位：日、円、%)

区分	1件当たり日数			1件当たり金額			1日当たり金額			受診率			
	3年度	4年度	前年度対比	3年度	4年度	前年度対比	3年度	4年度	前年度対比	3年度	4年度	前年度対比	
本人	入院	7.1787	7.0060	97.59	352,193	360,546	102.37	49,061	51,462	104.89	0.6474	0.5500	84.95
	外来	1.5432	1.5214	98.58	8,209	8,815	107.38	5,319	5,794	108.93	60.0133	62.7185	104.50
	歯科	1.4871	1.4418	96.95	8,341	8,374	100.39	5,609	5,808	103.54	16.8287	16.8829	100.32
	入院時食事療養の給付・入院時生活療養の給付				3,837	3,622	94.39	206	204	99.02			
	薬剤支給				7,183	6,837	95.18						
	訪問看護療養の給付	6.7905	6.9027	101.65	50,207	57,455	114.43	7,394	8,324	112.57			
	移送費				0	0	-						
	計	1.5812	1.5452	97.72	14,210	14,172	99.73	8,987	9,172	102.05	77.4895	80.1514	103.43
家族	入院	7.5718	8.1359	107.45	353,619	353,979	100.10	46,702	43,508	93.16	0.6940	0.6455	93.01
	外来	1.5205	1.4797	97.31	8,050	8,790	109.19	5,295	5,941	112.20	63.4223	67.3587	106.20
	歯科	1.3010	1.2748	97.98	7,969	8,066	101.21	6,125	6,327	103.29	18.9619	19.2121	101.31
	入院時食事療養の給付・入院時生活療養の給付				4,717	4,940	104.72	230	220	95.65			
	薬剤支給				5,382	5,317	98.79						
	訪問看護療養の給付	5.5912	5.2919	94.64	47,869	46,980	98.14	8,562	8,878	103.69			
	移送費				0	0	-						
	計	1.5371	1.4986	97.49	13,444	13,734	102.15	8,747	9,165	104.77	83.0782	87.2163	104.98
高額療養の給付・高額療養費				136,830	128,314	93.77				0.5812	0.6129	105.45	
合計	1.5594	1.5229	97.65	14,823	14,906	100.55	9,506	9,788	102.96	80.1543	83.3745	104.01	

○ 本人（家族）1件当たり日数 = $\frac{\text{組合員（被扶養者）診療総日数（4月～3月）}}{\text{組合員（被扶養者）診療総件数（4月～3月）}}$

○ 本人（家族）1件当たり金額 = $\frac{\text{組合員（被扶養者）総診療費（4月～3月）}}{\text{組合員（被扶養者）診療総件数（4月～3月）}}$

○ 本人（家族）1日当たり金額 = $\frac{\text{組合員（被扶養者）総診療費（4月～3月）}}{\text{組合員（被扶養者）診療総日数（4月～3月）}}$

○ 本人（家族）受診率 = $\frac{\text{組合員（被扶養者）診療総件数（4月～3月）}}{\text{年間延組合員（被扶養者）数（4月～3月）}}$

○ 本人（家族）1件当たり日数計 = $\frac{\text{入院、外来、歯科に係る給付の合計日数}}{\text{入院、外来、歯科に係る給付の合計件数}}$

○ 本人（家族）1件当たり金額計 = $\frac{\text{入院、外来、歯科、入院時食事療養・入院時生活療養、薬剤支給、訪問看護療養、移送費に係る給付の合計金額}}{\text{入院、外来、歯科に係る給付の合計件数}}$

○ 本人（家族）1日当たり金額計 = $\frac{\text{入院、外来、歯科、入院時食事療養・入院時生活療養、薬剤支給、訪問看護療養、移送費に係る給付の合計金額}}{\text{入院、外来、歯科に係る給付の合計日数}}$

○ 本人（家族）受診率計 = $\frac{\text{入院、外来、歯科に係る給付の合計件数}}{\text{年間延組合員（被扶養者）数（4月～3月）}}$

区分	年間延組合員数	年間延被扶養者数
	331,454 人	278,080 人

(単位：件、%、日、円)

区 分		組 合 員 1 人 当 た り								
		件 数			日 数			金 額		
		3年度	4年度	前年度対比	3年度	4年度	前年度対比	3年度	4年度	前年度対比
本 人	入 院	0.0777	0.0660	84.94	0.5577	0.4624	82.91	27,361	23,796	86.97
	外 来	7.2015	7.5263	104.51	11.1136	11.4503	103.02	59,117	66,343	112.22
	歯 科	2.0194	2.0260	100.32	3.0030	2.9211	97.27	16,844	16,965	100.71
	入院時食事療養の給付・ 入院時生活療養の給付	[0.0638]	[0.0567]	[88.87]	/	/	/	245	205	83.67
	薬 剤 支 給	(3.9475)	(4.2078)	(106.59)	/	/	/	28,354	28,767	101.45
	訪問看護療養の給付	[0.0042]	[0.0041]	[97.61]	0.0284	0.0282	99.29	210	235	111.90
	移 送 費	0	0	-	/	/	/	0	0	-
	計	9.2986	9.6182	103.43	14.7027	14.8621	101.08	132,132	136,311	103.16
家 族	入 院	0.0759	0.0650	85.63	0.5747	0.5287	91.99	26,839	23,004	85.71
	外 来	6.9364	6.7815	97.76	10.5470	10.0345	95.14	55,841	59,610	106.74
	歯 科	2.0738	1.9342	93.26	2.6980	2.4658	91.39	16,526	15,601	94.40
	入院時食事療養の給付・ 入院時生活療養の給付	[0.0616]	[0.0539]	[87.50]	/	/	/	290	266	91.72
	薬 剤 支 給	(3.9772)	(3.9425)	(99.12)	/	/	/	21,404	20,964	97.94
	訪問看護療養の給付	[0.0262]	[0.0244]	[93.12]	0.1463	0.1293	88.38	1,253	1,148	91.62
	移 送 費	0	0	-	/	/	/	0	0	-
	計	9.0861	8.7807	96.63	13.9660	13.1583	94.21	122,154	120,593	98.72
高額療養の給付・高額療養費		< 0.1333 >	< 0.1353 >	< 101.50 >	/	/	/	18,239	17,356	95.15
合 計		< 0.1333 > 18.3847	< 0.1353 > 18.3989	< 101.50 > 100.07	28.6687	28.0203	97.73	272,525	274,260	100.63

(注) 1 入院、外来及び歯科の各欄は、療養の給付、家族療養の給付、療養費及び家族療養費のそれぞれの合算額
 2 前年度対比の割合については、小数点以下第3位を切捨て

- 組合員1人当たり件数(本人・家族) = $\frac{\text{組合員(被扶養者)診療総件数(4月~3月)}}{\text{平均組合員数}}$
- 組合員1人当たり日数(本人・家族) = $\frac{\text{組合員(被扶養者)診療総日数(4月~3月)}}{\text{平均組合員数}}$
- 組合員1人当たり金額(本人・家族) = $\frac{\text{組合員(被扶養者)総診療費(4月~3月)}}{\text{平均組合員数}}$
- 組合員1人当たり件数計(本人・家族)合計 = $\frac{\text{組合員(被扶養者)の入院、外来、歯科に係る給付の合計件数(4月~3月)}}{\text{平均組合員数}}$
- 組合員1人当たり日数計(本人・家族)合計 = $\frac{\text{組合員(被扶養者)の入院、外来、歯科に係る給付の合計日数(4月~3月)}}{\text{平均組合員数}}$
- ◎ 平均組合員数 = 当該年の4月から翌年3月までの組合員(任意継続組合員を含む)数の合計の平均
- ◎ 平均被扶養者数 = 当該年の4月から翌年3月までの被扶養者(任意継続組合員に係る被扶養者を含む)数の合計の平均

区 分	平均組合員数 A	平均被扶養者数 B	平均扶養率 B / A
		27,621 人	23,173 人

8 支払準備金・欠損金補てん積立金の状況について

(単位：円)

区 分		3 年 度	4 年 度
法定額	支 払 準 備 金	1,225,079,925	1,344,612,567
	欠 損 金 補 て ん 積 立 金	714,262,294	743,423,317
	計 ①	1,939,342,219	2,088,035,884
現 実 額	支 払 準 備 金	1,225,079,925	1,344,612,567
	欠 損 金 補 て ん 積 立 金	714,262,294	743,423,317
	短 期 積 立 金	1,461,222,483	2,314,548,030
	計 ②	3,400,564,702	4,402,583,914
	介 護 積 立 金	33,568,461	112,105,776
比 較 増 △ 減 ② - ①		1,461,222,483	2,314,548,030
保 有 率 ②÷①×100		175.3%	210.8%
組合員1人当たり現実額 ②÷組合員数		135,270	159,393

(注) 組合員数は、当該年の4月から翌年3月までの組合員（任意継続組合員を含む）数の合計の平均

9 利益剰余金について

(1) 当期短期利益金の処分について

本年度における収支決算を行った結果、当期短期利益金として882,486,570円を生じたが、これを次のとおり処分した。

当期処分額 29,161,023円

したがって、前年度より繰り越した短期積立金1,461,222,483円と当期短期利益金から当期処分額29,161,023円を差し引いた額853,325,547円を合わせ、翌年度へ繰り越す短期積立金は、2,314,548,030円となる。

(2) 当期介護利益金の処分について

本年度における収支決算を行った結果、当期介護利益金として78,537,315円を生じた。前年度より繰り越した介護積立金33,568,461円と合わせ、翌年度へ繰り越す介護積立金は、112,105,776円となる。

この結果、翌年度に繰り越す利益剰余金は、3,170,077,123円となる。

(内 訳)

欠損金補てん積立金	743,423,317 円
短期積立金	2,314,548,030 円
介護積立金	112,105,776 円

[3] 厚生年金保険経理

1 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する組合員保険料・負担金の割合について

(単位:‰)

令和4年度	
組合員保険料	負担金
91.50	91.50

1-2 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する基礎年金拠出金に係る公的負担率について

(単位:‰)

令和4年度
(標準報酬の月額+標準期末手当等の額) × 41.60

2 標準報酬に対する追加費用の割合について

(単位:‰)

区分	割合
追加費用	14.50

3 収入について

(1) 収入状況

(単位:円)

科目 \ 区分	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
負担金	24,122,142,000	24,490,898,847	368,756,847	24,381,821,427	109,077,420
(標準報酬の月額分)	11,636,554,000	11,756,644,919	120,090,919	11,724,401,852	32,243,067
(標準期末手当等分)	3,578,046,000	3,677,795,002	99,749,002	3,615,157,775	62,637,227
(公的負担金)	7,059,013,000	7,165,021,374	106,008,374	6,844,602,860	320,418,514
(追加費用)	1,848,529,000	1,891,437,552	42,908,552	2,197,658,940	△ 306,221,388
組合員保険料	15,214,600,000	15,434,585,731	219,985,731	15,339,422,742	95,162,989
(標準報酬の月額分)	11,636,554,000	11,755,267,137	118,713,137	11,724,014,043	31,253,094
(標準期末手当等分)	3,578,046,000	3,679,318,594	101,272,594	3,615,408,699	63,909,895
合計	39,336,742,000	39,925,484,578	588,742,578	39,721,244,169	204,240,409

(2) 負担金（公的負担金及び追加費用を含む。）・組合員保険料の入金状況

(単位：円、%)

区 分 科 目	調 定 額 (A)	収 入 済 額 (B)	徴 収 率 (B/A)	前年度徴収率との比較	
				前年度徴収率	比較増△減
負 担 金	24,490,898,847	24,487,565,085	99.99	99.95	0.04
組 合 員 保 険 料	15,434,585,731	15,431,914,366	99.98	99.94	0.04
合 計	39,925,484,578	39,919,479,451	99.98	99.94	0.04

4 支出について

(単位：円)

区 分 科 目	事 業 計 画 額	決 算 額	比 較 増 △ 減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
負 担 金 払 込 金	24,122,142,000	24,490,898,847	368,756,847	24,381,821,427	109,077,420
組 合 員 保 険 料 払 込 金	15,214,600,000	15,434,585,731	219,985,731	15,339,422,742	95,162,989
合 計	39,336,742,000	39,925,484,578	588,742,578	39,721,244,169	204,240,409

[4] 退職等年金経理

1 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する掛金・負担金の割合について

(単位:%)

令和4年度	
掛金	負担金
7.50	7.50

2 収入について

(1) 収入状況

(単位:円)

区分 科目	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
負担金	1,247,299,000	1,265,393,767	18,094,767	1,257,541,634	7,852,133
(標準報酬の月額分)	953,979,000	963,871,546	9,892,546	961,181,377	2,690,169
(標準期末手当等分)	293,320,000	301,522,221	8,202,221	296,360,257	5,161,964
掛金	1,247,299,000	1,265,389,649	18,090,649	1,257,520,855	7,868,794
(標準報酬の月額分)	953,979,000	963,756,284	9,777,284	961,148,934	2,607,350
(標準期末手当等分)	293,320,000	301,633,365	8,313,365	296,371,921	5,261,444
合計	2,494,598,000	2,530,783,416	36,185,416	2,515,062,489	15,720,927

(2) 負担金・掛金の入金状況

(単位:円、%)

区分 科目	調定額 (A)	収入済額 (B)	徴収率 (B/A)	前年度徴収率との比較	
				前年度徴収率	比較増△減
負担金	1,265,393,767	1,265,207,055	99.99	99.94	0.05
掛金	1,265,389,649	1,265,167,964	99.98	99.94	0.04
合計	2,530,783,416	2,530,375,019	99.98	99.94	0.04

3 支出について

(単位:円)

区分 科目	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
負担金払込金	1,247,299,000	1,265,393,767	18,094,767	1,257,541,634	7,852,133
掛金払込金	1,247,299,000	1,265,389,649	18,090,649	1,257,520,855	7,868,794
合計	2,494,598,000	2,530,783,416	36,185,416	2,515,062,489	15,720,927

[5] 経過的長期経理

1 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する負担金の割合について

(単位:‰)

令和4年度
負担金
0.1105

2 標準報酬に対する追加費用の割合について

(単位:‰)

区分	割合
追加費用	1.40

3 収入について

(1) 収入状況

(単位:円)

区分 科目	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
負担金	197,232,000	201,372,684	4,140,684	197,082,653	4,290,031
(標準報酬の月額分)	14,390,000	14,266,436	△123,564	13,162,923	1,103,513
(標準期末手当等分)	4,363,000	4,487,608	124,608	3,998,954	488,654
(追加費用)	178,479,000	182,618,640	4,139,640	179,920,776	2,697,864
合計	197,232,000	201,372,684	4,140,684	197,082,653	4,290,031

(2) 負担金(追加費用を含む。)の入金状況

(単位:円、%)

区分 科目	調定額 (A)	収入済額 (B)	徴収率 (B/A)	前年度徴収率との比較	
				前年度徴収率	比較増△減
負担金	201,372,684	201,369,880	99.99	99.99	0.00

4 支出について

(単位:円)

区分 科目	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
負担金払込金	197,232,000	201,372,684	4,140,684	197,082,653	4,290,031
合計	197,232,000	201,372,684	4,140,684	197,082,653	4,290,031

〔6〕 経過的長期預託金管理経理

1 収入について

(単位：円)

区 分 科 目	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
利息及び配当金	38,000	36,007	△ 1,993	148,756	△ 112,749
合 計	38,000	36,007	△ 1,993	148,756	△ 112,749

2 支出について

(単位：円)

区 分 科 目	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
支 払 利 息	38,000	36,007	△ 1,993	148,756	△ 112,749
合 計	38,000	36,007	△ 1,993	148,756	△ 112,749

3 有価証券の取得額について

(単位：円)

区 分	前年度末保有額	本年度取得額	本年度償還額	本年度末保有額	備 考
投資有価証券	12,500,000	0	12,500,000	0	

4 資産の構成割合について

(単位：円、%)

区 分		事業計画額		決算額		比較増△減		前年度決算額との比較			
								前年度決算額		比較増△減	
		金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
資産区分①	預 金	7,118,000	99.99	7,118,174	100.00	174	0.01	12,580,659	50.15	△ 5,462,485	49.85
	投資有価証券	0	0.00	0	0.00	0	0.00	12,500,000	49.84	△ 12,500,000	△49.84
	その他	1,000	0.01	2	0.00	△ 998	△0.01	1,510	0.01	△ 1,508	△0.01
	区分①計	7,119,000	100.00	7,118,176	100.00	△824	0.00	25,082,169	100.00	△17,963,993	0.00
区資産区分②	投資不動産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	区分②計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
区資産区分③	貸付経理へ貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	区分③計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	7,119,000	100.00	7,118,176	100.00	△ 824	-	25,082,169	100.00	△ 17,963,993	-	

(注) 資産区分①の「その他」欄は、未収収益を表示

〔7〕業務経理

1 組合の事務に要する費用に充てるため地方公共団体が負担する金額について
(短期、厚生年金保険及び経過的長期分)

組合員1人当たりの額

(単位：円)

区 分		令和3年度	令和4年度	比較増△減
事務費 (A + B + C + D + E + F)		16,856	17,129	273
内 訳	地方公共団体負担金 (A + B)	11,050	11,050	0
	地方公共団体負担金のうち短期分 (A)	6,140	6,140	0
	地方公共団体負担金のうち長期分 (B)	4,910	4,910	0
	短期経理より繰入 (C)	2,075	2,095	20
	長期経理より繰入 (D)	—	—	—
	連合会交付金 (E)	3,731	3,984	253
	その他の (F)	0	0	0

- (注) 1 「短期経理より繰入 (C)」及び「長期経理より繰入 (D)」の欄は、定款で定める組合員1人当たりの繰入額
- 2 「連合会交付金 (E)」の欄は、厚生年金保険及び経過的長期給付事務費に係る連合会交付金の額を平均組合員数で割った組合員1人当たりの額
- 3 「その他 (F)」の欄は、業務経理の剰余金を取り崩す場合における取崩額を平均組合員数で割った組合員1人当たりの額

1-2 退職等年金給付に係る事務費について

組合員1人当たりの額

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	比較増△減
事務費 (連合会交付金)	504	513	9

(注) 退職等年金給付事務費に係る連合会交付金の額を平均組合員数で割った組合員1人当たりの額

2 収入について

(単位：円)

科目 \ 区分	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
負担金	275,555,000	275,555,220	220	277,498,760	△ 1,943,540
雑収入	18,000	85,022	67,022	68,200	16,822
連合会交付金	111,768,000	111,821,287	53,287	106,139,703	5,681,584
利息及び配当金	199,000	226,499	27,499	319,457	△ 92,958
短期経理より繰入	52,363,000	52,362,430	△ 570	52,200,775	161,655
合計	439,903,000	440,050,458	147,458	436,226,895	3,823,563

3 支出について

(単位：円)

区 分 科 目	事業計画額	決 算 額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
役 員 報 酬	162,000	81,000	△ 81,000	54,000	27,000
職 員 給 与	40,932,000	38,621,932	△ 2,310,068	62,608,756	△ 23,986,824
厚 生 費	240,000	192,682	△ 47,318	231,114	△ 38,432
旅 費	4,267,000	345,768	△ 3,921,232	46,910	298,858
事 務 費	30,867,000	24,547,255	△ 6,319,745	26,450,801	△ 1,903,546
賃 金	35,080,000	27,608,777	△ 7,471,223	31,104,749	△ 3,495,972
委 託 費	40,392,000	41,671,890	1,279,890	23,156,770	18,515,120
光 熱 水 料	838,000	1,170,203	332,203	718,220	451,983
修 繕 費	200,000	0	△ 200,000	0	0
賃 借 料	20,840,000	20,583,783	△ 256,217	20,604,380	△ 20,597
普 及 費	18,434,000	16,908,217	△ 1,525,783	17,630,778	△ 722,561
諸 謝 金	275,000	27,500	△ 247,500	66,000	△ 38,500
負 担 金	143,728,000	127,837,208	△ 15,890,792	108,281,357	19,555,851
連 合 会 分 担 金	13,577,000	13,671,294	94,294	9,074,254	4,597,040
事務費負担金払込金	122,092,000	122,092,060	60	123,034,780	△ 942,720
減 価 償 却 費	321,000	321,489	489	321,489	0
前期損益修正損	0	0	0	33,803	△ 33,803
合 計	472,245,000	435,681,058	△ 36,563,942	423,418,161	12,262,897

4 利益剰余金の処分について

本年度における収支決算を行った結果、当期利益金として4,369,400円を生じた。

この利益金に前年度より繰り越した積立金623,564,748円を合わせ、翌年度へ繰り越す積立金は、627,934,148円となる。

〔8〕保健経理

1 掛金・負担金の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する割合（財源率）について

(単位:%)

種別	財源率	掛金	負担金	合計
一般組合員		1.75	1.75	3.50
短期組合員		1.75	1.75	3.50
市長組合員		1.75	1.75	3.50
特定消防組合員		1.75	1.75	3.50

2 収入について

(1) 収入状況

(単位:円)

科目	区分	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
					前年度決算額	比較増△減
負担金		307,057,000	311,824,316	4,767,316	299,760,804	12,063,512
(標準報酬の月額分)		232,884,000	235,549,017	2,665,017	224,719,600	10,829,417
(標準期末手当等分)		69,958,000	72,060,319	2,102,319	69,094,298	2,966,021
(特定健診等負担金)		4,215,000	4,214,980	△20	5,946,906	△1,731,926
掛金		302,842,000	307,530,819	4,688,819	293,756,046	13,774,773
(標準報酬の月額分)		232,884,000	235,490,546	2,606,546	224,668,564	10,821,982
(標準期末手当等分)		69,958,000	72,040,273	2,082,273	69,087,482	2,952,791
雑収入		6,000	40,400	34,400	24,061,123	△24,020,723
前期損益修正益		0	550,730	550,730	1,667,300	△1,116,570
合計		609,905,000	619,946,265	10,041,265	619,245,273	700,992

(2) 負担金・掛金の入金状況

(単位:円、%)

科目	区分	調定額 (A)	収入済額 (B)	徴収率 (B/A)	前年度徴収率との比較	
					前年度徴収率	比較増△減
負担金		311,824,316	311,773,597	99.98	99.94	0.04
掛金		307,530,819	307,473,639	99.98	99.94	0.04
合計		619,355,135	619,247,236	99.98	99.94	0.04

3 支出について

(単位：円)

区 分 科 目	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
職 員 給 与	9,328,000	8,000,917	△ 1,327,083	7,577,677	423,240
厚 生 費	313,013,000	297,260,989	△ 15,752,011	295,175,803	2,085,186
特定健康診査等費	16,442,000	13,011,509	△ 3,430,491	15,923,258	△ 2,911,749
(特定健康診査費)	10,597,000	10,575,952	△ 21,048	13,877,336	△ 3,301,384
(特定保健指導費)	5,845,000	2,435,557	△ 3,409,443	2,045,922	389,635
旅 費	634,000	26,640	△ 607,360	200,570	△ 173,930
事 務 費	3,062,000	1,875,635	△ 1,186,365	1,824,074	51,561
賃 金	23,175,000	22,551,351	△ 623,649	22,318,079	233,272
委 託 費	302,613,000	299,170,110	△ 3,442,890	283,843,336	15,326,774
修 繕 費	10,000	0	△ 10,000	0	0
賃 借 料	3,053,000	3,052,824	△ 176	3,051,192	1,632
普 及 費	7,070,000	6,778,620	△ 291,380	6,923,505	△ 144,885
諸 謝 金	167,000	160,750	△ 6,250	143,000	17,750
負 担 金	33,334,000	28,410,662	△ 4,923,338	30,765,983	△ 2,355,321
連 合 会 分 担 金	4,460,000	4,667,267	207,267	6,670,047	△ 2,002,780
前期損益修正損	0	0	0	15,539	△ 15,539
合 計	716,361,000	684,967,274	△ 31,393,726	674,432,063	10,535,211

4 組合員の保健・保養及び教養に資する事業の概況について

(単位：円)

項 目		事業計画額	決算額	概 要
保 健 関 係	人 間 ド ッ ク	176,539,000	186,980,134	人間ドック、脳ドック、胃・大腸・乳・子宮・肺・前立腺がん検診
	総 合 検 診	48,790,000	37,639,160	人間ドック、胃・大腸・乳・子宮・肺・前立腺がん検診
	郵 送 に よ る 胃 が ん 検 診	2,364,000	1,822,250	
	巡 回 女 性 被 扶 養 者 健 診	47,760,000	42,047,220	人間ドック、胃・大腸・乳・子宮・肺がん検診
	歯 科 健 診	3,300,000	3,151,500	
	予 防 接 種 助 成	26,400,000	18,404,100	インフルエンザ予防接種費用助成
	電 話 健 康 相 談 ・ カ ウ ン セ リ ン グ	6,603,000	6,553,800	すこやかダイヤル24
	保 健 指 導 事 業	435,000	303,720	重症化予防受診勧奨・定期刊行物
	小 計	312,191,000	296,901,884	
	事 業 関 係	ス ポ ー ツ 大 会 助 成	300,000	0
そ の 他		283,000	158,825	健幸エクササイズ
小 計		583,000	158,825	
業 務 関 係	保 健 関 係 図 書	10,000	2,090	
	広 報	100,000	22,000	
	医 療 費 通 知 ・ 後 発 医 療 品 差 額 通 知	4,600,000	4,175,627	
	そ の 他	2,370,000	2,580,993	柔整・鍼灸の適正利用案内、育児情報誌配付
	小 計	7,080,000	6,780,710	
講 座 関 係	健 康 講 座	67,000	65,580	歯と口の健幸教室等
	そ の 他	172,000	134,700	健幸いきいき家族教室、健幸レシピ
	小 計	239,000	200,280	
特定健診	特 定 健 康 診 査	10,597,000	10,575,952	
保健指導	特 定 保 健 指 導	5,845,000	2,435,557	
そ の 他		379,826,000	367,914,066	
合 計		716,361,000	684,967,274	

5 利益剰余金の処分について

本年度における収支決算を行った結果、当期損失金として65,021,009円を生じたが、前年度より繰り越した積立金99,642,529円を取り崩して補てんした。

なお、翌年度へ繰り越す積立金は、34,621,520円となる。

〔9〕貯金経理

1 収入について

(単位：円)

区 分 科 目	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
利息及び配当金	7,977,000	8,467,337	490,337	13,310,367	△ 4,843,030
償 還 差 益	0	0	0	40,000	△ 40,000
合 計	7,977,000	8,467,337	490,337	13,350,367	△ 4,883,030

2 支出について

(単位：円)

区 分 科 目	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
旅 費	30,000	0	△ 30,000	0	0
事 務 費	182,000	120,879	△ 61,121	45,670	75,209
支 払 利 息	6,725,000	6,643,032	△ 81,968	10,492,825	△ 3,849,793
合 計	6,937,000	6,763,911	△ 173,089	10,538,495	△ 3,774,584

3 資産の構成割合（地方公務員等共済組合法施行規程第14条第1項に規定する割合）について

(単位：円、%)

区 分	事業計画額		決算額		比較増△減		前年度決算額との比較				
							前年度決算額		比較増△減		
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
資第一 産号	株式及び 証券投資 信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資第二 産号	固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	流動資産	631,656,000	21.55	428,897,883	15.16	△ 202,758,117	△ 6.39	348,612,909	12.24	80,284,974	2.92
	金銭信託	100,000,000	3.41	200,000,000	7.07	100,000,000	3.66	600,000,000	21.07	△400,000,000	△ 14.00
	有価証券	2,199,702,000	75.04	2,199,702,000	77.77	0	2.73	1,899,702,000	66.69	300,000,000	11.08
合 計		2,931,358,000	100.00	2,828,599,883	100.00	△ 102,758,117	-	2,848,314,909	100.00	△ 19,715,026	-

資産の運用利回りについて

令和4年度決算による平均運用利回り 年0.30%（令和3年度の平均運用利回り 年0.52%）

$$\text{算式 } C \div \left[\{A + (B - C)\} \times \frac{1}{2} \right]$$

A = 年度始資産 2,848,314,909 円

B = 年度末資産 2,828,599,883 円

C = 当該事業年度における資産の運用利益 8,467,337 円
(利息+配当金+償還差益-償還差損-信託等売買手数料)

4 貯金の種類、支払利率及び現況について

(単位：円、人、%)

区分		貯金の種類	普通貯金
前年度末	貯金額 A		2,700,672,005
	貯金者数 B		369
	貯金者1人当たり貯金額 C		7,318,894
	組合員加入率 D		59.42
	支払利率		0.40
本年度末	貯金額 E		2,681,234,211
	貯金者数 F		356
	貯金者1人当たり貯金額 G		7,531,557
	組合員加入率 H		57.51
	支払利率		0.25
比較	貯金額 E-A		△ 19,437,794
	貯金者数 F-B		△ 13
	貯金者1人当たり貯金額 G-C		212,663
	組合員加入率 H-D		△ 1.91
備考		貯金の額等 1. 積立 1口、500円 2. 新規申込み 毎月 3. 積立額の変更 毎月 4. 払戻・解約 毎月 (1日、17日払い) 5. 賞与積立 無 利息計算 毎年3月及び9月末日計算、 翌日元本組入れ	

5 利益剰余金の処分について

本年度における収支決算を行った結果、当期利益金として1,703,426円を生じた。

この利益金に前年度より繰越した積立金7,298,463円と欠損金補てん積立金超過額を取り崩して生じた971,890円を合わせ、翌年度へ繰り越す積立金は、9,973,779円となる。

〔10〕貸付経理

1 収入について

(単位：円)

区分 科目	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
組合員貸付金利息	13,332,000	13,011,350	△ 320,650	16,466,324	△ 3,454,974
連合会交付金	152,000	147,000	△ 5,000	190,000	△ 43,000
利息及び配当金	2,198,000	2,814,515	616,515	2,477,715	336,800
合計	15,682,000	15,972,865	290,865	19,134,039	△ 3,161,174

2 支出について

(単位：円)

区分 科目	事業計画額	決算額	比較増△減	前年度決算額との比較	
				前年度決算額	比較増△減
職員給与	8,405,000	7,478,101	△ 926,899	15,781,025	△ 8,302,924
厚生費	12,000	40,937	28,937	22,596	18,341
旅費	300,000	0	△ 300,000	0	0
事務費	340,000	1,200	△ 338,800	5,244	△ 4,044
委託費	1,973,000	528,660	△ 1,444,340	927,850	△ 399,190
修繕費	50,000	0	△ 50,000	0	0
普及費	50,000	0	△ 50,000	0	0
諸謝金	50,000	0	△ 50,000	0	0
負担金	21,955,000	20,064,738	△ 1,890,262	15,946,352	4,118,386
連合会払込金	2,104,000	2,060,768	△ 43,232	2,584,873	△ 524,105
減価償却費	10,000	11,780	1,780	11,780	0
固定資産除却損	0	0	0	1	△ 1
合計	35,249,000	30,186,184	△ 5,062,816	35,279,721	△ 5,093,537

3 貸付資金の増減状況について

(単位：円、%)

区分	前年度末 A	令和4年度			比較	
		増加額	減少額	本年度末 B	金額 C (B - A)	比率 C/A
組合員 貸付金総額 D	1,167,960,992	0	251,407,703	916,553,289	△ 251,407,703	△ 21.5
Dの額のうち 住宅貸付金 E	1,167,960,992	0	251,407,703	916,553,289	△ 251,407,703	△ 21.5
E / D × 100	100.0			100.0		

4 貸付の条件について（高額医療貸付及び出産貸付を除き、新規貸付は休止中である。）

(単位：％、千円、月)

種 類	利率(年)	最 高 限 度 額	償還期間	据置期間	備 考	
普 通 貸 付	1.26	2,000	120			
住 宅 貸 付	1.26	18,000	360		ボーナス併用償還有： 元金分割による併用償還	
在宅介護対応 住宅貸付(加算)	1.00	3,000	360		〃	
災害貸付	住 宅	0.93	18,000	360	1 年	〃
	追 加	0.93	19,000	360	1 年	〃
特別貸付	医 療	1.26	1,000	120		
	入学 結婚 葬祭	1.26	2,000	120		
高額医療貸付	無 利 息	高額療養費支給 対象額の10分の9				
出 産 貸 付	〃	出 産 費 等 支 給 対 象 額				

5 組合員貸付金の状況について

(単位：件、円、％)

種 類	前 年 度 末			本 年 度 末			比 較		
	件数	金 額	割合	件数	金 額	割合	件数	金 額	割合
	A	B		C	D		C-A	D-B	
普 通 貸 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住 宅 貸 付	462	1,167,960,992	100.0	400	916,553,289	100.0	△ 62	△ 251,407,703	0
在宅介護対応 住宅貸付(加算)	5	4,004,060	-	2	1,077,811	-	△ 3	△ 2,926,249	-
災害貸付	住 宅	0	0	0	0	0	0	0	0
	追 加	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
特別貸付	医 療	0	0	0	0	0	0	0	0
	入 学	0	0	0	0	0	0	0	0
	結 婚	0	0	0	0	0	0	0	0
	葬 祭	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
高額医療貸付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出 産 貸 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	462	1,167,960,992	100.0	400	916,553,289	100.0	△ 62	△ 251,407,703	-

(注) 在宅介護対応住宅貸付(加算)の件数、金額は住宅貸付の件数、金額に含まれる。

6 利益剰余金の処分について

本年度における収支決算を行った結果、当期損失金として14,213,319円を生じたが、前年度より繰り越した積立金3,450,431,795円を取り崩して補てんした。

なお、欠損金補てん積立金超過額を取り崩して生じた12,570,385円を合わせ翌年度へ繰り越す積立金は、3,448,788,861円となる。

短 期 経 理

短期経理 貸借対照表

令和5年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		4,532,648,286	流動負債		17,958,596
普通預金	1,944,816,022		未払金	2,191	
定期預金	900,000,000		未払費用	3,084,303	
金銭信託	1,000,606,963		前受収益	14,872,102	
有価証券	600,000,000				
立替金	74,880		固定負債		1,344,612,567
未収収益	499,976		支払準備金	1,344,612,567	
未収金	1,949,445				
支払基金委託金	84,701,000		負債合計		1,362,571,163
			剰余金		3,170,077,123
			利益剰余金	3,170,077,123	
			欠損金補てん積立金	743,423,317	
			短期積立金	2,314,548,030	
			介護積立金	112,105,776	
			純資産合計		3,170,077,123
資 産 合 計		4,532,648,286	負 債 ・ 純 資 産 合 計		4,532,648,286

短期経理 損益計算書

自令和 4年4月 1日

至令和 5年3月31日

損		失		金額		利		益		金額		
		円	円	円		円	円			円		
経常費用				18,960,302,333		経常収益				20,093,221,290		
事業費用			18,960,302,333			事業収益			18,837,606,730			
保健給付	7,787,626,188					短期負担金	8,272,115,627					
休業給付	1,183,081,929					介護負担金	1,101,622,202					
災害給付	1,370,000					短期掛金	8,261,603,033					
附加給付	67,836,612					介護掛金	1,101,663,438					
退職者給付拠出金	109,773					短期任意継続掛金	83,538,250					
前期高齢者納付金	2,934,841,633					介護任意継続掛金	10,828,231					
後期高齢者支援金	3,668,434,124					雑収入	6,235,949					
病床転換支援金	10,244											
介護納付金	2,134,606,187					補助金等収入		1,249,612,201				
一部負担金払戻金	86,239,800					高額医療交付金	173,180,000					
短期任意継続掛金還付金	6,759,079					災害給付交付金	1,370,000					
介護任意継続掛金還付金	970,369					育児・介護休業手当金交付金	1,057,109,130					
連合会払込金	229,542,643					調整負担金	17,953,071					
連合会拠出金	858,873,752											
						事業外収益		6,002,359				
繰入金				52,362,430		短期利息及び短期配当金	2,457,987					
業務経理へ繰入		52,362,430				賠償金	3,544,372					
次年度繰越支払準備金				1,344,612,567		前年度繰越支払準備金				1,225,079,925		
次年度繰越支払準備金		1,344,612,567				前年度繰越支払準備金		1,225,079,925				
当期利益金				961,023,885								
当期短期利益金		882,486,570										
当期介護利益金		78,537,315										
合計				21,318,301,215		合計				21,318,301,215		

預 金 明 細 表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要
丸八信用組合	普 通 預 金	4,958,715 円	No. 6001011
三菱UFJ銀行 東海公務部	〃	1,815,975,153	No. 0000229
三井住友信託銀行 名古屋営業部	〃	123,882,154	No. 3156725
小 計		1,944,816,022	
丸八信用組合	定 期 預 金	600,000,000	No. 0046931
東海労働金庫 本店営業部	〃	300,000,000	No. 7157641
小 計		900,000,000	
合 計		2,844,816,022	

金 銭 信 託 明 細 表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要
みずほ信託銀行	合同運用指定金銭信託	300,606,963 円	オールウェイズ No.8025937
三井住友信託銀行	〃	100,000,000	スタートラストα No.3013000000625
〃	〃	400,000,000	スタートラストα No.3013000000836
〃	〃	200,000,000	スタートラストα No.3013000000837
合 計		1,000,606,963	

有 価 証 券 明 細 表

	銘 柄	券 面 総 額	取 得 価 額	貸借対照表計上額	摘 要
地 方 債	愛知県公募公債	100,000 千円	100,000,000 円	100,000,000 円	令和4年度第10回
	群馬県公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	第26回
	名古屋市公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	第490回
	京都市公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	令和2年度第4回
	みずほ証券保護預かり 計	400,000	400,000,000	400,000,000	
	共同発行市場公募地方債	100,000	100,000,000	100,000,000	第215回
	福岡市公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	平成26年度第8回
	野村証券保護預かり 計	200,000	200,000,000	200,000,000	
合 計		600,000	600,000,000	600,000,000	

立 替 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
保 健 給 付	74,880 円	愛知県社会保険診療報酬支払基金	
合 計	74,880		

未 収 収 益 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
預 金 利 息	86,793 円	丸八信用組合 他	定期預金
有 価 証 券 利 息	362,995	愛知県 他	地方債
信 託 収 益	50,188	みずほ信託銀行 他	合同運用指定金銭信託
合 計	499,976		

未 収 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
短期負担金	1,338,371 円	市長部局 他	未納付分
介護負担金	210,018	〃	〃
短期掛金	144,290	〃	〃
〃	107,630	〃	控除不能分
介護掛金	27,323	〃	未納付分
〃	8,989	〃	控除不能分
調整負担金	2,896	〃	未納付分
連合会払込金	35,554	全国市町村職員共済組合連合会	免除者精算分
連合会拠出金	74,374	〃	〃
合 計	1,949,445		

支 払 基 金 委 託 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
支払基金委託金	84,701,000 円	愛知県社会保険診療報酬支払基金	
合 計	84,701,000		

未 払 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
連合会拠出金	2,191 円	全国市町村職員共済組合連合会	期末手当分
合 計	2,191		

未 払 費 用 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
負担金	291,886 円	厚生年金保険経理	未振替分
組合員保険料	2,513,070	〃	〃
負担金	16,448	退職等年金経理	〃
掛金	206,010	〃	〃
負担金	241	経過的長期経理	〃
〃	952	保健経理	〃
掛金	47,802	〃	〃
子ども・子育て拠出金	7,894	業務経理	〃
合 計	3,084,303		

前 受 収 益 明 細 表

科 目	摘 要	収 入			貸借対照表 計上額	備考
		年 月 日	伝票番号	金 額		
短期任意継続掛金	短期任意継続組合員49名分	R5. 3. 3他	No. 561他	13,398,356 円	13,398,356 円	
介護任意継続掛金	介護任意継続組合員27名分	R5. 3. 3他	No. 561他	1,473,746	1,473,746	
合 計				14,872,102	14,872,102	

積 立 金 明 細 表

区 分	前期繰越額	当期増加額	当期減少額	貸借対照表計上額	摘 要
欠損金補てん積立金	714,262,294 円	29,161,023 円	0 円	743,423,317 円	
合 計	714,262,294	29,161,023	0	743,423,317	

利 益 剰 余 金 計 算 書

自令和4年4月1日 至令和5年3月31日

1	短期積立金	1,461,222,483 円
	介護積立金	33,568,461 円
2	当期短期利益金	882,486,570 円
	当期介護利益金	78,537,315 円
3	当期処分額（短期）	△ 29,161,023 円
	欠損金補てん積立金へ積立	△ 29,161,023 円
	当期処分額（介護）	0 円
	短期積立金	2,314,548,030 円
	介護積立金	112,105,776 円

重要な会計方針

(短期経理)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

個別法による原価法

2 引当金等の計上基準

1) 支払準備金

短期経理の給付金について、当該事業年度の潜在債務を負債として見込むもので、地方公務員等共済組合法施行規程（以下、本決算書において「施行規程」という。）第83条の規定に基づき、当該事業年度における短期給付の請求額の総額の2/12を計上している。

2) 欠損金補てん積立金

短期経理の将来の欠損金の補てんにあてるための積立金で、施行規程第87条の規定に基づき、当該事業年度以前3事業年度における短期給付の平均請求額の10/100に達するまで計上している。

厚 生 年 金 保 険 経 理

厚生年金保険経理 貸借対照表

令和5年3月31日現在

借 方		金 額		貸 方		金 額	
	円	円	円		円	円	円
流動資産			2,447,496,094	流動負債			2,447,496,094
普通預金		2,441,490,967		未払金		2,447,363,795	
未収金		6,005,127		預り金		132,299	
資 産 合 計			2,447,496,094	負 債 ・ 純 資 産 合 計			2,447,496,094

厚生年金保険経理 損益計算書

自令和 4年4月 1日

至令和 5年3月31日

損 失		金 額		利 益		金 額	
	円	円	円		円	円	円
経常費用			39,925,484,578	経常収益			39,925,484,578
事業費用		39,925,484,578		事業収益		39,925,484,578	
負担金払込金	24,490,898,847			負担金	24,490,898,847		
組合員保険料 払込金	15,434,585,731			組合員保険料	15,434,585,731		
合 計			39,925,484,578	合 計			39,925,484,578

預 金 明 細 表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要
三菱UFJ銀行 東海公務部	普 通 預 金	2,441,358,668 円	No. 0000216
ゆうちょ銀行	”	132,299	No. 0107303
合 計		2,441,490,967	

未 収 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
負 担 金	291,886 円	短期経理	未振替分
”	3,041,876	市長部局 他	未納付分
組 合 員 保 険 料	2,513,070	短期経理	未振替分
”	158,295	市長部局 他	控除不能分
合 計	6,005,127		

未 払 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
負 担 金 払 込 金	1,456,264,227 円	全国市町村職員共済組合連合会	3月分
組 合 員 保 険 料 払 込 金	991,099,568	”	”
合 計	2,447,363,795		

預 り 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
過 払 金 等 返 還 金	132,299 円	年金受給者 1 名分	令和 5 年 3 月受入分
合 計	132,299		

退 職 等 年 金 経 理

退職等年金経理 貸借対照表

令和5年3月31日現在

借 方		金 額		貸 方		金 額	
	円	円	円		円	円	円
流動資産			162,469,959	流動負債			162,469,959
普通預金		162,061,562		未払金		162,469,959	
未収金		408,397					
資 産 合 計			162,469,959	負 債 ・ 純 資 産 合 計			162,469,959

退職等年金経理 損益計算書

自令和 4年4月 1日

至令和 5年3月31日

損 失		金 額		利 益		金 額	
	円	円	円		円	円	円
経常費用			2,530,783,416	経常収益			2,530,783,416
事業費用		2,530,783,416		事業収益		2,530,783,416	
負担金払込金	1,265,393,767			負担金	1,265,393,767		
掛金払込金	1,265,389,649			掛金	1,265,389,649		
合 計			2,530,783,416	合 計			2,530,783,416

預 金 明 細 表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要
三菱UFJ銀行 東海公務部	普 通 預 金	162,061,562 円	No. 0005737
合 計		162,061,562	

未 収 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
負 担 金	16,448 円	短期経理	未振替分
〃	170,264	市長部局 他	未納付分
掛 金	206,010	短期経理	未振替分
〃	15,675	市長部局 他	控除不能分
合 計	408,397		

未 払 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
負担金払込金	81,212,917 円	全国市町村職員共済組合連合会	3月分
掛金払込金	81,257,042	〃	〃
合 計	162,469,959		

經 過 的 長 期 經 理

経過の長期経理 貸借対照表

令和5年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		1,239,262	流動負債		1,239,262
普通預金	1,236,458		未払金	1,239,262	
未収金	2,804				
資 産 合 計		1,239,262	負 債 ・ 純 資 産 合 計		1,239,262

経過の長期経理 損益計算書

自令和 4年4月 1日

至令和 5年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		201,372,684	経常収益		201,372,684
事業費用	201,372,684		事業収益	201,372,684	
負担金払込金	201,372,684		負担金	201,372,684	
合 計		201,372,684	合 計		201,372,684

預 金 明 細 表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要
三菱UFJ銀行 東海公務部	普 通 預 金	1,236,458 円	No. 0005740
合 計		1,236,458	

未 収 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
負 担 金	241 円	短期経理	未振替分
〃	2,563	市長部局 他	未納付分
合 計	2,804		

未 払 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
負 担 金 払 込 金	1,239,262 円	全国市町村職員共済組合連合会	3 月分
合 計	1,239,262		

經過的長期預託金管理經理

經過的長期預託金管理經理 貸借対照表

令和5年3月31日現在

借方		金額		貸方		金額	
	円	円	円		円	円	円
流動資産			7,118,176	固定負債			7,118,176
普通預金		7,118,174		連合会預託金		7,118,176	
未収収益		2					
資産合計			7,118,176	負債・純資産合計			7,118,176

經過的長期預託金管理經理 損益計算書

自令和 4年4月 1日

至令和 5年3月31日

損失		金額		利益		金額	
	円	円	円		円	円	円
経常費用			36,007	経常収益			36,007
事業費用		36,007		運用収入		36,007	
支払利息	36,007			利息及び配当金	36,007		
合計			36,007	合計			36,007

預 金 明 細 表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要
三菱UFJ銀行 東海公務部	普 通 預 金	7,118,174 円	No. 0005724
合 計		7,118,174	

未 収 収 益 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
預 金 利 息	2 円	三菱UFJ銀行 東海公務部	普通預金
合 計	2		

連 合 会 預 託 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
連 合 会 預 託 金	7,118,176 円	全国市町村職員共済組合連合会	
合 計	7,118,176		

業 務 経 理

業 務 経 理 貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

借 方		金 額		貸 方		金 額	
	円	円	円		円	円	円
流動資産			760,473,591	流動負債			47,424,964
普通預金		359,773,642		未払金		14,701,874	
定期預金		100,000,000		未払費用		30,332,742	
金銭信託		300,000,000		預り金		2,390,348	
貯蔵品		187,184					
立替金		120,289		固定負債			85,383,839
未収収益		51,791		引当金		85,383,839	
未収金		340,685		退職給与引当金	85,383,839		
固定資産			269,360	負債合計			132,808,803
有形固定資産		269,360					
器具及び備品	269,360			剰余金			627,934,148
				利益剰余金		627,934,148	
				積立金	627,934,148		
				純資産合計			627,934,148
資 産 合 計			760,742,951	負 債 ・ 純 資 産 合 計			760,742,951

(注) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,566,475円である。

業 務 経 理 損 益 計 算 書

自令和 4年4月 1日

至令和 5年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
円	円	円	円	円	円
経常費用		435,681,058	経常収益		387,688,028
事業費用		435,681,058	事業収益		275,640,242
役員報酬	81,000		負担金	275,555,220	
職員給与	38,621,932		雑収入	85,022	
厚生費	192,682		補助金等収入		111,821,287
旅費	345,768		連合会交付金	111,821,287	
事務費	24,547,255		事業外収益		226,499
賃金	27,608,777		利息及び配当金	226,499	
委託費	41,671,890		繰入金		52,362,430
光熱水料	1,170,203		短期経理より繰入		52,362,430
賃借料	20,583,783				
普及費	16,908,217				
諸謝金	27,500				
負担金	127,837,208				
連合会分担金	13,671,294				
事務費負担金	122,092,060				
払込金	321,489				
減価償却費					
当期利益金		4,369,400			
当期利益金		4,369,400			
合 計		440,050,458	合 計		440,050,458

預 金 明 細 表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要
丸八信用組合	普 通 預 金	252,709,743 円	No. 6001012
三井住友信託銀行 名古屋栄支店	〃	279,676	No. 0046212
三菱UFJ銀行 名古屋市役所出張所	〃	106,784,223	No. 3524335
小 計		359,773,642	
丸八信用組合	定 期 預 金	100,000,000	No. 0046436-002
小 計		100,000,000	
合 計		459,773,642	

金 銭 信 託 明 細 表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要
三井住友信託銀行	合同運用指定金銭信託	100,000,000 円	スタートラストα No.3013000000337
〃	〃	100,000,000	スタートラストα No.3013000000828
三菱UFJ信託銀行	〃	100,000,000	STACCATO No.5500032
合 計		300,000,000	

立 替 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
払 込 手 数 料	9,720 円	全国市町村職員共済組合連合会	年金過払金返還に伴う振込手数料 令和4年度分
雇 用 保 険 料	110,569	愛知労働局	令和4年度分
合 計	120,289		

未 収 収 益 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
預 金 利 息	18,520 円	丸八信用組合	定期預金
信 託 収 益	33,271	三井住友信託銀行 他	合同運用指定金銭信託
合 計	51,791		

未 収 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
子ども・子育て拠出金	7,894 円	短期経理	未振替分
雑 収 入	45,115	名古屋市職員互助会	介護休暇支援金の支給事務に関する事務費 令和4年度処理分
負 担 金	81,339	愛知労働局	労災保険料 令和4年度分
〃	206,337	〃	雇用保険料 〃
合 計	340,685		

未 払 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
立 替 金	417 円	全国市町村職員共済組合連合会	年金過払金返還に伴う振込手数料3月分
退職給与引当金	14,701,457	固有職員	退職手当
合 計	14,701,874		

未 払 費 用 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
職 員 給 与	294,537 円	固有職員	超過勤務手当等 3月分
旅 費	36,940	事務従事職員 他	在勤地内旅費 3月分 他
事 務 費	610,772	(株)豊明堂 他	事務用消耗品 3月分 他
賃 金	210,050	会計年度任用職員	超過勤務手当等 3月分
委 託 費	27,772,320	T I S (株) 他	給与関連事務委託 3月分 他
光 熱 水 料	213,336	名古屋市役所	電気使用料 2月分・3月分
賃 借 料	84,237	全国市町村職員共済組合連合会 他	標準システム端末等機器 10~3月分 他
普 及 費	82,500	(株)社会保険出版社	ウェブサイト保守管理 3月分
負 担 金	1,028,050	名古屋市中心企業共済会 他	退職金共済掛金 3月分 他
合 計	30,332,742		

預 り 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
住 民 税	248,300 円	名古屋市収納管理・特別徴収事務センター 他	3月分
厚生年金保険料	53,070	厚生労働省年金局	〃
子ども・子育て拠出金	2,088,978	厚生労働省子ども家庭局	〃
合 計	2,390,348		

引当金明細表

区 分	前期繰越額	当期増加額	当期減少額	貸借対照表計上額	摘 要
退職給与引当金	100,085,296 円	0 円	14,701,457 円	85,383,839 円	
合 計	100,085,296	0	14,701,457	85,383,839	

固定資産明細表

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	当期償却額	差引期末残高	摘 要
器具及び備品	590,849 円	0 円	0 円	590,849 円	321,489 円	269,360 円	
合 計	590,849	0	0	590,849	321,489	269,360	

減価償却費明細表

資産の種類	耐用年数	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率	摘 要
器具及び備品	15 年	4,822,335 円	321,489 円	4,552,976 円	269,359 円	94.41 %	
〃	8	13,500	0	13,499	1	99.99	
合 計	—	4,835,835	321,489	4,566,475	269,360	—	

減価償却累計額明細表

区 分	前期繰越額	当期増加額	当期減少額	貸借対照表計上額	摘 要
器具及び備品	4,244,986 円	321,489 円	0 円	4,566,475 円	
合 計	4,244,986	321,489	0	4,566,475	

棚 卸 表

貸借対照表 科 目	品 名	単位	棚 卸			減 損 額		貸借対照表 計 上 額
			数 量	単 価	金 額	割 合	金 額	
貯 蔵 品	郵便切手 他	枚	1,786	円	187,184 円		円	187,184 円
合 計			1,786		187,184			187,184

令和5年3月31日

棚卸責任者 出納主任 鈴木 一輝
同 立会人 野末 啓子

支 出 実 績 表

科 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	不 用 額
役 員 報 酬	162,000 円	81,000 円	0 円	81,000 円
職 員 給 与	40,932,000	38,327,395	294,537	2,310,068
旅 費	4,267,000	308,828	36,940	3,921,232
事 務 費	30,867,000	23,936,483	610,772	6,319,745
合 計	76,228,000	62,653,706	942,249	12,632,045

利 益 剰 余 金 計 算 書

自令和4年4月1日 至令和5年3月31日

1	積 立	金		623,564,748 円
2	当 期 利 益	金		4,369,400 円
3	当 期 処 分	額		0 円
	積 立	金		627,934,148 円

重要な会計方針

(業務経理)

- 1 たな卸資産の評価基準
貯蔵品（郵便切手等）について、施行規程第70条の規定に基づき個別法による原価法によっている。
- 2 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。
なお、減価償却累計額は、次のとおりである。
有形固定資産 4,566,475円
- 3 引当金等の計上基準
 - 1) 退職給与引当金
共済組合に雇用されている職員に係る退職給与を、施行規程第78条の規定に基づき毎事業年度末日において所要の金額を計上している。

保 健 経 理

保 健 経 理 貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		149,962,145	流動負債		85,802,358
普通預金	149,853,850		未払費用	85,613,103	
未収金	108,295		預り金	189,255	
			固定負債		29,538,267
			引当金	29,538,267	
			退職給与引当金	29,538,267	
			負債合計		115,340,625
			剰余金		34,621,520
			利益剰余金	34,621,520	
			積立金	34,621,520	
			純資産合計		34,621,520
資 産 合 計		149,962,145	負 債 ・ 純 資 産 合 計		149,962,145

保 健 経 理 損 益 計 算 書

自令和 4年4月 1日

至令和 5年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
円	円	円	円	円	円
経常費用		684,967,274	経常収益		619,395,535
事業費用		684,967,274	事業収益		619,395,535
職員給与	8,000,917		負担金	311,824,316	
厚生費	297,260,989		掛金	307,530,819	
特定健康診査等費	13,011,509		雑収入	40,400	
旅費	26,640				
事務費	1,875,635		特別利益		550,730
賃金	22,551,351		前期損益修正益	550,730	
委託費	299,170,110		当期損失金		65,021,009
賃借料	3,052,824		当期損失金	65,021,009	
普及費	6,778,620				
諸謝金	160,750				
負担金	28,410,662				
連合会分担金	4,667,267				
合 計		684,967,274	合 計		684,967,274

預 金 明 細 表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要
丸八信用組合	普 通 預 金	141,026,364 円	No. 6001015
ゆうちょ銀行	"	8,827,486	No. 0155785
合 計		149,853,850	

未 収 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
負 担 金	952 円	短期経理	未振替分
"	49,767	市長部局 他	未納付分
掛 金	47,802	短期経理	未振替分
"	4,007	市長部局 他	控除不能分
"	5,371	"	未納付分
連 合 会 分 担 金	396	全国市町村職員共済組合連合会	免除者精算分
合 計	108,295		

未 払 費 用 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
厚 生 費	24,604,634 円	(医) オリエンタルクリニック 他	人間ドック受診料 3月分 他
特定健康診査等費	401,884	NECキャピタルソリューション(株) 他	特定PC機器 3月分 他
旅 費	1,410	事務従事職員	在勤地内旅費 3月分
事 務 費	165,850	名古屋市役所 他	電話料 令和4年度分 他
賃 金	89,498	会計年度任用職員	超過勤務手当等 3月分
委 託 費	58,583,023	(株) ベネフィットワン 他	心身リフレッシュ事業 3月分 他
賃 借 料	255,898	NECキャピタルソリューション(株)	クライアント機器 3月分
普 及 費	1,204,674	日本システム技術(株)	医療費通知作成 1～3月分
負 担 金	306,232	名古屋市中心企業共済会 他	退職金共済掛金 3月分 他
合 計	85,613,103		

預 り 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
住 民 税	122,100 円	名古屋市収納管理・特別徴収事務センター 他	3月分
厚生年金保険料	63,448	厚生労働省年金局	〃
雇 用 保 険 料	3,707	愛知労働局	令和4年度分
合 計	189,255		

引 当 金 明 細 表

区 分	前 期 繰 越 額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	貸 借 対 照 表 計 上 額	摘 要
退職給与引当金	8,110,933 円	21,427,334 円	0 円	29,538,267 円	
合 計	8,110,933	21,427,334	0	29,538,267	

支 出 実 績 表

科 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	不 用 額
職 員 給 与	9,328,000 円	8,000,917 円	0 円	1,327,083 円
旅 費	634,000	25,230	1,410	607,360
事 務 費	3,062,000	1,709,785	165,850	1,186,365
合 計	13,024,000	9,735,932	167,260	3,120,808

利益剰余金計算書

自令和4年4月1日 至令和5年3月31日

1	積	立	金	99,642,529 円
2	当	期	損 失 金	△ 65,021,009 円
3	当	期	処 分 額	0 円
	積	立	金	<u>34,621,520 円</u>

重要な会計方針

(保健経理)

1 引当金等の計上基準

1) 退職給与引当金

共済組合に雇用されている職員に係る退職給与を、施行規程第78条の規定に基づき毎事業年度末日において所要の金額を計上している。

貯 金 経 理

貯 金 経 理 貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

借 方		金 額		貸 方		金 額	
	円	円	円		円	円	円
流動資産			428,897,883	流動負債			2,684,564,393
普通預金		227,180,924		組合員貯金		2,681,234,211	
定期預金		200,000,000		未払費用		3,330,182	
未収収益		1,716,959					
				負債合計			2,684,564,393
固定資産			2,399,702,000	剰余金			144,035,490
投資その他の資産		2,399,702,000		利益剰余金		144,035,490	
金銭信託	200,000,000			欠損金補てん 積立金	134,061,711		
投資有価証券	2,199,702,000			積立金	9,973,779		
				純資産合計			144,035,490
資 産 合 計			2,828,599,883	負 債 ・ 純 資 産 合 計			2,828,599,883

貯 金 経 理 損 益 計 算 書

自令和 4年4月 1日

至令和 5年3月31日

損 失		金 額		利 益		金 額	
	円	円	円		円	円	円
経常費用			6,763,911	経常収益			8,467,337
事業費用		6,763,911		運用収入		8,467,337	
事務費	120,879			利息及び配当金	8,467,337		
支払利息	6,643,032						
当期利益金			1,703,426				
当期利益金		1,703,426					
合 計			8,467,337	合 計			8,467,337

預 金 明 細 表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要
丸八信用組合	普 通 預 金	226,996,450 円	No. 6001014
三井住友信託銀行 名古屋栄支店	〃	184,474	No. 3321881
小 計		227,180,924	
東海労働金庫 本店営業部	定 期 預 金	100,000,000	No. 7158353
〃	〃	100,000,000	No. 7158961
小 計		200,000,000	
合 計		427,180,924	

未 収 収 益 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
預 金 利 息	14,826 円	東海労働金庫 本店営業部	定期預金
有 価 証 券 利 息	1,065,915	愛知県 他	地方債
〃	39,917	西日本高速道路 他	社債
〃	589,590	名古屋高速道路 他	諸債券
信 託 収 益	6,711	三菱UFJ信託銀行	合同運用指定金銭信託
合 計	1,716,959		

金 銭 信 託 明 細 表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要
三菱UFJ信託銀行	合同運用指定金銭信託	100,000,000 円	STACCATO No.5500031
〃	〃	100,000,000	STACCATO No.5500033
合 計		200,000,000	

投資有価証券明細表

	銘柄	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
地 方 債	愛知県公募公債	100,000 千円	100,000,000 円	100,000,000 円	令和3年度第15回
	〃	100,000	100,000,000	100,000,000	平成28年度第4回
	〃	100,000	100,000,000	100,000,000	平成30年度第17回
	群馬県公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	(10年) 第27回
	栃木県公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	令和4年度第2回
	京都市公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	平成26年度第4回
	神戸市公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	平成26年度第4回
	千葉市公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	令和4年度第5回
	みずほ証券保護預かり 計	800,000	800,000,000	800,000,000	
	共同発行市場公募地方債	100,000	100,000,000	100,000,000	第226回
	大阪府公募公債	100,000	99,752,000	99,752,000	第384回
	川崎市公募公債	100,000	99,950,000	99,950,000	第89回
野村証券保護預かり 計	300,000	299,702,000	299,702,000		
地 方 債 計	1,100,000	1,099,702,000	1,099,702,000		
社 債	西日本高速道路社債	100,000	100,000,000	100,000,000	第32回
	みずほ証券保護預かり 計	100,000	100,000,000	100,000,000	
	西日本高速道路社債	100,000	100,000,000	100,000,000	第33回
	野村証券保護預かり 計	100,000	100,000,000	100,000,000	
	社 債 計	200,000	200,000,000	200,000,000	
諸 債 券	中部国際空港債券	100,000	100,000,000	100,000,000	政府保証第23回
	名古屋高速道路債券	100,000	100,000,000	100,000,000	愛知県・名古屋市折半保証 第124回
	〃	100,000	100,000,000	100,000,000	愛知県・名古屋市折半保証 第127回
	みずほ証券保護預かり 計	300,000	300,000,000	300,000,000	
	地方公共団体金融機構債券	100,000	100,000,000	100,000,000	第55回
	〃	100,000	100,000,000	100,000,000	第58回
	〃	100,000	100,000,000	100,000,000	F 214回
	名古屋高速道路債券	100,000	100,000,000	100,000,000	愛知県・名古屋市折半保証 第121回
	〃	100,000	100,000,000	100,000,000	愛知県・名古屋市折半保証 第133回
	住宅金融支援機構債券	100,000	100,000,000	100,000,000	一般担保第230回
野村証券保護預かり 計	600,000	600,000,000	600,000,000		
諸 債 券 計	900,000	900,000,000	900,000,000		
合 計	2,200,000	2,199,702,000	2,199,702,000		

未払費用明細表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
事 務 費	1,100 円	丸八信用組合	残高証明書発行手数料 5~3月発行分
組合員貯金利息	3,329,082	普通貯金預金者	令和4年10月1日~令和5年3月31日
合 計	3,330,182		

積立金明細表

区 分	前期繰越額	当期増加額	当期減少額	貸借対照表計上額	摘 要
欠損金補てん積立金	135,033,601 円	0 円	971,890 円	134,061,711 円	
合 計	135,033,601	0	971,890	134,061,711	

支出実績表

科 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	不 用 額
旅 費	30,000 円	0 円	0 円	30,000 円
事 務 費	182,000	119,779	1,100	61,121
合 計	212,000	119,779	1,100	91,121

利益剰余金計算書

自令和4年4月1日 至令和5年3月31日

1	積 立 金	7,298,463 円
2	当 期 利 益 金	1,703,426 円
3	当 期 処 分 額	971,890 円
	欠損金補てん積立金を取崩	971,890 円
	積 立 金	9,973,779 円

重要な会計方針

(貯金経理)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

個別法による原価法

2 引当金等の計上基準

1) 欠損金補てん積立金

貯金経理の将来の欠損金の補てんにあてるための積立金で、施行規程第87条の規定に基づき、組合員の貯金額の5/100以上に達するまで計上している。

貸 付 経 理

貸付経理 貸借対照表

令和5年3月31日現在

借方		金額	貸方		金額
	円	円		円	円
流動資産			流動負債		
普通預金		199,345,348	未払費用		1,057,597
定期預金		400,000,000	預り金		284,994
立替金		32,494			
未収収益		1,824,458	固定負債		
未収金		85,575	引当金		22,429,762
			退職給与引当金	22,429,762	
固定資産		2,917,101,004			
有形固定資産		7	負債合計		23,772,353
器具及び備品	7				
無形固定資産		547,708	剰余金		
電話加入権	547,708		利益剰余金		3,494,616,526
投資その他の資産		2,916,553,289	欠損金補てん 積立金	45,827,665	
金銭信託	500,000,000		積立金	3,448,788,861	
投資有価証券	1,500,000,000				
組合員貸付金	916,553,289		純資産合計		3,494,616,526
資産合計		3,518,388,879	負債・純資産合計		3,518,388,879

(注) 有形固定資産の減価償却累計額は3,496,485円である。

貸付経理 損益計算書

自令和 4年4月 1日

至令和 5年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
円	円	円	円	円	円
経常費用		30,186,184	経常収益		15,972,865
事業費用	30,186,184		事業収益	13,011,350	
職員給与	7,478,101		組合員貸付金利息	13,011,350	
厚生費	40,937		補助金等収入	147,000	
事務費	1,200		連合会交付金	147,000	
委託費	528,660		事業外収益	2,814,515	
負担金	20,064,738		利息及び配当金	2,814,515	
連合会払込金	2,060,768		当期損失金		14,213,319
減価償却費	11,780		当期損失金	14,213,319	
合 計		30,186,184	合 計		30,186,184

預 金 明 細 表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要
丸八信用組合	普 通 預 金	42,776,859 円	No. 6001013
三菱UFJ銀行 名古屋市役所出張所	〃	79,047,153	No. 0215968
みずほ信託銀行 名古屋支店	〃	494,707	No.0015541 団体信用生命保険関係等
〃	〃	76,455,429	No. 0039051
三井住友信託銀行 名古屋栄支店	〃	571,200	No. 0039771
小 計		199,345,348	
丸八信用組合	定 期 預 金	300,000,000	No. 0046957
東海労働金庫 本店営業部	〃	100,000,000	No. 7159118
小 計		400,000,000	
合 計		599,345,348	

立 替 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
雇 用 保 険 料	32,494 円	愛知労働局	令和4年度分
合 計	32,494		

未 収 収 益 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
組合員貸付利息	1,067,281 円	借受者 280名	期末手当返済分
預 金 利 息	14,361	丸八信用組合 他	定期預金
有 価 証 券 利 息	510,875	千葉県 他	地方債
〃	119,341	東日本高速道路	社債
信 託 収 益	112,600	三井住友信託銀行	合同運用指定金銭信託
合 計	1,824,458		

未 収 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
負 担 金	24,310 円	愛知労働局	労災保険料 令和4年度分
〃	61,265	〃	雇用保険料 〃
合 計	85,575		

金 銭 信 託 明 細 表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要
三井住友信託銀行	合同運用指定金銭信託	400,000,000 円	スタートラストα No.3013000000828
〃	〃	100,000,000	スタートラストα No.3013000000836
合 計		500,000,000	

投 資 有 価 証 券 明 細 表

	銘 柄	券 面 総 額	取 得 価 額	貸借対照表計上額	摘 要
地方債	千葉県公募公債	100,000 千円	100,000,000 円	100,000,000 円	令和4年度第4回
	群馬県公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	(10年)第22回
	共同発行市場公募地方債	100,000	100,000,000	100,000,000	第179回
	北海道公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	令和3年度第7回
	徳島県公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	令和4年度第2回
	京都府公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	令和2年度第12回
	愛知県公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	平成29年度第15回
	岡山市公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	令和4年度第1回
	野村証券保護預かり 計	800,000	800,000,000	800,000,000	
	京都府公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	令和元年度第4回
	新潟県公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	令和2年度第2回
	共同発行市場公募地方債	100,000	100,000,000	100,000,000	第194回
	大阪市公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	令和元年度第2回
	秋田県公募公債	100,000	100,000,000	100,000,000	令和3年度第1回
みずほ証券保護預かり 計	500,000	500,000,000	500,000,000		
地 方 債 計	1,300,000	1,300,000,000	1,300,000,000		
社債	東日本高速道路社債	100,000	100,000,000	100,000,000	第64回
	〃	100,000	100,000,000	100,000,000	第67回
	野村証券保護預かり 計	200,000	200,000,000	200,000,000	
	社 債 計	200,000	200,000,000	200,000,000	
合 計	1,500,000	1,500,000,000	1,500,000,000		

貸 付 金 明 細 表

貸付区分	貸付先	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
住宅貸付金	組合員	1,167,960,992 円	0 円	251,407,703 円	916,553,289 円	
合 計		1,167,960,992	0	251,407,703	916,553,289	

未 払 費 用 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
事 務 費	1,100 円	丸八信用組合	残高証明書発行手数料 5月～3月発行分
委 託 費	528,000	トリオシステムプランズ(株)	貸付システム保守 令和4年度分
負 担 金	45,907	名古屋市中小企業共済会 他	退職金共済掛金 3月分 他
連 合 会 払 込 金	482,590	全国市町村職員共済組合連合会	貸付保険料 1～3月分
合 計	1,057,597		

預 り 金 明 細 表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
住 民 税	16,500 円	名古屋市収納管理・特別徴収事務センター	3月分
団体信用生命保険料	268,494	全国市町村職員共済組合連合会	令和4年度分
合 計	284,994		

引 当 金 明 細 表

区 分	前期繰越額	当期増加額	当期減少額	貸借対照表計上額	摘 要
退職給与引当金	43,857,096 円	0 円	21,427,334 円	22,429,762 円	
合 計	43,857,096	0	21,427,334	22,429,762	

積 立 金 明 細 表

区 分	前期繰越額	当期増加額	当期減少額	貸借対照表計上額	摘 要
欠損金補てん積立金	58,398,050 円	0 円	12,570,385 円	45,827,665 円	
合 計	58,398,050	0	12,570,385	45,827,665	

固 定 資 産 明 細 表

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	当期償却額	差引期末残高	摘 要
器具及び備品	11,787 円	0 円	0 円	11,787 円	11,780 円	7 円	
電話加入権	547,708	0	0	547,708	0	547,708	
合 計	559,495	0	0	559,495	11,780	547,715	

減価償却費明細表

資産の種類	耐用年数	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率	摘要
器具及び備品	15年	3,254,992円	11,780円	3,254,986円	6円	99.99%	
〃	5	241,500	0	241,499	1	99.99	
合計	—	3,496,492	11,780	3,496,485	7	—	

減価償却累計額明細表

区分	前期繰越額	当期増加額	当期減少額	貸借対照表計上額	摘要
器具及び備品	3,484,705円	11,780円	0円	3,496,485円	
合計	3,484,705	11,780	0	3,496,485	

支出実績表

科目	予算額	支出済額	支出未済額	不用額
職員給与	8,405,000円	7,478,101円	0円	926,899円
旅費	300,000	0	0	300,000
事務費	340,000	100	1,100	338,800
合計	9,045,000	7,478,201	1,100	1,565,699

利益剰余金計算書

自令和4年4月1日 至令和5年3月31日

1	積立金	3,450,431,795円
2	当期損失金	△ 14,213,319円
3	当期処分額	12,570,385円
	欠損金補てん積立金を取崩	12,570,385円
	積立金	3,448,788,861円

重要な会計方針

(貸付経理)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
個別法による原価法
- 2 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。
なお、減価償却累計額は、次のとおりである。
有形固定資産 3, 4 9 6, 4 8 5 円
- 3 引当金等の計上基準
 - 1) 退職給与引当金
共済組合に雇用されている職員に係る退職給与を、施行規程第78条の規定に基づき毎事業年度末日において所要の金額を計上している。
 - 2) 欠損金補てん積立金
貸付経理の将来の欠損金の補てんにあてるための積立金で、施行規程第87条の規定に基づき、貸付金の額の5/100以上に達するまで計上している。

事 業 状 況 報 告 書

1 業務の内容

名古屋市職員共済組合は、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行い、もってこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、次に掲げる事業を行う。

(1) 短期給付事業

組合員の病気、負傷、出産、休業、災害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する給付を行う。

(2) 長期給付事業

組合員又は組合員であった者からの年金請求書類の受理・審査、年金相談業務を行う。

(3) 福祉事業

ア 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る自助努力についての支援その他の健康の保持増進のために必要な事業

イ 特定健康診査及び特定保健指導

ウ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

エ 組合員の貯金の受入れ又はその運用

オ 組合員の臨時の支出に関する貸付け

2 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

3 役員及び職員の定数等

(1) 役員

定数 理事長 1名（非常勤） 理事 7名（非常勤） 監事 3名（非常勤）

任期 令和4年12月1日から令和6年11月30日まで

役員名（令和5年3月31日現在）

役職	氏名	経歴
理事長	中田 英雄	名古屋市副市長
理事	難波 伸治	名古屋市総務局長
理事	鈴木 峰生	名古屋市財政局長
理事	小林 史郎	名古屋市交通局長
理事	津田 康裕	名古屋市職員労働組合執行委員長
理事	松岡 真二	名古屋交通労働組合執行委員長
理事	近藤 夏樹	名古屋水道労働組合中央執行委員長
理事	高木 強	名古屋港管理組合職員労働組合中央執行委員長
監事	鈴木 雅雄	弁護士
監事	舟橋 洋一	名古屋市監査事務局長
監事	鈴木 和仁	名古屋市職員労働組合連合会書記長

(2) 職員

定 数	令和3年度	令和4年度	増 △減
		11 名	7 名

4 組合の沿革

昭和37年12月1日設立

5 設立根拠法

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

6 主務大臣

総務大臣

7 組合会の概要

組合会の議員の定数は20名で、市長の任命による議員10名、組合員の互選による議員10名で組織され、議員の任期は2年である。

次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 運営規則の作成及び変更
- (3) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- (4) 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- (5) その他組合の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

令和5年3月31日現在の組合会議員の状況は次のとおりである。

区分	役職	氏名	経歴
任命議員	理事長	中田 英雄	名古屋市副市長
	理事	難波 伸治	名古屋市総務局長
	理事	鈴木 峰生	名古屋市財政局長
	理事	小林 史郎	名古屋市交通局長
	監事	舟橋 洋一	名古屋市監査事務局長
		平田 一之	名古屋市中区長
		坪田 知広	名古屋市教育長
		飯田 貢	名古屋市上下水道局長
		小出 豊明	名古屋市消防長
互選議員		酒井 隆	名古屋港管理組合総務部長
	理事	津田 康裕	名古屋市職員労働組合執行委員長
	理事	松岡 真二	名古屋交通労働組合執行委員長
	理事	近藤 夏樹	名古屋水道労働組合中央執行委員長
	理事	高木 強	名古屋港管理組合職員労働組合中央執行委員長
	監事	鈴木 和仁	名古屋市職員労働組合連合会書記長
		三住 正明	自治労名古屋市労働組合執行委員長
		桐村 朋	名古屋市職員労働組合書記長
		後藤 栄子	名古屋市立大学教職員組合
	竹本 功	名古屋交通労働組合副執行委員長	
	高山 裕司	名古屋市消防局総務部職員課主査	

当年度に開催された組合会は次のとおりである。

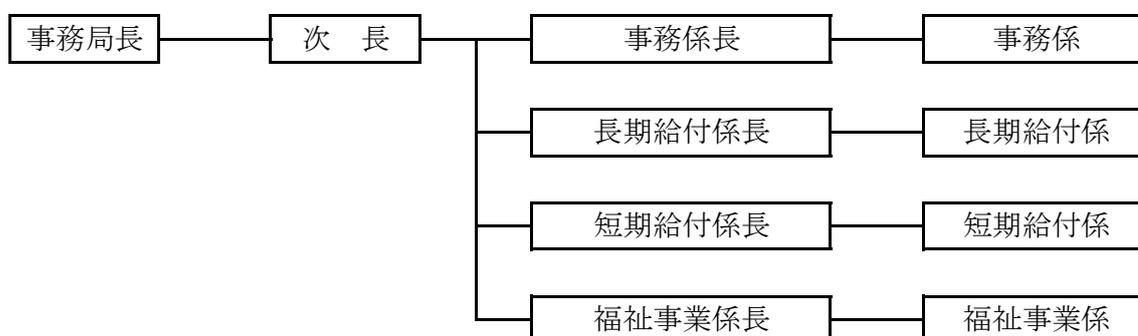
年月日	通算回数	議題等
4. 5. 13	199 回	(1) 役員選挙
4. 6. 13	200 回	(1) 令和3年度決算について
4. 12. 9	201 回	(1) 役員選挙
5. 3. 24	202 回	(1) 名古屋市職員共済組合定款の一部変更について (2) 令和5年度事業計画及び予算について

8 その他

(1) 所轄する団体及び組合員の数（令和5年3月31日現在）

団体名	組合員数
名古屋市	29,372人
名古屋港管理組合	619人
名古屋競輪組合	17人
合計	30,008人

(2) 事務局組織（令和5年3月31日現在）



人事異動

1 議員・役員

議員解任

令和4年7月3日

議員 太田 宜邦

議員任命

令和4年7月4日 (任期:令和4年7月4日~令和4年11月30日)

教育長 坪田 知広

任期満了に伴う互選議員当選

令和4年11月18日 (任期:令和4年12月1日~令和6年11月30日)

中村区役所 津田 康裕

環境局 桐村 朋

環境局 鈴木 和仁

子ども青少年局 三住 正明

名古屋市立大学 後藤 栄子

名古屋港管理組合 高木 強

名古屋交通労働組合 松岡 真二

交通局 竹本 功

上下水道局 近藤 夏樹

消防局 高山 裕司

任期満了に伴う任命議員任命

令和4年12月1日 (任期:令和4年12月1日~令和6年11月30日)

副市長 中田 英雄

総務局長 難波 伸治

財政局長 鈴木 峰生

交通局長 小林 史郎

監査事務局長 舟橋 洋一

中区長 平田 一之

教育長 坪田 知広

上下水道局長 飯田 貢

消防長 小出 豊明

名古屋港管理組合総務部長 酒井 隆

役員就職

令和4年12月9日 (任期:令和4年12月1日~令和6年11月30日)

理事長 中田 英雄

理事長職務代理者 難波 伸治

理事 鈴木 峰生

理事 小林 史郎

理事 津田 康裕

理事 松岡 真二

理事 近藤 夏樹

理事 高木 強

学識経験を有する監事 鈴木 雅雄

監事 舟橋 洋一

監事 鈴木 和仁

議員辞任

令和5年3月31日

議員 竹本 功

議員 高山 裕司

議員解任

令和5年3月31日

議員 難波 伸治

議員 鈴木 峰生

議員 小林 史郎

議員 飯田 貢

議員 小出 豊明

役員退職

令和5年3月31日

理事 難波 伸治

理事 鈴木 峰生

理事 小林 史郎

議員任命

令和5年4月1日 (任期:令和5年4月1日~令和6年11月30日)

総務局長 杉浦 弘昌

財政局長 太田 宜邦

交通局長 折戸 秀郷

上下水道局長 横地 玉和

消防局長 平田 修広

役員就職

令和5年4月1日 (任期:令和5年4月1日~令和6年11月30日)

理事長職務代理者 杉浦 弘昌

理事 太田 宜邦

理事 折戸 秀郷

補欠選挙に伴う互選議員当選

令和5年5月17日 (任期:令和5年4月1日~令和6年11月30日)

交通局 野田 雅彦

消防局 服部 正宏

議員辞任

令和5年7月14日

議員 津田 康裕

令和5年7月26日

議員 鈴木 和仁

2 事務局監査員

監査員解任

令和5年3月31日

財政局財政部財政課長 安 保 建 吾

監査員任命

令和5年4月1日

財政局財政部財政課長 近 藤 勝 哉

3 事務局職員

次長及び出納役解任

令和5年3月31日

名古屋市事務職員 井 下 豊

短期給付係長及び出納主任解任

令和5年3月31日

名古屋市事務職員 大 野 紀 久 子

事務局職員及び出納員解任

令和5年3月31日

名古屋市事務職員 川 地 桂 一

名古屋市事務職員 橋 爪 雅 也

次長及び出納役任命

令和5年4月1日

名古屋市事務職員 鈴 木 幸 代

短期給付係長及び出納主任任命

令和5年4月1日

名古屋市事務職員 太 田 和 孝

事務局職員及び出納員任命

令和5年4月1日

名古屋市事務職員 川 地 桂 一